旧

第１章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及計画

（略）

第１ 基本的な考え方

（略）

３．被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮して災害時に活動するよう防災知識の普及・啓発に努める。

（略）

第２ 防災関係職員に対する防災教育

防災業務に従事する町並びに防災関係機関の職員は、災害の発生時において計画遂行上、主体となって活動しなければならないことから、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるので、今後一層資質の向上に努めなければならない。

（略）

第３ 一般住民に対する防災知識の普及・啓発

（略）

１．実施時期

項　　目	名　　称	実施期間
雪害予防に関するもの		12 月～翌年 3 月
	雪崩防災週間	12 月 1 日～12 月 7 日
風水害予防に関するもの		6 月～9 月
土砂災害防止に関するもの	土砂災害防止月間	6 月 1 日～6 月 30 日
	がけ崩れ防災週間	6 月 1 日～6 月 7 日
火災予防に関するもの	春季火災予防運動	4 月第 1 日曜日～1 週間
	秋季火災予防運動	11 月第 1 日曜日～1 週間
	山火事予防運動	4 月 1 日～5 月 31 日
	文化財予防デー	1 月 26 日
水防・水難事故防止に関するもの	水防月間	5 月 1 日～5 月 31 日
	水難事故防止強調運動	7 月 1 日～8 月 31 日
防災一般	県民防災の日	5 月 26 日
	県民防災意識高揚強調週間	5 月 20 日～5 月 26 日
	危険物安全週間	5 月第 2 日曜日～1 週間
	国民安全の日	7 月 1 日
	防災の日	9 月 1 日
	防災週間	8 月 30 日～9 月 5 日
	津波防災の日	11 月 5 日
	防災とボランティアの日	1 月 17 日

新

（※本新旧対照表では、簡易な語句の修正などは省略しています。）

第１章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及計画

（略）

第１ 基本的な考え方

（略）

3. 被災時の指定避難所や仮設住宅等における男女のニーズの違いや被災者や支援者が性暴力や DV の被害者にも加害者にもならないための知識等、男女双方の視点に十分配慮して災害時に活動するよう防災知識の普及・啓発に努める。

（略）

第２ 防災関係職員に対する防災教育

防災業務に従事する町並びに防災関係機関の職員は、災害の発生時において計画遂行上、主体となって活動しなければならないことから、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるので、今後一層資質の向上に努めなければならない。町、県及び関係機関は職員に対し、これら知識及び判断能力を養成及び習得するための基礎・応用教育、実施研修、並びに訓練などについて、専門家等の知見を活用し、計画的な実施に努める。

（略）

第３ 一般住民に対する防災知識の普及・啓発

（略）

１．実施時期

項　　目	名　　称	実施期間
雪害予防に関するもの		12 月～翌年 3 月
	雪崩防災週間	12 月 1 日～12 月 7 日
風水害予防に関するもの		6 月～9 月
土砂災害防止に関するもの	土砂災害防止月間	6 月 1 日～6 月 30 日
	がけ崩れ防災週間	6 月 1 日～6 月 7 日
火災予防に関するもの	春季火災予防運動	4 月第 1 日曜日～1 週間
	秋季火災予防運動	11 月第 1 日曜日～1 週間
	山火事予防運動	4 月 1 日～5 月 31 日
	文化財予防デー	1 月 26 日
水防・水難事故防止に関するもの	水防月間	5 月 1 日～5 月 31 日
	水難事故防止強調運動	7 月 1 日～8 月 31 日
防災一般	県民防災の日	5 月 26 日
	県民防災意識高揚強調週間	5 月 20 日～5 月 26 日
	危険物安全週間	6 月第 2 週（日曜日～土曜日までの 1 週間）
	国民安全の日	7 月 1 日
	防災の日	9 月 1 日
	防災週間	8 月 30 日～9 月 5 日
	津波防災の日	11 月 5 日

旧

	防災ボランティア週間	1 月 15 日～1 月 21 日

（略）

３．普及・啓発の内容

① 五城目町の防災対策

② 防災に関する知識（各種災害への備え、応急手 当等）

③ 地域固有の防災問題への認識（危険箇所の実態把握等）

④ 気象警報などの気象情報の知識

⑤ 災害時の「自助」「共助」「公助」の役割について

⑥ 自主防災組織の結成と活動の推進（活動例の紹介など）

⑦ 要配慮者の支援

⑧ 応急救護等の習得

⑨ 災害への備え

⑩ 火災の予防

（ア）避難の方法（避難経路、避難場所の確認）

（イ）食料、飲料水、物資の備蓄

（ウ）非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、医薬品、非常食等）

⑪ 災害時の心得

（ア）災害情報の取得方法

（イ）災害時の態様に応じて取るべき手段方法

第４ 学校等を通じての防災知識の普及

学校等においては、地域社会の実情及び幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育を推進する。

新

	防災とボランティアの日	1 月 17 日
	防災ボランティア週間	1 月 15 日～1 月 21 日

（略）

３．普及・啓発の内容

① 五城目町の防災対策

② 防災に関する知識（各種災害への備え、応急手当等）

③ 地域固有の防災問題への認識（過去の被災経験等を基準にした土砂災害警戒区域や災害危険箇所の実態把握等）やタイミングを逸しない適切な行動（正常性バイアス等に係る知識を含む。）

④ 気象警報などの気象情報の知識

⑤ 広域避難の考え方と大規模広域避難に関する総合的な知識

⑥ 災害時の「自助」「共助」「公助」の役割について

⑦ 自主防災組織の結成と活動の推進（活動例の紹介など）

⑧ 要配慮者の支援

⑨ 応急救護等の習得

⑩ 災害への備え

（ア）避難の方法（指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難経路、避難場所の確認）

（イ）災害情報、避難情報の取得方法

（ウ）ローリングストックの活用等も含めた「最低３日間、推奨１週間分」の食料、飲料水、物資の備蓄、非常持出品の準備（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、医薬品等）、自動車へのこまめな満タン給油

（エ）家具・ブロック塀等の転倒防止対策

（オ）保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

（カ）飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

⑪ 火災の予防

⑫ 災害時の心得

（ア）警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時に取るべき行動

（イ）様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

（ウ）災害発生時における連絡方法（災害用伝言ダイヤル 171 等）や、災害時の態様に応じて取るべき手段方法

（エ）家屋が被災した際の生活の再建に資する行動（片付けや修理前の家屋の内外の写真撮影等）

第４ 学校等を通じての防災知識の普及

学校等においては、地域社会の実情及び幼児・児童・生徒の発達の段階に即し、気候変動の影響も踏まえつつ、教育活動全体を通じた系統的・体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に

旧	新
	努めるものとする。また、県及び町は、学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
（略）	（略）
第５　防災上重要な施設の管理者等の教育	**第５　防災上重要な施設の管理者等の教育**
防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して資質の向上に努める。	防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、査察指導及び講習会等を実施して資質の向上に努める。
１．査察等を通じての現場指導	**１．査察等を通じての現場指導**
消防本部は、防災上重要な施設に対し定期的な査察を実施して、施設の維持管理及び地震発生時における対処要領等を指導する。	消防本部は、防災上重要な施設に対し定期的な査察を実施して、施設の維持管理及び災害発生時における対処要領等を指導する。
２．講習会、研究会等の開催	**２．講習会、研究会等の開催**
消防本部は、防災管理者に対し次の防災教育を実施する。	消防本部は、防災管理者に対し次の防災教育を実施する。
ア　講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。	ア　講習会、研究会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。
イ　事業所等の防災計画の習熟・検証、過去の災害対応事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。	イ　事業所等の消防計画の習熟・検証、過去の災害対応事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制などに関する研修会等を計画的に実施する。
第６　事業所等における防災教育	**第６　事業所等における防災教育**
（略）	（略）
２．防火管理体制の強化	**２．防火管理体制の強化**
学校・大規模小売店等多数の人が出入りする施設について、管理権限を有する者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっている。消防本部は、これらの指導を行う。	学校・大規模小売店等多数の人が出入りする施設について、管理権原を有する者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び維持管理を実施させること。消防本部は、これらの指導を行う。
また、施設・設備の不備欠陥を早期に発見し、出火及び延焼拡大の危険要因を排除するため、消防法等による立入検査を通じて、防火管理体制の強化を促す。	また、施設・設備の不備欠陥を早期に発見し、出火及び延焼拡大の危険要因を排除するため、消防法等による立入検査を通じて、防火管理体制の強化を促す。
（略）	（略）
	第７　地域コミュニティーにおける防災教育の普及推進
	県及び町は、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティーにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
第７　防災に関する意識調査	**第８　防災に関する意識調査**
第２節　自主防災組織等の育成計画	**第２節　自主防災組織等の育成計画**
（略）	（略）
第２　自主防災組織の育成	**第２　自主防災組織の育成**
本町においては、火災予防組合が組織されていて、全町内会からは代議員（１名）が選出されているが、火災予防に関しての予防啓発運動のみである。現在、規約を整備し、地震等の災害を意識した訓練を実施するなど、本当の意味の自主防災組織の活動を実施しているのは、確認できているだけで１組織（１町内会／７２町内会※「ななくら」含む。）のみである。	本町においては現在、規約を整備し、地震等の災害を意識した訓練を実施するなど、本当の意味の自主防災組織の活動を実施しているのは、確認できているだけで 33 組織（34 町内会／71 町内会※「ななくら」含む。）のみである。
よって、今後、町は**「共助」**として自主防災組織の活動がいかに重要であるのか訴えるとともに、規約の整備、具体的な活動の指導をしていくことが必要である。	よって、今後、町は「共助」として自主防災組織の活動がいかに重要であるのか訴えるとともに、規約の整備、具体的な活動の指導をしていくことが必要である。
１．自主防災組織の結成	**１．自主防災組織の結成**

旧

（略）

オ 自主防災組織の活動は、概ね次のとおりである。

平　　時	1　情報の収集伝達体制の確立 2　火気使用設備及び器具等の点検 3　防災用紙機材等の備蓄及び管理 4　地域の障がい者等の要配慮者の把握 5　災害教訓の伝承等、防災知識の普及活動 6　自主的な防災訓練の実施及び県・町主催の防災訓練への参加 7　その他
災害発生時	1　初期消火の実施 2　被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達 3　救出救護の実施及び協力 4　避難誘導の実施 5　安否確認の実施 6　炊き出し及び救援物資の配分に対する協力 7　その他

（略）

第３ 事業所の自衛消防組織等

（略）

２．対　策

事業所の防災計画等に基づく防災訓練を計画的に実施し、訓練の結果を検証し、検証により提起された課題を事業所の防災計画に反映させる。

学校、医療施設、百貨店など多数の町民が利用する施設の管理者は、自衛消防組織などの強化・育成に努め、防火管理体制の強化を図る

（略）

第５ 消防団員の育成強化

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等、第一線での活動のほか、平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等、地域社会の中で重要な役割を果たしている。そんな中、平成２５年１２月に制定された、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下**「消防団等充実強化法」**という。）によれば、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、地域の自主防災組織等の指導的な役割を担うとされており、町はそのために地域の実情に応じて消防団の育成強化を図るとされている。

本町は、消防団の育成強化について、以下の措置を講ずる。

（１）消防施設、設備の整備

（２）消防団員の確保

ア　入団募集方法の検討

イ　団員の処遇改善を図る等、活性化対策の推進

ウ　分団の再編による組織力の強化

（略）

第３節　防災訓練計画

（略）

第１ 基本的な考え方

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民

新

（略）

オ 自主防災組織の活動は、概ね次のとおりである。

平　　時	1　情報の収集伝達体制の確立 2　火気使用設備及び器具等の点検 3　防災用資機材等の備蓄及び管理 4　地域の障害者等の要配慮者の把握 5　災害教訓の伝承等、防災知識の普及活動 6　自主的な防災訓練の実施及び県・町主催の防災訓練への参加 7　その他
災害発生時	1　初期消火の実施 2　被害状況等の収集・報告、命令指示等の伝達 3　救出救護の実施及び協力 4　避難誘導の実施 5　安否確認の実施 6　炊き出し及び救援物資の配分に対する協力 7　その他

（略）

第３ 事業所の自衛消防組織等

（略）

２．対　策

事業所の防災計画等に基づく防災訓練を計画的に実施し、訓練の結果を検証し、検証により提起された課題を事業所の防災計画に反映させる。

学校、医療施設、百貨店（大規模小売店舗）など多数の町民が利用する施設の管理者は、自衛消防組織などの強化・育成に努め、防火管理体制の強化を図る。

（略）

第５ 消防団員の育成強化

消防団は、災害時における消防活動のほか、平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等、地域社会の中で重要な役割を果たしている。そんな中、平成 25 年 12 月に制定された、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団等充実強化法」という。）によれば、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、地域の自主防災組織等の指導的な役割を担うとされており、町はそのために地域の実情に応じて消防団の育成強化を図るとされている。

本町は、消防団の育成強化について、以下の措置を講ずる。

(1) 消防施設、設備の整備

(2) 消防団員の確保

ア　入団募集方法の検討

イ　団員の処遇改善を図る等、活性化対策の推進

ウ　分団の再編による組織力の強化

（略）

第３節　防災訓練計画

（略）

第１ 基本的な考え方

防災訓練は、地域防災計画の熟知、防災関係機関相互の協力連絡体制の確立、防災関係機関と住民

旧	新
との間における協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、さらに、地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。	との間における協力体制の確立、住民に対する防災知識の普及啓発、さらに、地域防災計画の検証などに副次的な効果がある。 訓練の実施にあたっては、高齢者や傷病者などの避難行動要支援者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における避難所の開設及び運営について、平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、自主防災組織等と連携した地域の災害リスクに基づく防災訓練を定期的に実施するよう努める。また、実行性確保に向け、災害対応に必要なシステムや ICT 端末を活用の上、定期的な実施に努めるとともに、訓練結果については事後の検討を行い、問題点・課題等の把握に努め、次回の訓練にフィードバックし、必要に応じて体制の改善を図る。 また、訓練を実施する際は、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすることに加え、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。
また、訓練結果については事後の検討を行い、問題点・課題等の把握に努め、次回の訓練にフィードバックし、必要に応じて体制の改善を図る。	
（略）	**（略）**
第３　訓練の種別	**第３　訓練等の種別**
１．総合防災訓練	**１．総合防災訓練**
町は、「県民防災の日（５月２６日）」などの日に合わせ、年に１回程度、町民参加による**総合防災訓練**を実施する。訓練は、防災関係機関等の参加も得ながら多数の町民の参加を求め、避難活動、避難所運営、炊き出し、救助、救護等を内容とするとともに、他の市町村との共同訓練も検討する。	町は、「県民防災の日（5 月 26 日）」などの日に合わせ、年に 1 回程度、町民参加による総合防災訓練を実施する。訓練は、防災関係機関等の参加も得ながら多数の町民の参加を求め、避難活動、避難所運営、炊き出し、救助、救護、災害ボランティアセンターの開設・運営訓練等を内容とするとともに、他の市町村との共同訓練も検討する。
また、訓練結果については事後検討を行い、問題点・課題等の把握に努め、次年度の訓練に反映し、必要に応じて体制の改善を図る。	また、訓練結果については事後検討を行い、問題点・課題等の把握に努め、次年度の訓練に反映し、必要に応じて体制の改善を図る。
２．個別訓練	**２．個別訓練**
（１）実働訓練	(1) 実働訓練
町や各防災関係機関等は、訓練種目を選定し、災害対策本部の班、自主防災組織、地区毎の個別的な訓練を実施する。	町や各防災関係機関等は、訓練種目を選定し、災害対策本部の班、自主防災組織、地区毎の個別的な訓練を実施する。
（例）動員配備訓練、水防訓練、安否確認・避難誘導訓練、避難所開設訓練など	（例）動員配備訓練、水防訓練、安否確認・避難誘導訓練、障害者や外国人などの要配慮者、要配慮者を支援する者や感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練など
（２）図上訓練	(2) 図上訓練
町や各防災関係機関等は、指揮能力や防災知識の向上を図るため、想定災害を図上でイメージした訓練を計画的に実施する。	町や各防災関係機関、町民等は、指揮能力や防災知識の向上を図るため、想定災害を図上でイメージした訓練を計画的に実施する。
（例）災害対策本部運営訓練、避難所運営訓練、要配慮者避難誘導訓練など	（例）災害対策本部運営訓練、避難所運営訓練、要配慮者避難誘導訓練など
	３．研修・講習会等
	町は、職員の災害対応能力の向上に向け、必要に応じて県等関係機関と連携し、災害対応に関わる研修や講習会等への参加に努める。
	（例）災害対策本部運営に関わる講習会、気象防災ワークショップ、住家の被害認定調査の研修
第４　事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	**第４　事業所、自主防災組織及び住民等の訓練**
町は、事業所や自主防災組織等がそれぞれの状況に応じ訓練の実施ができるよう支援する。	町は、事業所や自主防災組織等がそれぞれの状況に応じ訓練の実施ができるよう支援する。
（１）事業所（防火管理者）における訓練	(1) 事業所等（防火管理者）における訓練
ア　学校、病院、工場、事業所、百貨店（大規模小売店舗）及びその他消防法で定められた施設の防火管理者は、その定める消防計画に基づく避難訓練を定期的に実施する。	ア　学校、病院、工場、事業所、百貨店（大規模小売店舗）及びその他消防法で定められた施設の防火管理者は、その定める消防計画に基づく消防訓練を定期的に実施する。
（略）	**（略）**

旧	新
第４節　防災情報の収集・伝達体制の整備 **（略）** **第１　基本的な考え方** 災害発生時における迅速・的確な情報の収集及び伝達は、町及び防災関係機関における迅速な初動態勢や、応急対策を迅速かつ適切に実施する上で極めて重要であり、その体制（ソフト・ハード含む）の整備を図る。ハード面では各種の防災情報通信施設の使用が必須であり、災害の規模によっては、これらの通信施設が被害を受ける又は、停電により使用ができなくなることも十分に考えられる。 このため、平時より連絡網の整備や、各種防災情報通信施設の多角化を念頭においた整備に努めるとともに、情報通信施設の維持管理の徹底を図り、且つ職員に対しては防災情報通信機器（防災システム）の操作研修を計画的に実施する。 **第２　現　況** **（略）** （２）秋田県情報集約配信システム （別名：情報の架け橋、Ｌアラート「情報コモンズ：マスコミ群」）（Ｈ２７年４月システム更新） ※町から、県、Ｌアラート、町民への情報発信。 災害対策本部設置、避難勧告、避難所開設などの情報について、各種マスコミが接続された情報コモンズへ情報を配信するシステム（平成２６年度運用開始）。また、平成２６年度中にエリアメール（３キャリア）へも申込み申請が完了しており、利用規約内の情報について発信が可能。平成２７年４月のシステム更新によりNHKのデータ放送へも配信されるようになったことと、加えて「お知らせ」機能が追加になり、町広報掲載程度の生活情報についてもデータ放送へ発信できるようになった。これにより、各種マスコミを仲介して間接的にではあるが、町民への情報伝達が可能。 なお、平成２７年度現在、町facebookページへの発信についても検討している。 **（３）秋田県河川砂防システム** 馬場目川（久保水位局）、内川川（黒土水位局）の河川水位、雨量（五城目、水沢、森山）の状況などがリアルタイムで確認できる。 **（４）気象庁防災情報システム** 各市町村の警報、注意報の状況、土砂災害警戒情報発表時の町域の土壌雨量指数のメッシュ情報の確認など、気象情報全般の確認が可能。 **（５）安否情報システム** 国民保護法の観点から、全国で発生した負傷者、死亡者を登録・照会・回答するために、国が導入したシステムだが、近年自然災害時（大規模）にも使用の範囲（ただし、国の共有領域への報告はなし。）が広がった。 **（略）**	**第４節　防災情報の収集・伝達体制の整備** **（略）** **第１　基本的な考え方** 災害発生時における迅速・的確な情報の収集及び伝達は、町及び防災関係機関における迅速な初動態勢や、応急対策を迅速かつ適切に実施する上で極めて重要であり、その体制（ソフト・ハード含む）の整備を図る。ハード面では各種の防災情報通信施設の使用が必須であり、災害の規模によっては、これらの通信施設が被害を受ける又は、停電により使用ができなくなることも十分に考えられる。 このため、平時より連絡網の整備や、各種防災情報通信施設の多角化を念頭においた整備に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用するよう努めるものとする。加えて、防災行政無線等による住民への防災情報の確実な伝達のための維持管理・機能強化及び情報通信施設の維持管理の徹底を図り、且つ職員に対しては防災情報通信機器（防災システム）の操作研修を計画的に実施する。 このほか、町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集や蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップや防災マップによる災害危険性の周知などに生かすものとする。 **第２　現　況** **（略）** (2) 秋田県情報集約配信システム （別名：情報の架け橋、Ｌアラート「災害情報共有システム」）（H27年４月システム更新） ※町から、県、Ｌアラート、町民への情報発信。 災害対策本部設置、避難情報、避難所開設など、自治体が発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する共通基盤システム。（平成26年度運用開始）。 (3) 秋田県河川砂防情報システム 馬場目川（久保水位局）、内川川（黒土水位局）の河川水位、雨量（五城目、水沢、森山）の状況などがリアルタイムで確認できる。また、一定の水位で観測を始める簡易水位計（危機管理型水位計）についても同様に水位状況を確認することが可能。 (4) 気象庁ホームページ 各市町村の警報、注意報の状況、土砂災害警戒情報発表時の町域の土壌雨量指数のメッシュ情報の確認など、気象情報全般の確認が可能。 (5) 安否情報システム 武力攻撃やテロなどの事態が発生した際に、被災地住民の安否情報を集約・整理・提供する、総務省消防庁の情報照会システム。国民保護法に基づいて整備され、平成20年に運用が開始されている。大規模な自然災害・事故が発生した際にも、自治体の要請に応じて運用される。 **（略）**

旧	新
（７）消防・救急無線　※消防本部内の職員間での通信。 町（消防本部）並びに消防車両に無線設備を設置し、各種災害に迅速に対処できる体制が整備されている。	(7) 消防・救急無線 町（消防本部）並びに消防車両に無線設備を設置し、各種災害に迅速に対処できる体制が整備されている。
	(8) 町防災行政無線　※主に町から、町民への情報発信。各子局には、町民から町への通話機能もある。 平成 29・30 年度に整備。平成 31 年 4 月から運用がスタートし、全町に設置した屋外拡声子局のスピーカーから、町民へ向けて音声放送で連絡が可能となるほか、避難所等の重要な施設には戸別受信機を設置する。なお、各子局にはマイクが設置されており、子局毎に独自の放送も可能、町への通話機能も備えている。放送を聞き逃した場合は、専用電話番号へ電話をかければ聞きなおしも可能。
（８）エリアメール　※町から、町民への情報発信。 民間携帯事業者３社（３キャリア）とエリアメールに関する協定（平成２４年度協定）を結んでおり、緊急情報を本町エリアに発信（本町の携帯電話受信点より発信）することができる。ただし、エリアメールの受信機能が携帯電話になければ受信ができない。また、発信できる情報は、避難勧告・指示などあらかじめ利用規程内で決められており、水道断水や道路通行止め、各種生活情報やイベント情報などは発信することができない。	(9) 緊急速報メール　※町から、町民への情報発信。 民間携帯事業者 4 社（4 キャリア）と緊急速報メールに関する協定（平成 24 年度協定）を結んでおり、緊急情報を本町エリアに発信（本町の携帯電話受信点より発信）することができる。ただし、緊急速報メールの受信機能が携帯電話になければ受信ができない。また、発信できる情報は、避難指示などあらかじめ利用規程内で決められており、水道断水や道路通行止め、各種生活情報やイベント情報などは発信することができない。
（９）災害時優先電話（アナログ回線：役場電話交換機を通さない）　※町と他者との間での通信。 災害時は電話の回線が混雑しかけにくい状態になる。その際に、被災地（回線が混雑しているエリア）から、優先的に電話をかけることが可能。あくまで電話をかける側の優位性を確保したものであり、他の電話からの受けに対して優位性が確保されている訳ではない。本町には、１回線（まちづくり課）に整備されている。	(10) 災害時優先電話（アナログ回線：役場電話交換機を通さない）　※町と他者との間での通信。 災害時は電話の回線が混雑しかけにくい状態になる。その際に、被災地（回線が混雑しているエリア）から、優先的に電話をかけることが可能。あくまで電話をかける側の優位性を確保したものであり、他の電話からの受けに対して優位性が確保されている訳ではない。本町には、1 回線（まちづくり課）に整備されている。
（１０）特設公衆電話（避難所）（平成２４年度整備）　※避難者と他者との間での通信。 本町の避難所１１箇所については、避難所開設時に臨時に設置できる電話機が２台ずつ整備されている。避難所開設時には、専用ジャックに電話機を設置することで使用が可能となる。この電話は、（９）の災害時優先電話としての優位性も持ち合わせている。	(11) 特設公衆電話（避難所）（平成 24 年度整備）　※避難者と他者との間での通信。 本町の避難所 16 箇所については、避難所開設時に臨時に設置できる電話機が 1～3 台整備されている。避難所開設時には、専用ジャックに電話機を設置することで使用が可能となる。この電話は、(10) の災害時優先電話としての優位性も持ち合わせている。
（１１）広報車　※町から、町民への情報発信。 災害広報用に使用できる拡声器付きの公用車が４台（住民生活課１台、総務課１台、消防本部２台）関係課に整備されている。この他にも、建設課２台、農林振興課２台、生涯学習課１台に拡声器付きの車両がある。	(12) 広報車　※町から、町民への情報発信。 災害広報用に使用できる拡声器付きの公用車が 4 台（住民生活課 1 台、総務課 1 台、消防本部 2 台）関係課に整備されている。この他にも、建設課 3 台、農林振興課 1 台、生涯学習課 1 台に拡声器付きの車両がある。
（１２）町ホームページ　※町から、町民への情報発信。 平成２７年１１月より町ホームページを、CMS 機能を有するシステムへ更新したことにより、各部署担当で容易に情報を発信することが可能になった。	(13) 町ホームページ　※町から、町民等への情報発信。 CMS 機能を有するシステムにより、各部署担当で情報を発信している。
（１３）町 Facebook 平成２６年度より町 Facebook を開設しており、まちづくり課で情報発信をしている。	(14) 町 SNS Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram を開設しており、まちづくり課で情報発信をしている。
（１４）登録制のメール 平成２８年度７月より運用を開始。エリアメールとは違い、水道断水や道路通行止め、各種生活情報やイベント情報など、自治体の意志で必要な情報を、メール登録者へ配信することが可能。なお、配信にはグループ分けが可能であり、各地区や町職員のグループを設けている。	(15) 登録制のメール 平成 28 年度 7 月より運用を開始。緊急速報メールとは違い、水道断水や道路通行止め、各種生活情報やイベント情報など、自治体の意志で必要な情報を、メール登録者へ配信することが可能。なお、配信にはグループ分けが可能であり、各地区や町職員のグループを設けている。
	(16) 小型無人航空機（ドローン）の整備 町は、火災や救助現場、災害現場などの全容を把握するために職員を現場に立ち入れさせる時、著しく危険又は困難である場合を想定し、空中からの撮影を遠隔操作で可能にする小型無人航空機（ド

旧	新
	ローン）を整備している。
（略）	（略）
第３ 防災情報の収集・伝達体制の整備	**第３ 防災情報の収集・伝達体制の整備**
（略）	（略）
（１）町防災行政無線等の整備 現在、町では同報系（役場を基地局として、町内各所にスピーカーを備えたコンクリート柱を立て住民に災害情報を発信する。）や、防災ラジオ（災害情報の放送の際には、自動起動し放送が流れる。）など、町民への情報発信の手段を検討しており、今後費用対効果を見極めながら導入を図る。	(1) 防災ラジオやケーブルテレビ網等の整備 町は、町民への情報伝達手段の多重化を図るため、防災ラジオ（災害情報の放送の際には、自動起動し放送が流れる。）やケーブルテレビ網等の情報発信の手段を、利用者の多さや、費用対効果を見極めながら検討する。このほか、町と自主防災組織・町内会、消防団との間で、被害情報や災害対応状況を共有できるよう、情報共有手段の整備に努める。また、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を含めた既存システムについては、適正な維持管理、更新に努める。 (2) 障害に応じた体制・設備等の整備 町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 加えて、町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
（２）移動系の防災行政無線 町は、災害時に情報収集にあたる現場職員と災害対策本部との間での通信手段として移動系の無線の整備を図る。	(3) 移動系の防災行政無線等 町は、災害時に情報収集にあたる現場職員と災害対策本部との間での通信手段として移動系の無線の整備を図る。 また、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備について努めるものとする。併せて、地域衛星通信ネットワーク等による衛星通信の確保に努めるとともに、通信が途絶した地域において活動する派遣職員等を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備等に努めるものとする。加えて、これら機器類の動作方法の確認や通信訓練に努めるものとする。
（３）ドローンの整備 町は、災害現場の全容を把握するために職員を現場に立ち入れさせる時、著しく危険又は困難である場合を想定し、空中からの撮影を遠隔操作で可能にするドローンの整備を図る。	
	第４ 情報の共有化 町、県及び関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努めるものとする。また、町、県及び公共機関は、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の総合防災情報システム（SOBO－WEB）に集約できるよう努めるものとする。
第４ 情報通信施設の維持管理	**第５ 情報通信施設の維持管理**
（略）	（略）
第５ 情報通信施設（情報通信機器：防災システム）の操作研修等	**第６ 情報通信施設（情報通信機器：防災システム）の操作研修等**
第２現況にある（１）～（１２）の情報通信施設（情報通信機器：防災システム）の設置・使用については、災害対策本部（災害警戒対策部）の事務分担表により使用がなされる。町は、平時より担当者を明確にし、研修会や訓練により操作の習熟を図る。	第２現況にある（1）～（16）の情報通信施設（情報通信機器：防災システム）の設置・使用については、災害対策本部（災害警戒対策部）の事務分担表により使用がなされる。町は、平時より担当者を明確にし、研修会や訓練により操作の習熟を図る。
（略）	（略）

旧	新
第６　その他の通信の活用 （略） **第５節　避難計画** （略） **第１　基本的な考え方** 大雨・洪水、豪雪などの気象に関する災害が発生した時、又は発生するおそれがあり住民の避難が必要になった時などを想定し、平時より町は、避難場所､避難所及び避難路を定め、これを自主防災組織や町内会において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、住民への周知徹底を図る。 ※避難行動要支援者については、第２４節避難行動要支援者支援計画を参照。 （略） **第３　避難の判断基準の作成** 町は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）」に基づいて、降水量、気象予警報等の客観的な指標に基づき、災害種別毎に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の具体的な発令基準を設定する。	**第７　その他の通信の活用** （略） **第５節　避難計画** （略） **第１　基本的な考え方** 大雨・洪水、豪雪などの気象に関する災害が発生した時、又は発生するおそれがあり住民の避難が必要になった時などを想定し、平時より町は、避難場所､避難所及び避難路を定め、これを自主防災組織や町内会において計画的に実施する研修会や防災訓練を通じ、住民への周知徹底を図る。 加えて、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 ※避難行動要支援者については、第 24 節避難行動要支援者支援計画を参照。 （略） **第３　避難の判断基準の作成** 町は、国の「避難情報に関するガイドライン」及び県の「避難情報の判断・伝達マニュアル①（土砂災害編）」及び「避難情報の判断・伝達マニュアル②（洪水編）」に基づいて、降水量、気象予警報等の客観的な指標に基づき、災害種別毎に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の具体的な発令基準を設定する。発令基準の設定にあたっては、夜間の発令時のルールや、緊急時における発令対象地区の見直し（大括り化）について考慮するよう努める。 また、国では、高齢者等の避難の実行性を確保する必要があることや、避難勧告と避難指示の違いが十分に理解されていないことなどの課題に対応するため、災害対策基本法を一部改正し、令和 3 年 5 月から、避難情報を変更し（「避難準備・高齢者等避難開始→高齢者等避難」、「避難勧告、避難指示（緊急）→避難指示」、「災害情報発生→緊急安全確保」）、運用を開始したことから、町は、確実に住民や要配慮者利用施設の管理者に周知を図るとともに、避難情報を発令した際には、避難行動を確実に実施できるよう必要な取組を講ずるものとする。 **第４　避難情報発令のための体制の構築** 町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 **第５　避難情報の伝達** （1）高齢者等避難 町長は、避難に時間を要する高齢者等が、安全に避難できるタイミング等において自主的に危険な場所からの避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促す。 （2）避難指示 町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難（立退き避難又は屋内安全確保）を促す。避難指示の発令を決定・通知する場合は、避難対象地域の住民及び関係機関等に次の内容を明らかにして避難指示の周知徹底を図る。 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。 ア　避難の対象地域 イ　避難指示の理由

旧	新
	ウ 避難指示の期間 エ 避難先 オ 避難経路 カ その他必要な事項 （3）緊急安全確保 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、立ち退き避難をすることがかえって生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、緊急に安全を確保するための最善の行動を促す。 （4）その他 町は、高齢者等避難や避難指示の発令に当たって適切な判断を行うため、必要に応じて、専門家（気象防災アドバイザー等）の技術的な助言などを活用するものとする。
第４ 避難情報の伝達手段 **（略）**	**第６ 避難情報の伝達手段** **（略）**
第５ 避難場所等の指定 **（略）**	**第７ 避難場所等の指定** **（略）**
（１）指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水、風水害などの異常な現象の種類毎に安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所である。滞在するのではなく、一時的に避難する場所である点、指定避難所とは異なる。	(1) 指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水、土砂災害などの異常な現象の種類毎に安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所である。滞在するのではなく、一時的に避難する場所である点、指定避難所とは異なる。 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
（２）指定避難所 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設である。	(2) 指定一般避難所 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設である。 町は、貯水槽、井戸、トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等の整備ほか、高齢者や障害者等の要配慮者の避難が可能となるよう、指定避難所のバリアフリー化を図るとともに、主に夏季や冬季における指定避難所での避難者の滞在に向け、温度管理が可能となるよう、空調設備の整備に努める。 また、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ、換気・照明等の施設の整備や、電力容量の拡大に努める。
（３）福祉避難所 地域に住む支援の必要な高齢者や障がい者等の要配慮者が災害時においても適切な支援が受けられるよう、施設のバリアフリー化、要配慮者に配慮した食料、専門的な人材（介護職員等）等が確保された避難所で、一般の避難者が利用する指定避難所と別に設置するものである。	(3) 指定福祉避難所 地域に住む支援の必要な高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が災害時においても適切な支援が受けられるよう、施設のバリアフリー化、要配慮者に配慮した食料、専門的な人材（介護職員等）等が確保された避難所で、一般の避難者が利用する指定避難所と別に設置するものである。

旧	新
【注意事項】 ・（1）指定緊急避難場所と（2）指定避難所は相互に兼ねることができる。 ・学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、まずは避難スペースとして体育館等を、状況によっては空き教室等の活用も検討する。いずれにしても、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 ・安全性の確保ができる場合は、指定避難所以外の各町内会の公民館を避難場所・避難所として活用できるものとする。ただし、平常時に各町内会や自主防災組織と町が、事前に協議しておくこととする。 ・指定避難所の収容能力確保や感染症予防などの観点から、避難所として県有施設等の利用や、ホテル・旅館の活用等も想定される。ホテル・旅館等については事前に協定締結等を行うよう努める。 ・水害と土砂災害、複数河川の氾濫や河川洪水等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとし、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを検討する。 **（略）** **第６　避難路** **（略）** **第７　避難場所等の周知** **（略）** **第８　避難場所等の環境整備** 町は、次のような環境整備に努める。 （１）非常電源の設置及びその燃料の備蓄 （２）医療救護、給食、情報伝達、応急給水、仮設トイレ等の応急活動に必要な設備、備品等の備蓄 （３）毛布、暖房器具等の備蓄、暖房施設等の整備 （４）プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮した環境の整備 **第９　避難所開設・運営体制の整備** （１）避難所運営マニュアルの整備 町は、避難所及び福祉避難所について**「避難所の開設・運営マニュアル」**を作成し、公表に努める。マニュアル作成に当たっては、**「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」**（平成25年内閣府）に添ったものとする。 また、これらマニュアルに沿って、避難所の開設・運営訓練を計画的に実施するとともに、訓	町は、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 【注意事項】 ・（1）指定緊急避難場所と（2）指定避難所は相互に兼ねることができる。 ・学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、まずは避難スペースとして体育館等を、状況によっては空き教室等の活用も検討する。いずれにしても、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 ・安全性の確保ができる場合は、指定避難所以外の各町内会の公民館を避難場所・避難所として活用できるものとする。ただし、平常時に各町内会や自主防災組織と町が、事前に協議しておくこととする。 ・指定避難所の収容能力確保や感染症予防などの観点から、避難所として県有施設等の利用や、ホテル・旅館の活用等も想定される。ホテル・旅館等については事前に協定締結等を行うよう努める。 ・水害と土砂災害、複数河川の氾濫や河川洪水等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとし、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを検討する。 **（略）** **第８　避難路** **（略）** **第９　避難場所等の周知** **（略）** **第 10 避難場所等の環境整備** 町は、次のような環境整備に努める。 (1) 再生可能エネルギーの活用も視野に入れた非常電源の設置及びその燃料の備蓄 (2) 医療救護、給食、情報伝達、応急給水、仮設トイレ等の応急活動に必要な設備、備品等の備蓄 (3) 毛布、暖房器具等の備蓄、暖房施設等の整備 (4) プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、感染症の拡大防止等に配慮した環境の整備 (5) 医療的ケアを必要とする者に配慮した人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保 (6) 食物アレルギーに配慮した食料の確保 **第 11 避難所開設・運営体制の整備** (1) 避難所運営マニュアルの整備 町は、避難所及び福祉避難所について「避難所運営マニュアル」を作成し、公表に努める。マニュアル作成に当たっては、内閣府等が公表する最新の被災者支援に関する方針等に添ったものとする。 また、これらマニュアルに沿って、避難所の開設・運営訓練を計画的に実施するとともに、訓

旧	新
練の検証結果を踏まえたマニュアルの見直しに努める。 （略） **第 10 ペット同行避難への備え** （略） **第 11 帰宅困難者支援** （略）	練の検証結果を踏まえたマニュアルの見直しに努める。 （略） **第 12 ペット同行避難への備え** （略） **第 13 帰宅困難者支援** （略） **第 14 多様な視点を取り入れた体制の整備** 町の男女共同担当部局は、男女共同参画拠点施設が、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局と男女共同参画拠点施設の役割について、住民生活課防災担当、男女共同参画拠点施設及び県と調整の上、明確化しておくよう努めるものとする。また、町の男女共同担当部局は、災害時には、男女共同参画の視点から、庁内や避難所等との間における連絡調整を行うため、予め、その体制の調整に努めるものとする。 さらに、多様性条例に基づき、地域の防災活動の推進拠点における差別等がないよう、同様に明確化及び連絡調整に係る体制整備に努めるものとする。 **第 15 感染症の自宅療養者の避難確保** 町は、県と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行うよう努める。 **第 16 その他の避難** 町は、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。 避難所には、不特定多数の人が避難するため、感染症のまん延が懸念される。そのため、町は平常時より住民に対して、以下の在宅避難、分散避難、テント泊・車中泊についても避難方法として検討するよう啓発するよう努める。 また、町は指定避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 このほか、車中泊については、町は車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等の支援方策を検討するとともに、健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 特に高齢者のみの世帯等、避難者への支援が行き届かないことのないよう、町は社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO 等の関係機関や災害時の応援協定に基づく協定先と連携し対応する。なお、対応にあたっては、円滑な避難支援に向け、これら関係機関等と個人情報の共有について検討する。 （1）在宅避難 安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はない。自宅の位置の安全性についてハザードマップ等で確認し、自分の住む地区に避難情報が発令されても、自宅に留まり在宅避難する。 （2）分散避難 避難先は指定避難所（地区公民館など）だけではない。感染症予防などの観点から安全な親戚・知

旧

第６節　広域防災拠点整備計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、出納室、健康福祉課、建設課、消防本部
	町以外の機関等	県

第１ 基本的な考え方

大規模災害時においては、県外からの広域応援部隊や救援物資等を、大きな被害のない地域に集結・集積させた上で被災地に展開・搬送するなど、広域応援活動を円滑に行う必要があるため、県では予めこのような広域応援活動の拠点となる施設（広域防災拠点：機能として＝終結場所・ベースキャンプ、一次物資集積拠点、広域搬送拠点臨時医療施設「SCU」がある。）を、県北、県中央、県南に指定している。東日本大震災の例では、沿岸部の被災地に対して岩手県の内陸遠野市に広域防災拠点が設置された。ちなみに、本町には指定されていないが、これらの広域応援部隊は、被災市町村内にもベースキャンプを設置して活動することが想定されるため、予めこの場所を指定しておく。

また、県に要請した救援物資については、各避難所に直接輸送される場合のほか、市町村内の避難所が多数ある場合は、市町村においても、救援物資を受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、避難所等に輸送する施設（以下において「二次物資集積拠点」）を開設する必要があり、予めこの場所も指定しておく。

第２ 広域応援部隊のベースキャンプ

（略）

（２）町は、ベースキャンプに次の場所を指定する。

名称	所在地	連絡窓口	連絡先 （電話） （FAX）
五城目小学校グラウンド	五城目町字羽黒前２６	五城目町教育委員会 学校教育課	018-852-5372 018-852-5370
五城目第一中学校グラウンド・野球場	五城目町高崎字広ヶ野２００	五城目町教育委員会 学校教育課	018-852-5372 018-852-5370
農村環境改善センターグラウンド（旧大川小学校グラウンド）	五城目町大川下樋口字関合１３－１	五城目町教育委員会 生涯学習課	018-852-4411 018-852-4413

新

人宅に避難すること（縁故避難）なども検討する。

（3）テント泊、車中泊

災害時には避難所が非常に込み合う場合がある。感染症予防などの観点から避難方法の一つとしてテント泊、車中泊も検討する。なお、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、県及び町は健康相談や保健指導を実施するものとする。

第 17 被災者支援の仕組みの整備等

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第６節　広域防災拠点整備計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、税務会計課、健康福祉課、建設課、消防本部
	町以外の機関等	県

第１ 基本的な考え方

大規模災害時においては、県外からの広域応援部隊や救援物資等を、大きな被害のない地域に集結・集積させた上で被災地に展開・搬送するなど、広域応援活動を円滑に行う必要があるため、県では予めこのような広域応援活動の拠点となる施設（広域防災拠点：機能として＝集結場所・ベースキャンプ、一次物資集積拠点、広域搬送拠点臨時医療施設「SCU」がある。）を、県北、県中央、県南に指定している。東日本大震災の例では、沿岸部の被災地に対して岩手県の内陸遠野市に広域防災拠点が設置された。ちなみに、本町には指定されていないが、これらの広域応援部隊は、被災市町村内にもベースキャンプを設置して活動することが想定されるため、予めこの場所を指定しておく。

また、県に要請した救援物資については、各避難所に直接輸送される場合のほか、町内の避難所が多数ある場合は、町においても、救援物資を受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、避難所等に輸送する施設（以下において「二次物資集積拠点」）を開設する必要があり、予めこの場所も指定しておく。

第２ 広域応援部隊のベースキャンプ

（略）

（2）町は、ベースキャンプに次の場所を指定する。

名称	所在地	連絡窓口	連絡先 （電話） （FAX）
旧五城目小学校グラウンド	五城目町字羽黒前 26	五城目町生涯学習課	018-852-5372 018-852-5370
五城目第一中学校グラウンド・野球場	五城目町高崎字広ヶ野 200	五城目第一中学校	018-852-2051 018-852-4698
ふれあい広場（文化の館）	五城目町上樋口字山田沢	五城目町生涯学習課	018-852-4411 018-852-4414
雀舘運動公園野球場	五城目町上樋口	五城目町生涯学習課	018-852-4411

旧

五城目高等学校グラウンド	五城目町大川西野字田屋下１００	五城目高等学校	018-852-2265 018-852-9474
ふれあい広場（文化の館）	五城目町上樋口字山田沢	文化の館	018-852-5290
イオンスーパーセンター五城目店	五城目町大川西野字田屋下前１３８	イオンスーパーセンター五城目店　総務係	018-879-8211

※平成２７年４月作成の**「五城目町消防本部緊急消防援助隊受援計画」**の野営場所可能場所一覧より。

第３　二次物資集積拠点

（略）

（２）二次物資集積拠点

町は、二次物資集積拠点に次の場所を指定する。

名称	所在地	連絡窓口	連絡先 （電話） （FAX）
車庫 （西磯ノ目）	五城目町西磯ノ目一丁目 4-1	五城目町役場 建設課	018-852-5100 018-852-5399

（略）

第７節　備蓄計画

（略）

第２　計画の前提と想定地震

町では、県の備蓄計画の共同備蓄品目、備蓄目標にならって備蓄するものとする。ちなみに、県で計画の前提となっている地震は、一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれる次の地震としている。

・想定地震：（６）北由利断層（Ｍ＝７．３）

※発生確率は 100 年以内に 6%以下と評価

・発災時期：冬の１８時

・避難者数：１３９，１９３人（発災から１日後の避難所への避難者）

※ちなみに、この時の町の避難者数は６３７人です。

なお、本地域防災計画の被害想定である、平成２５年８月の秋田県地震被害想定調査【報告書】の（４）天長地震（Ｍ＝７．２）冬の１８時に発災の想定では、発災から４日後の避難者数が４，４６６人となっているが、本町の個別事案ではなく、県の想定地震による備蓄計画を目標とする。

第３　備蓄に関する役割分担と備蓄目標

（１）役割分担

備蓄については、発災から３日間を対象に、自助・共助（家庭や自主防災組織等の備え）と公助（県と市町村の共同備蓄や他機関からの支援）の役割分担により対応するものとする。

それぞれの役割分担は、次のとおりとする。

新

			018-852-4414
地域活性化支援センター(BABAME　BASE)	五城目町馬場目字蓬内台 117-1	五城目町まちづくり課	018-852-5361 018-852-3151
杉沢交流センター友愛館	五城目町馬場目字杉沢下台 59-1	五城目町生涯学習課	018-852-4411 018-852-4414
屋外ゲートボール場スパーク五城目	五城目町上樋口字樽沢 193	五城目町社会福祉協議会	018-852-5192 018-879-8367
雀舘運動公園第 2・3・4 駐車場	五城目町高崎字雀舘下川原	五城目町生涯学習課	018-852-4411 018-852-4414

※「五城目町消防本部緊急消防援助隊受援計画」宿営可能場所一覧より。

第３　二次物資集積拠点

（略）

(2) 二次物資集積拠点

町は、二次物資集積拠点に次の場所を指定する。

名称	所在地	連絡窓口	連絡先 （電話） （FAX）
防災備蓄倉庫	五城目町上樋口字樽沢 193 ほか	五城目町役場 住民生活課	018-852-5112 018-852-5367

（略）

第７節　備蓄計画

（略）

第２　計画の前提と想定地震

町では、県の備蓄計画の共同備蓄品目、備蓄目標にならって備蓄するものとする。ちなみに、県で計画の前提となっている地震は、一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれる次の地震としている。

・想定地震：天長地震 北由利断層連動（M＝7.8）

・発災時期：冬の 18 時

・避難者数：188,159 人（発災から 1 日後の避難所への避難者）

※ちなみに、この時の町の避難者数は 1,758 人です。

なお、本地域防災計画の被害想定である、平成 25 年 8 月の秋田県地震被害想定調査【報告書】の(4) 天長地震（M＝7.2）冬の 18 時に発災の想定では、発災から 4 日後の避難者数が 4,466 人となっているが、本町の個別事案ではなく、県の想定地震による備蓄計画を目標とする。

第３　備蓄に関する役割分担と備蓄目標

(1) 役割分担

備蓄については、発災から 3 日間を対象に、自助・共助（家庭や自主防災組織等の備え）と公助（県と町の共同備蓄や他機関からの支援）の役割分担により対応するものとする。

それぞれの役割分担は、次のとおりとする。

旧

【公　助】７／１０		【自助・共助】 ３／１０
１／３	２／３	
県と町の共同備蓄 ①３．２万人分 （県と町で各１／２）	流通備蓄等 ②６．５万人分	家庭や地域の備え ③４．２万人分

※①＋②＋③＝１３．９万人＝第２の想定地震の避難者数となる。

（２）備蓄目標

町の備蓄目標は、①を人口に応じて按分した量であり、五城目町の場合は０．００９７１（町の総人口は県内の０．０９７１％にあたる）を使って、３．２万人分×０．００９７１＝３１０人分とする。

第４ 県と市町村との共同備蓄品目

県及び市町村は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない１９品目を「共同備蓄品目」とする。なお、共同備蓄品（１９品目）は、次のとおりである。

食料品等	主食、主食（お粥など）、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶
防寒用品	毛布、石油ストーブ
衛生用品	トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ（大人用）、紙おむつ（子供用）、生理用品
発電・照明機材	自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンク
その他	タオル、給水袋、医薬品セット

◆第５編　資料編　「８－１　町の備蓄目標（県と市町村の共同備蓄品目）」

（略）

第７ 広域の物資受入れ体制の整備

被害が大きく、避難者が多数の場合には、町は県に対して備蓄品の提供要請又は、広域の救援物資の要請をする。この時、必要に応じて第６節 広域防災拠点施設計画の「二次物資集積拠点」を活用し受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、町内各避難所等へ輸送する。

この場合、物資の受入れ等の作業や輸送について、輸送業者等の協力が受けられるように協定の締結を図る。

（略）

第９ 給水体制の整備

（１）給水車等の整備

水道は災害時にもっとも重要なライフラインの一つであり、町は、水道施設が被災しないよう施設・設備の耐震性に努めることはもちろん、やむを得ず災害により断水が発生した場合は、給水車等により避難所などの飲料水の確保に努める。そのため、車両積載が可能な給水タンクの整備などに努める。

（略）

第８節　通信・放送施設災害予防計画

新

【公　助】6/10		【自助・共助】 4/10
1/3	2/3	
県と市町村の 共同備蓄 ①　3.2万人分 （県と市町村で各1/2）	流通備蓄等 ②6.3万人分	家庭や地域の備え ③6.3万人分

※①＋②＋③＝15.8万人＝第2の想定地震の避難者数となる。

(2) 備蓄目標

町の備蓄目標は、①を人口に応じて按分した量であり、本町の場合は 0.00854（町の総人口は県内の 0.854%にあたる）を使って、3.2 万人分×1/2×0.00854＝137 人分とする。

第４ 県と町の共同備蓄品目

県及び町は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない 22 品目を「共同備蓄品目」とし、備蓄するよう努める。また、過去の災害等を踏まえ、22 品目以外でそれぞれが必要と考える品目や、炊き出し用具、段ボールベッド、マスク、パーティションなど、避難生活や感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。

共同備蓄品（22 品目）は、次のとおりである。

食料品等	主食、主食（お粥など）、副食、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶
防寒用品	毛布、石油ストーブ
衛生用品	トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ（大人用）、紙おむつ（子供用）、生理用品、体拭きシート
発電・照明機材	自家発電機・蓄電池、投光器、コードリール、燃料タンク
その他	タオル、給水袋、医薬品セット、ゴミ袋

◆第５編　資料編　「8－1　町の備蓄目標（県と町の共同備蓄品目）」

（略）

第７ 広域の物資受入れ体制の整備

被害が大きく、避難者が多数の場合には、町は県に対して備蓄品の提供要請又は、広域の救援物資の要請をする。この時、必要に応じて第６節 広域防災拠点施設計画の「二次物資集積拠点」を活用し受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、町内各避難所等へ輸送する。

この場合、国や県との間で物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を効率的に共有・調整できるよう、物資調達・輸送調整等支援システムの活用を推進するとともに、物資の受入れ等の作業や輸送について、輸送業者等の協力が受けられるように協定の締結を図る。

（略）

第９ 給水体制の整備

(1) 給水車等の整備

水道は災害時にもっとも重要なライフラインの一つであり、町は、水道施設が被災しないよう施設・設備の耐震性に努めることはもちろん、やむを得ず災害により断水が発生した場合は、給水車等により避難所等における飲料水や生活用水の確保に努める。そのため、車両積載が可能な給水タンクの整備などに努める。

（略）

第８節　通信・放送施設災害予防計画

旧	新
（略） **第１　基本的な考え方** 災害時における通信の確保は、救急・救助及び応急復旧対策上において極めて重要である。 このため、町及び各関係機関は、通信及び放送施設を災害から防護するために必要な対策の実施と通信の途絶を防止するため、通信施設の維持管理強化を図る。 また、災害時に利用できる関係施設の現状についても把握しておく必要がある。特に秋田県総合防災情報システム、警察、消防、ＮＴＴ等の非常用無線を効果的に活用するため、平素から各関係機関との円滑な調整に努め、災害時の通信を確保しなければならない。 **第２　町の通信・放送施設の災害予防** **第４節災害情報の収集・伝達体制の整備**で示した既存施設又は、今後整備する施設の災害予防対策は、次のとおりである。 【予防対策】 （１）各無線局については、定期的に点検整備を実施し、機能の維持に努める。 （２）携帯移動局については、定期的に充電を行い常に使用可能な状態を維持する。 （３）各無線局は機器の転倒防止を図り、非常電源装置を設置し常にその能力維持に配慮する。 **第３　関係機関の通信・放送施設の災害予防** （略） **２　電気通信事業者** （１）東日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社の災害予防対策は、次のとおりである。 ア　建物及び局内外施設 電気通信設備及び建物等は、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火等の構造的な対策を行うとともに、通信網の整備を行う。 （略） **第９節　水害予防計画** （略） **第１　基本的な考え方** 融雪・大雨・集中豪雨等により、河川、ダム、ため池等の施設が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらすので「五城目町水防計画」に基づいて水防要員（本町では水防団＝消防団）の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、未改修河川、ため池等の整備（老朽化補強・改修含む）促進を図る。 河川水位については、馬場目川が秋田県知事の定める水位情報周知河川（水防法第１３条）に指定され、避難判断水位が定められており、常時水位情報が秋田県から提供（秋田県河川砂防システムによる）されている。	（略） **第１　基本的な考え方** 災害時における通信の確保は、救急・救助及び応急復旧対策上において極めて重要である。 このため、町及び各関係機関は、通信及び放送施設を災害から防護するために必要な対策の実施と通信の途絶を防止するため、通信施設の維持管理強化及び防災行政無線等による町民への防災情報の確実な伝達のための維持・機能強化を図る。 また、災害時に利用できる関係施設の現状についても把握しておく必要がある。特に秋田県総合防災情報システム、警察、消防、NTT 等の非常用無線を効果的に活用するため、平素から各関係機関との円滑な調整に努め、災害時の通信を確保しなければならない。 **第２　町の通信・放送施設の災害予防** 第４節防災情報の収集・伝達体制の整備で示した既存施設又は、今後整備する施設の災害予防対策は、次のとおりである。 【予防対策】 (1) 各無線局については、定期的に点検整備を実施し、機能の維持に努める。 (2) 携帯移動局については、定期的に充電を行い常に使用可能な状態を維持する。 (3) 各無線局は機器の転倒防止を図り、非常電源装置を設置し常にその能力維持に配慮する。 (4) 消防救急デジタル無線設備は機能強化を含む更新整備を図り、大規模災害等に対し、より迅速かつ的確に対応するための情報網を構築する。 **第３　関係機関の通信・放送施設の災害予防** （略） **２．電気通信事業者** 電気通信事業者の災害予防対策は、次のとおりである。なお、電気通信事業者は、生活インフラと道路の連携した復旧が行えるよう、上下水道事業を担う町や道路管理者、電力事業者等の関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。 (1) 東日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社の災害予防対策は、次のとおりである。 ア　建物及び局内外施設 施設を災害から防護するため、電気通信設備及び建物等については、耐水、耐風、耐雪、耐震、耐火構造としている。 （略） **第９節　水害予防計画** （略） **第１　基本的な考え方** 融雪・大雨・集中豪雨等により、河川、ダム、ため池等の施設が決壊し、又は破損した場合は、水害となって大きな被害をもたらすので「五城目町水防計画」に基づいて水防要員（消防団）の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、未改修河川、ため池等の整備（老朽化補強・改修含む）促進を図る。 河川水位については、馬場目川が秋田県知事の定める水位周知河川（水防法第 13 条）に指定され、避難判断水位が定められており、常時水位情報が秋田県から提供（秋田県河川砂防システムによる）されている。

旧	新
また、台風や豪雨等による浸水被害から住民を避難させるための判断基準となる洪水ハザードマップを作成し、住民説明会などを通じ周知徹底を図る。	また、台風や豪雨等による浸水被害から住民を避難させるための判断基準となる洪水ハザードマップを作成し、住民説明会などを通じ周知徹底を図る。 また、気候変動による影響を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するため、秋田河川国道事務所や秋田県、五城目町をはじめとする雄物川下流域及び馬場目川水系の流域関係者で構成された雄物川圏域流域治水協議会「下流圏域分科会」が設立された（令和５年８月 30 日）。同分科会により、流域関係者が推進すべき治水対策を位置づけた「馬場目川水系水災害対策プロジェクト」が更新されており（令和５年 11 月 29 日策定、令和６年４月４日更新）、町及び県等の関係機関は、同プロジェクトに位置付けられた治水対策を推進する。また、町及び県は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、立地適正化計画において居住誘導区域にハザードエリアが残存する場合は、防災・減災対策等に係る防災指針の策定及び推進に努めるものとする。 **第２ 河川の浸水想定区域の対策** 水害は人命や財産を脅かす脅威となるが、特に人命については最優先されるべきであり、そういった意味で人家に及ぶ河川の浸水想定区域への対応は重要である。水防法では、馬場目川の想定最大規模降雨（1000 年に１度の降雨）に対応した新しい浸水想定区域（令和２年７月 10 日県告示）が県より示され、人命を守る方策がとられている。なお、指定河川以外の小河川についても、過去の浸水実績の区域において避難対応方針を町で示すこととする。 （1）河川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設 平成 29 年６月 19 日に改正された水防法では、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設について、その施設の「名称」及び「所在地」等に関する事項を町地域防災計画に記載することになっている。 ◆第５編　資料編 「15－12　河川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」
第２ 河川施設の整備 町は、町の管理河川について河川の改修等の整備を実施するとともに、パトロール等を実施し、安全管理に努める。 また、県の管理河川については、河道拡幅、河床掘削（洲ざらい）等の整備の早期実現を要請する。特に、馬場目川の未改修については、早期完成が図られるよう関係機関に要望していく。	**第３ 河川施設の整備** 町は、町の管理河川について河川の改修等の整備を実施するとともに、パトロール等を実施し、安全管理に努める。 また、県及び関係機関は、河川整備や森林整備、治山対策等による治水対策を推進する。県は河川整備として、馬場目川の築堤、河道掘削、護岸整備、内川川の捷水路等整備、富津内川の築堤、河道掘削、護岸等整備を行う。町は、これら河川整備が早期に完成されるよう、県へ継続して要望していく。
第３ ため池施設 **（略）** （３）ため池の規模、受益面積、下流状況（人家、公共施設等）による影響度などの観点から優先順位を設定し、耐震性を調査した上、必要に応じて貯水制限、補強・改修工事などを行い施設の安全使用、減災に努める。農業用「ため池」施設の管理者は随時、施設の安全点検を行い、さらには出水期に備えた管理施設の点検整備を行う。	**第４ ため池施設** **（略）** (3) ため池の規模、受益面積、下流状況（人家、公共施設等）による影響度などの観点から優先順位を設定し、耐震性を調査した上、必要に応じて貯水制限、補強・改修工事、耐震化や統廃合などを行い施設の安全使用、減災に努める。農業用「ため池」施設の管理者は随時、施設の安全点検を行い、さらには出水期に備えた管理施設の点検整備を行う。
第４ 内水氾濫対策 町は、集中豪雨等による市街地等での浸水被害を防止するため、既存側溝の機能の維持管理に努めることとする。	**第５ 内水氾濫対策** 町は、集中豪雨等による市街地等での浸水被害を防止するため、内水浸水対策を推進する。 （1）下水道事業計画に基づく排水路（雨水管きょ）の整備

旧	新
また、県が管理する道路等の既存側溝については、その良好な維持管理について要請する。	町は、既存排水路の流下能力を把握・整理し、不足する排水路については、拡幅及び流下能力のある排水路へ分水及びバイパス管の整備を実施する。 （2）樋門の適切な運用 樋門操作の実効性確保に向け、既存の樋門について、操作規則を策定するとともに、河川と内水の水位差により逆流を確実に防止できるフラップゲートによる自動化を図る。 （3）ポンプ施設の整備 市街地等へ滞水する雨水の早期排水に向け、ポンプ施設を整備する。整備にあたっては、整備費及び維持管理費のほか、必要なポンプ能力等を勘案し、適切なポンプ施設を選定する。 （4）ため池の活用 山地から市街地に流入してくる雨水について、市街地への流入を抑制する対策として、ため池の活用を検討する。 （5）側溝の維持管理 町は、既存側溝の機能の維持管理に努める。なお、県が管理する道路等の既存側溝については、その良好な維持管理について要請する。
第５ 洪水ハザードマップの作成 町は、国及び県からの浸水想定区域の指定に基づき、台風や豪雨等による浸水被害から住民を避難させるための判断基準となる洪水ハザードマップを作成し、住民説明会や研修会などを通じ周知徹底を図る。なお、洪水ハザードマップには、過去の水害の浸水区域の情報の掲載も検討する。 その後、浸水想定区域の見直しがあった場合も再度作成する。	**第６ 洪水等に対する発令基準の設定** 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するよう努める また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。町は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、国〔国土交通省、気象庁〕及び県から必要な助言等を受けるものとする。 **第７ 洪水ハザードマップ・内水ハザードマップの作成、マイ・タイムラインの普及促進** 町は、国及び県が指定した浸水想定区域に基づく河川の氾濫による浸水被害や避難に資する情報を示した洪水ハザードマップや、雨水の滞留による浸水被害及び避難に資する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民説明会や研修会などを通じ周知徹底するとともに、適切な事前防災行動に向け、マイ・タイムライン作成の普及促進を図る。なお、ハザードマップには、過去の水害の浸水区域の情報の掲載も検討する。 その後、浸水想定区域の見直しがあった場合も再度作成する。
第６ 水防体制の整備 町は、水防活動に使用する水防資機材及び水防倉庫等の整備を図る。また、水防訓練等を行い水防技術の向上を図る。	**第８ 水防体制の整備** 町は、水防活動に使用する水防資機材及び水防倉庫等の整備を図る。また、水防訓練等を行い水防技術の向上を図るとともに、県等が開催する災害対策本部運営に関わる講習会や気象防災ワークショップへの参加を通じて、体制の強化や避難情報発令の適切なタイミング等について、習得を図る。
（略） **第１０節　火災予防計画** （略） **第２ 一般火災の予防** 住宅の耐火性の向上や、防火思想の普及により住家などの一般火災は減少する傾向にあるが、引き続き以下の対策を講じていく。	（略） **第１０節　火災予防計画** （略） **第２ 一般火災の予防** 住宅の耐火性の向上や、防火思想の普及により住家などの一般火災は減少する傾向にあるが、引き続き以下の対策を講じていく。

旧	新
（１）消防力の強化 町及び消防本部は、消防庁の**「消防力の整備指針」**にあわせて資機材・設備等の充実、消防職員・消防団員の適正な確保、配置に努めるとともに、老朽化して機能が低下している消防自動車、救急車両などの更新を実施する。 また、防火水槽などの消防水利を整備する。	(1) 消防力の強化 町及び消防本部は、消防庁の「消防力の整備指針」にあわせて車両・資機材・拠点施設の設備等の充実、青年層・女性層を始めとした消防職員・消防団員の適正な確保、配置に努めるとともに、団員がやりがいを持って活動できる環境づくりや処遇改善などについて指導・支援を行う。また、防火水槽などの消防水利の整備や、老朽化して機能が低下している消防自動車、救急車両などの更新を実施する。 また、防火水槽などの消防水利を整備する。
（略）	**（略）**
（３）予防査察 火災発生の防止と被害の軽減のため、必要に応じて関係の場所への立入等、予防査察を実施する。 ア．防火対象物 工場、学校、病院、ホテル、各種センター、危険物関係施設については防火管理者の協力を得て火気使用設備、消火設備、避難設備を随時査察する。 イ．一般家庭 春季、秋季の火災予防運動時に五城目町消防署、五城目町消防団が合同で各家庭の巡回訪問査察を行い、火気を取り扱う器具を中心に査察指導する。	(3) 予防査察 消防本部は、火災発生の防止と被害の軽減のため、必要に応じて関係の場所への立入等、予防査察を実施する。
（４）防火管理者制度の徹底指導 消防本部は、消防法８条の規定に基づき、学校、病院、工場、旅館、興行場、文化財等特殊建築物における防火管理者制度の徹底について指導する。	(4) 防火管理者制度の徹底 消防本部は、消防法第8条の規定に基づき、学校、病院、工場、旅館、興行場、文化財等防火対象物における防火管理者制度を徹底させる。
（５）火災予防条例等の周知徹底 消防本部は、町民に対し火災予防条例等火災予防に関する規則の周知徹底や住宅用火災警報器の設置促進を図る。	(5) 火災予防条例等の周知徹底 消防本部は、町民に対し火災予防の規制に関する普及や、住宅用火災警報器の設置及び維持管理について促進を図る。
（略）	**（略）**
（７）**火災警報**の発令 町長は、秋田地方気象台から消防法第 22 条に基づく**「火災気象通報」**を秋田県知事経由で受けた場合のほか、気象状況が火災予防上危険である場合**「火災警報」**を発令するものとする。詳しくは、**第２章災害応急対策計画**の**第３節気象予報･警報等の伝達**、**第４火災気象通報･火災警報**を参照のこと。 なお、**「火災警報」**には、**「火災注意報」**と**「火災警報」**がある。	(7) 火災警報の発令 町長は、秋田地方気象台から消防法第 22 条に基づく「火災気象通報」を秋田県知事経由で受けた場合、かつ気象状況が火災予防上危険である場合は「火災警報」を発令するものとする。詳しくは、第 2 章災害応急対策計画の第 3 節気象予報･警報等の伝達、第 5 火災気象通報･火災警報を参照のこと。 なお、「火災警報」には、「火災注意報」と「火災警報」がある。
（略）	**（略）**
第１１節　危険物施設等災害予防計画	**第１１節　危険物施設等災害予防計画**
（略）	**（略）**
第３ 危険物の施設	**第３ 危険物の施設**
１．現　況	**１．現　況**
本町の危険物の取扱所等の箇所数の状況は、取扱所 17、貯蔵所 35 となっている。	本町における危険物取扱所等の施設数は、取扱所 17、貯蔵所 32 となっている。
（略）	**（略）**
２．対　策	**２．対　策**
（略）	**（略）**
（２）資機材の整備 ア　五城目町消防署は、救助工作車等の整備を図り消防力を向上させる。	(2) 資機材の整備 ア　五城目町消防署は、迅速・適切な消火が行えるよう、資機材の整備を図り消防力を向上させる。

旧	新
（略） **第５ 高圧ガスの施設** **１．現　況** 高圧ガス取扱法による高圧ガスの製造所、貯蔵所は町内に存在しないが、今後設置されることも考えられる。 （略） **第６ ＬＰガスの施設** **１．現　況** ＬＰガスは高圧ガス取締法で規制されているが、町内におけるＬＰガスの製造及び販売については適正な保安体制のもとで実施されている。 （略） **第１２節　建築物災害予防計画** （略） **第３ 公共建築物の予防対策** 町が所有する主な施設は、平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難・救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、施設管理者が防災点検及び耐火・不燃性等の確保に努める。なお、指定管理者制度により協定を締結、管理が委託されている場合は、指定管理者が責任をもって業務にあたる。 （略）	（略） **第５ 高圧ガスの施設** **１．現　況** 高圧ガス保安法による高圧ガスの製造所、貯蔵所は町内に存在しないが、今後設置されることも考えられる。 （略） **第６ LP ガスの施設** **１．現　況** LP ガスは高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律で規制されているが、町内における LP ガスの製造及び販売については適正な保安体制のもとで実施されている。 （略） **第１２節　建築物災害予防計画** （略） **第３ 公共建築物の予防対策** 町が所有する主な施設は、平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難・救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、施設管理者が防災点検及び耐火・不燃性等の確保に努める。また、町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。なお、指定管理者制度により協定を締結、管理が委託されている場合は、指定管理者が責任をもって業務にあたる。 （略） **第５ 液状化対策** 町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。 **第６ 罹災証明書の発行体制の整備** 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるほか、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 県は、発災後、速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付事務に係る市町村担当者向けの説明会を開催するものとする。また、開催に当たっては、ビデオ会議システムを活用するなど、より多くの担当者の参加が可能となるよう工夫に努めるものとする。また、県は、町が災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、平時において、マニュアルの作成や研修機会の拡充など必要な支援を行うとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録及び他の都道府県や民間団体との応援協定締結等により、応援体制の強化を図るものとする。 なお、応急危険度判定が実施された場合には参考とすることも考えられることから、被害認定調査を行う建設部建築班や罹災証明書の交付を行う消防部調査班及び総務部調査班と応急危険度判定を行う建築班等は、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した被害認定調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

旧	新
第５　雪下ろし指導等 （略） **第６　防災上重要な施設等のバックアップ体制の整備** （略） **第１３節　土砂災害予防計画** （略） **第１　基本的な考え方** 豪雨や地震などにより引き起こされる土砂災害は、人命や財産を奪う脅威となる。県は、土砂災害防止法等により、急傾斜地、地すべり、土石流、山腹崩壊等の災害危険箇所の実態を調査・把握し、町へ情報提供する。また、危険区域の指定、災害対策事業の推進、危険地区における建築物の立地抑制、危険地域からの住宅移転など総合的な対策を実施し土砂災害の防止を図る。 町は、これら災害危険箇所について理解・把握するとともに、特に人家や公共施設に被害がある箇所については、ハザードマップ等を作成し、住民へ説明、避難体制の確立、看板の設置など、危険箇所の周知を進める。	**第７　雪下ろし指導等** （略） **第８　防災上重要な施設等のバックアップ体制の整備** （略） **第１３節　土砂災害予防計画** （略） **第１　基本的な考え方** 豪雨や地震などにより引き起こされる土砂災害は、人命や財産を奪う脅威となる。県は、土砂災害防止法等により、急傾斜地、地すべり、土石流、山腹崩壊等の災害危険箇所の実態を調査・把握し、町へ情報提供する。また、危険区域の指定、災害対策事業の推進、危険地区における建築物の立地抑制、危険地域からの住宅移転など総合的な対策を実施し土砂災害の防止を図る。 町は、これら災害危険箇所について理解・把握するとともに、特に人家や公共施設に被害がある箇所については、ハザードマップ等を作成し、住民へ説明、避難体制の確立、看板の設置など、危険箇所の周知を進める。 また、町は土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、気象情報等を踏まえた具体的な発令基準や発令単位を事前に設定するとともに、必要に応じ見直すよう務めるものとする。 このほか、町及び県は、水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、土砂災害リスクを考慮した立地適正化計画の防災指針の策定を推進し、土砂災害の被害軽減に努めるものとする。
第２　土砂災害警戒区域の対策　　※土砂災害防止法により区域指定。 土砂災害は人命や財産を脅かす脅威となるが、特に人命については最優先されるべきであり、そういった意味で人家に被害が及ぶ土砂災害危険箇所への対応は重要である。土砂災害防止法では、土砂が人家におよぶ箇所を調査し、危険箇所を指定し、人命を守る方策がとられている。 なお、ここでいう土砂災害危険箇所とは、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流の３つの種類がある。 （略） （３）警戒避難体制の整備 町は、避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告及び指示の発表基準を別途定めておく。これらの発令に関しては、土砂災害警戒区域ごとに避難情報の伝達方法（多様な手段を念頭におく）や、避難場所・避難経路等も含め定めておくとともに、住民等に伝達方法をあらかじめ周知しておく。 また、町は自主避難体制についても事前に指導するなど、警戒避難体制を整備する。 (4)　「土砂災害特別警戒区域（＝レッドゾーン）」での対策（及び制限） ①県は、住宅地の分譲や災害時要配慮者関連施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止する対策工事の計画について審査を行う。（知事の開発行為に対する許可が必要） （略） **第３　土砂災害危険区域の対策　　※国の調査要領・点検要領に基づく箇所。** 土砂災害危険区域は、平成１５年３月２８日に公表になった国土交通省（当時の建設省）の調査要	**第２　土砂災害警戒区域の対策　　※土砂災害防止法により区域指定。** 土砂災害は人命や財産を脅かす脅威となるが、特に人命については最優先されるべきであり、そういった意味で人家に被害が及ぶ土砂災害危険箇所への対応は重要である。土砂災害防止法では、土砂が人家におよぶ箇所を調査し、危険箇所を指定し、人命を守る方策がとられている。 （略） (3)　警戒避難体制の整備 町は、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発表基準を別途定めておく。これらの発令に関しては、土砂災害警戒区域ごとに避難情報の伝達方法（多様な手段を念頭におく）や、避難場所・避難経路等も含め定めておくとともに、住民等に伝達方法をあらかじめ周知しておく。 また、町は、土砂災害に係る防災訓練の実施に努めるとともに、自主避難体制についても事前に指導するなど、警戒避難体制を整備する。 (4)　「土砂災害特別警戒区域（＝レッドゾーン）」での対策（及び制限） ①県は、住宅地の分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止する対策工事の計画について審査を行う。（知事の開発行為に対する許可が必要） （略） **第３　土砂災害危険区域の対策　　※国の調査要領・点検要領に基づく箇所。** 土砂災害危険区域は、平成 15 年 3 月 28 日に公表になった国土交通省（当時の建設省）の調査要

旧	新
領・点検要領に基づき県が実施した調査で判明した箇所であり、法律的には何ら規制はない。なお、土砂災害警戒区域の同様、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流の３つの種類がある。※全町において、第２の土砂災害防止法の指定が終了した場合については、本箇所については失効すると捉える。 県は、土砂災害から住宅等の財産、特に人命を守るためにさまざまな事業を実施する。 （１）急傾斜地崩壊危険対策 県は、急傾斜地法に基づき急傾斜地崩壊危険箇所を指定し、崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告・命令、防止工事等を実施する。 なお、上記の対象とならない箇所（人家戸数が５戸未満の危険な状態にある箇所）については、県の「局所がけ崩れ対策事業」の活用を検討する。 **（略）** （３）土石流対策 県は、砂防法に基づき土石流危険渓流を指定し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事等を実施する。 **◆第５編　資料編** **「１５－４　急傾斜地崩壊危険箇所」** **「１５－５　地すべり」** **「１５－６　砂防指定地」** **「１５－７　土石流危険渓流」** **「１５－１０　平成 25 年度 局所がけ崩れ対策事業対象箇所」** **第４ 治山事業** **（略）**	領・点検要領に基づき県が実施した調査で判明した箇所であり、法律的には何ら規制はない。※全町において、第 2 の土砂災害防止法の指定が終了した場合については、本箇所については失効すると捉える。 県は、土砂災害から住宅等の財産、特に人命を守るためにさまざまな事業を実施する。 (1) 急傾斜地の崩壊対策 県は、急傾斜地法に基づき土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）を指定し、崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告・命令、防止工事等を実施する。 なお、上記の対象とならない箇所（人家戸数が 5 戸未満の危険な状態にある箇所）については、県の「局所がけ崩れ対策事業」の活用を検討する。 **（略）** (3) 土石流対策 県は、砂防法に基づき土砂災害警戒区域等（土石流）を指定し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事等を実施する。 ◆第 5 編　資料編 「15－4　土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）」 「15－5　地すべり」 「15－6　砂防指定地」 「15－7　土砂災害警戒区域等（土石流）」 「15－10　平成 25 年度 局所がけ崩れ対策事業対象箇所」 **第４ 重点的な土砂災害対策** 県及び町は、次の事項を重点として総合的な土砂災害対策及び山地災害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。 (1) 総合的な土砂災害対策 土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。 特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。 (2) 総合的な山地災害対策 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施する。 **第５ 治山事業** **（略）**

旧	新
第５ 災害危険区域からの住宅移転	**第６ 災害危険区域からの住宅移転**
（略）	**（略）**
第１４節　公共施設災害予防計画	**第１４節　公共施設災害予防計画**
（略）	**（略）**
第３ 水道	**第３ 水道**
（略）	**（略）**
２．対　策	**２．対　策**
（１）施設の防災牲の強化 町は、取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物は、安全性の診断等の実施により、その老朽度及び構造を踏まえ、安全性の低い施設について補強、増強等を行う。 また、老朽化した送水管及び配水管は、耐震性のある管路、継手に取り替える。	(1) 施設の防災性の強化 町は、取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物は、安全性の診断等の実施により、その老朽度及び構造を踏まえ、安全性の低い施設について補強、増強等を行う。 また、浄水場については止水板を設置し耐水性を確保するとともに、老朽化した送水管及び配水管は、耐震性のある管路、継手に取り替える。
（略）	**（略）**
第４ 下水道	**第４ 下水道**
（略）	**（略）**
２．対　策	**２．対　策**
（略）	**（略）**
（３）施設の耐水化対策の推進 浸水が想定されるポンプ場（マンホールポンプ）では、被害発生時の施設機能確保のため、防水扉設置等の耐水化対策を実施する。	
第５ 電気	**第５ 電気**
１．現　況	**１．現　況**
東北電力株式会社は、電力の安定供給を図るため、災害から防護するための施設の改善、併せて気象情報に基づく非常体制や災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。	東北電力ネットワーク株式会社は、電力の安定供給を図るため、災害から防護するための施設の改善、併せて気象情報に基づく非常体制や災害発生時の応急復旧に必要な体制の整備に努めている。
（略）	**（略）**
第７ 社会公共施設等	**第７ 社会公共施設等**
１．福祉施設	**１．福祉施設**
（１）現　況 社会福祉施設の入所者については、乳幼児、高齢者、心身障がい児（者）等の避難行動要支援者が大部分を占めている。現在、町にも乳幼児や高齢者が常時入所している社会福祉施設が複数あり、保育や介護を受けている。	(1) 現　況 社会福祉施設の入所者については、乳幼児、高齢者、心身障害児（者）等の避難行動要支援者が大部分を占めている。現在、町にも乳幼児や高齢者が常時入所している社会福祉施設が複数あり、保育や介護を受けている。
（略）	**（略）**
第１５節　風害予防計画	**第１５節　風害予防計画**
（略）	**（略）**
第２ 台風等	**第２ 台風等**
（略）	**（略）**
３．対策等	**３．対策等**
（略）	**（略）**
(2) 対　策	(2) 対　策
（略）	**（略）**

旧	新
（ウ）火災予防対策 消防本部は、フェーン現象等に対し次の対策を実施する。 ア　火災予防の広報、消防査察などを実施して防災意識の高揚を図る。 イ　必要により**火災警報**を発令するとともに必要な人員を招集して出動体制を強化する。 ウ　消防資機材及び消防水利の整備・点検を実施する。 エ　消防団員は分団区域の警戒を実施する。	（ウ）火災予防対策 消防本部は、フェーン現象等に対し、火災予防の広報や、必要と認める場合は火災警報を発令し、防災意識の高揚を図る。
（略）	**（略）**
第１６節　雪害予防計画	**第１６節　雪害予防計画**
（略）	**（略）**
	第２　集中的な大雪への備え
	国、県及び町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるとともに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、県及び町は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。
	道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるなど、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するため、地域の状況に応じて準備するよう努める。
第２　冬期交通の確保	**第３　冬期交通の確保**
（略）	**（略）**
第３　地域ぐるみの除排雪への支援	**第４　地域ぐるみの除排雪への支援**
町は、冬期間第１・第３日曜日を全町除雪デーとして、町内で除雪車の入れない道路などの除排雪を町民へお願いしている。また、町内会、関係団体等が屋根の雪下ろしや生活道路の一斉除排雪を行う場合には、次の支援を行うよう努める。また、国及び県は、市町村の支援に対し協力するとともに必要な指導、助言を行う。	町は、冬期間第１・第３日曜日を全町除雪デーとして、町内で除雪車の入れない道路などの除排雪を町民へお願いしている。また、町内会、関係団体等が屋根の雪下ろしや生活道路の一斉除排雪を行う場合には、次の支援を行うよう努める。また、国及び県は、町の支援に対し協力するとともに必要な指導、助言を行う。
（略）	**（略）**
第４　交通指導取締り	**第５　交通指導取締り**
（略）	**（略）**
第５　雪崩防止対策	**第６　雪崩防止対策**
（略）	**（略）**
第６　孤立地区（集落等）対策	**第７　孤立地区（集落等）対策**
（略）	**（略）**
第７　民生対策	**第８　民生対策**
（略）	**（略）**
２．対　策	**２．対　策**
（1）住民の対応	（1）住民の対応
（略）	**（略）**
イ　降雪期における対応	イ　降雪期における対応

旧	新
（略） （2）地域コミュニティの対応 （略） イ 降雪期における対応 （略） ⑥ 災害時要配慮者への支援 （略） （４）住民への情報提供 ア 降雪前の広報活動 （略） ④ 除排雪作業時の安全対策の周知 町は、広報紙やポスター、雪下ろし講習会等により安全な除排雪作業の普及を図る。 （略） イ 降雪期における広報活動 （略） ② 雪下ろし注意情報 県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表する。町は、町防災行政無線（導入を検討中）等を通じて、町民に注意を喚起する。 （略） **第８ 農林漁業対策** （略） **第９ 文教対策** （略） **第１７節　農林漁業災害予防計画** （略） **第２ 農地及び農業用施設等の整備** （略） **２．対　策** 老朽化したため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設については、県営又は団体営事業で補強改修等を実施する。 なお、補強改修等の際は、洪水防止などにおける農業の有する多面的な機能も念頭に、総合的に農地防災事業等を推進し、災害発生の未然防止を図る。 ◆第５編　資料編　「１４－１　農用地等湛水危険箇所表」 （略）	（略） ⑧ 集中的な大雪が予測される場合における不要不急の道路利用の自粛 （2）地域コミュニティの対応 （略） イ 降雪期における対応 （略） ⑥ 要配慮者への支援 （略） （4）住民への情報提供 ア 降雪前の広報活動 （略） ④ 除排雪作業時の安全対策の周知等 町は、広報紙やポスター、雪下ろし講習会等により、既存住宅における命綱固定アンカーの設置、事故防止に役立つ道具や装備品、これらの使用方法等、安全な除排雪作業の普及を図る。また、除雪作業の省力化に向け、克雪に関する技術の普及促進を図るものとする。 （略） イ 降雪期における広報活動 （略） ② 雪下ろし注意情報 県は、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、「雪下ろし注意情報」を発表する。町は、町防災行政無線等を通じて、町民に注意を喚起する。 （略） **第９ 農林漁業対策** （略） **第 10 文教対策** （略） **第１７節　農林漁業災害予防計画** （略） **第２ 農地及び農業用施設等の整備** （略） **２．対　策** 老朽化したため池、頭首工、樋門、揚排水機場、水路等の用排水施設については、県営又は団体営事業で補強改修等を実施する。 なお、補強改修等の際は、洪水防止などにおける農業の有する多面的な機能も念頭に、総合的に農地防災事業等を推進し、災害発生の未然防止を図る。 ◆第５編　資料編　「14－1　農用地等湛水危険箇所表」 「14－2　用排水施設」 「15－11　防災重点ため池」 （略）

旧	新
第１８節　危険物等大量流出災害予防計画 **（略）** **第２ 設備、資機材の整備等** **（略）** **２．対　策** （１）災害の未然防止 ア　施設を定期的に点検して漏油防止に努める。 **（略）** **第３ 事業所の対応** **１．現　況** 関係事業所は、定期的に当該施設を点検し漏油防止に努めている。 **（略）** **第２０節　特殊災害予防計画** **（略）** **第２ 航空機災害** **（略）** **２．対　策** **（略）** （１）消防力の強化 消防本部は、化学消防車、化学消火剤等を整備する。 **（略）** **第２１節　廃棄物処理計画** **（略）** **第１ 基本的な考え方** 災害地域においては、生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等で発生するし尿や浄化槽汚泥（し尿等）、建物の倒壊・撤去等に伴って発生する廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベストなど（がれき等）のほか、山間部では流木・倒木などの発生が想定されるため、これらの収集・分別・処理が環境に配慮した上で迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ体制を整備しておく。 **第２ 廃棄物処理に係る防災体制の整備** **１．現　況** 本町には、廃棄物処理施設として、し尿等の処理場である**「クリーンセンター」**と、主に焼却残さを埋め立て処理する**「一般廃棄物埋立処分場（管理型）」**、一般廃棄物（ごみ）の一時保管場所である**「ストックヤード」**の３つがある。なお、一般廃棄物（家庭系及び事業系ごみ）の処分は、八郎湖周辺クリーンセンターで広域処理されている。 **２．対　策** **（略）**	**第１８節　危険物等大量流出災害予防計画** **（略）** **第２ 設備、資機材の整備等** **（略）** **２．対　策** (1) 災害の未然防止 ア　施設を定期的に点検して漏洩防止に努める。 **（略）** **第３ 事業所の対応** **１．現　況** 関係事業所は、定期的に当該施設を点検し漏洩防止に努めている。 **（略）** **第２０節　特殊災害予防計画** **（略）** **第２ 航空機災害** **（略）** **２．対　策** **（略）** (1) 消防力の強化 消防本部は、迅速・適切な消火、救援活動が行えるよう、資機材の整備を図る。 **（略）** **第２１節　廃棄物処理計画** **（略）** **第１ 基本的な考え方** 災害地域においては、生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等で発生するし尿や浄化槽汚泥（し尿等）、建物の倒壊・撤去等に伴って発生する廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベストなど（がれき等）のほか、山間部では流木・倒木などの発生が想定されるため、これらの収集・分別・処理が環境に配慮した上で迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ体制を整備しておく。また、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。 **第２ 廃棄物処理に係る防災体制の整備** **１．現　況** 本町には、廃棄物処理施設として、主に焼却残さを埋め立て処理する「一般廃棄物埋立処分場（管理型）」、一般廃棄物（ごみ）の一時保管場所である「ストックヤード」の２つがある。なお、一般廃棄物（家庭系及び事業系ごみ）の処分は、八郎湖周辺クリーンセンター、し尿等の処理については、八郎潟湖水苑で広域処理されている。 **２．対　策** **（略）**

旧	新
（４）「廃棄物処理計画」等の作成 町は、緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画や、災害によって発生した廃棄物（生活ごみ等、し尿等、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置等を含む「廃棄物処理計画」等を事前に作成し、災害時の早期復旧に向けた体制を整備する。 **（略）** **第２２節　医療救護計画** **（略）** **第１　基本的な考え方** 相当規模の災害等が発生し、秋田県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置される場合及び秋田県健康福祉部長が必要と認める場合、秋田県災害医療対策本部（以下「県災害医療対策本部」という。）を設置し、被災地域での迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。このように複数の市町村が被災した場合、若しくは災害医療に関する町の対応が困難となった場合には、県は一元的に災害医療を統率するが、災害発生時に町で対応可能な被災規模の場合は当該市町村が災害医療に係る活動を統率する。 **（略）** **第３　医薬品等の確保体制の整備** **（略）** **２．対　策** **（略）** (2) 医薬品等の確保体制 町は、薬剤医師会等との連携により医薬品や医療用資機材の供給が受けられる体制を構築する。 **（略）** **第５　自主救護能力の向上** 町民は、応急手当やＡＥＤの使用ができるよう訓練等を行い、自主救護能力の向上に努める。 町（消防本部）は、町民に対して応急手当の講習会を開催したり、自主防災組織の訓練について指導・協力をしたりすることに努める。 **（略）** **第２３節　緊急輸送体制の整備計画** **（略）** **第１　基本的な考え方** 災害発生時の迅速な応急対策活動を行うには、それを必要とする場所に、人員や物資等を円滑に輸送することが必要不可欠である。また、災害発生時には、安全確保のために被災者や避難者を移送したり、様々な救援物資を指定避難所等へ輸送したりすることも考えられる。 そのため、町は、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努める。 **第２　陸上輸送（道路）** **（略）** **２．緊急輸送道路の指定等** 県は、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における効率的な緊急輸送及び機能を	(3) 「廃棄物処理計画」等の作成 町は、緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画や、災害によって発生した廃棄物（生活ごみ等、し尿等、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等を含む「廃棄物処理計画」等を事前に作成し、災害時の早期復旧に向けた体制を整備する。 **（略）** **第２２節　医療救護計画** **（略）** **第１　基本的な考え方** 相当規模の災害等が発生し、秋田県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置される場合及び秋田県健康福祉部長が必要と認める場合、秋田県保健医療福祉調整本部（以下「県保健医療福祉調整本部」という。）を設置し、被災地域での迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。このように複数の市町村が被災した場合、若しくは災害医療に関する町の対応が困難となった場合には、県は一元的に災害医療を統率するが、災害発生時に町で対応可能な被災規模の場合は町が災害医療に係る活動を統率する。 **（略）** **第３　医薬品等の確保体制の整備** **（略）** **２．対　策** **（略）** (2) 医薬品等の確保体制 町は、薬剤師会等との連携により医薬品や医療用資機材の供給が受けられる体制を構築する。 **（略）** **第５　自主救護能力の向上** 町民は、応急手当や AED の使用ができるよう訓練等を行い、自主救護能力の向上に努める。 町（消防本部）は、町民に対して応急手当の講習会を開催したり、自主防災組織の訓練について指導・協力することに努める。 **（略）** **第２３節　緊急輸送体制の整備計画** **（略）** **第１　基本的な考え方** 災害発生時の迅速な応急対策活動を行うには、それを必要とする場所に、人員や物資等を円滑に輸送することが必要不可欠である。また、災害発生時には、安全確保のために被災者や避難者を移送したり、様々な救援物資を指定避難所等へ輸送したりすることも考えられる。 そのため、町は、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制を整備するとともに、対応詳細を位置づけたマニュアルを作成する。 **第２　陸上輸送（道路）** **（略）** **２．緊急輸送道路の指定等** 県は、緊急輸送道路が相互に補完的な役割を果たし、災害時における効率的な緊急輸送及び機能を

旧

確保するため、県内道路に関する「緊急輸送道路ネットワーク計画（平成８年１１月作成）」を作成している。

この、緊急輸送道路ネットワーク計画では、主要な防災関係施設を「指定拠点」としてあげ、それらの施設を結ぶ路線を「緊急輸送道路」として定める。県では「緊急輸送道路」については、耐震化などを優先的に行っておりまた、災害時には本路線の通行の確保について優先的に行うものである。本町としてもこの考え方に基づき、施設の整備等に努める。

なお、町は、これら県の緊急輸送道路ネットワーク計画に定める「緊急輸送道路」とは別に、役場庁舎及び防災拠点施設等を「指定拠点（町単独）」として定め、これらを結ぶ道路を「緊急輸送道路（町単独）」として指定し、県同様に平常時の維持管理や整備、災害時の交通の確保について優先的に行っていく。

（１）指定拠点

（ア）県の緊急輸送道路ネットワーク計画に定める町内の「指定拠点」は、次のとおり。

「１次指定拠点」なし。※県庁や主要市の庁舎。

「２次指定拠点」①五城目町役場、②五城目消防署、③五城目警察署

※なお、湖東厚生病院（八郎潟町）は「２次指定拠点」。

「３次指定拠点」①五城目小学校、②五城目第一中学校、③雀館運動公園

（略）

３．輸送体制の整備

（１）関係機関相互の連携の強化

町は、災害時の輸送について輸送事業者と協定を締結する。

（略）

第２４節　避難行動要支援者支援計画

実施機関	町の主な担当課	健康福祉課
	町以外の機関等	消防団、五城目警察署、自主防災組織、町内会、五城目町社会福祉協議会、民生委員

第１　基本的な考え方

近年の災害では、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）や、日本語での災害情報が理解できにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とする方々（「要配慮者」）への配慮の必要性が強く認識されている。また、避難を行う際には、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」）に、特段の配慮を行う必要がある。

これら要配慮者や避難行動要支援者の安全を確保するため、町は、地域住民、自主防災組織及び民生委員、消防団等の協力のもとに、要配慮者や避難行動要支援者の平常時における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に努める。

新

確保するため、県内道路に関する「緊急輸送道路ネットワーク計画（平成３１年４月）」を作成している。

この、緊急輸送道路ネットワーク計画では、主要な防災関係施設を「指定拠点」としてあげ、それらの施設を結ぶ路線を「緊急輸送道路」として定める。県では「緊急輸送道路」については、耐震化などを優先的に行っておりまた、災害時には本路線の通行の確保について優先的に行うものである。本町としてもこの考え方に基づき、施設の整備等に努める。

なお、町は、これら県の緊急輸送道路ネットワーク計画に定める「緊急輸送道路」とは別に、役場庁舎及び防災拠点施設等を「指定拠点（町単独）」として定め、これらを結ぶ道路を「緊急輸送道路（町単独）」として指定し、県同様に平常時の維持管理や整備、災害時の交通の確保について優先的に行っていく。

(1) 指定拠点

（ア）県の緊急輸送道路ネットワーク計画に定める町内の「指定拠点」は、次のとおり。

「1 次指定拠点」なし。※県庁や主要市の庁舎。

「2 次指定拠点」①五城目町役場、②五城目警察署、③五城目町消防本部、④五城目消防署

⑤道の駅 五城目

「3 次指定拠点」防災備蓄倉庫（予定）

（略）

３．輸送体制の整備

(1) 関係機関相互の連携の強化

町は、災害時の輸送について輸送事業者と協定を締結する。これらの輸送協定を締結した輸送事業者の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることから、町は協定事業者に対し、事前交付に関する周知及び普及を図る。

（略）

第２４節　避難行動要支援者支援計画

実施機関	町の主な担当課	健康福祉課
	町以外の機関等	消防団、五城目警察署、自主防災組織、町内会、五城目町社会福祉協議会、民生児童委員

第１　基本的な考え方

近年の災害では、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障害者（児）や、日本語での災害情報が理解できにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とする方々（「要配慮者」）への配慮の必要性が強く認識されている。また、避難を行う際には、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（「避難行動要支援者」）に、特段の配慮を行う必要がある。

これら要配慮者や避難行動要支援者の安全を確保するため、町は保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、地域住民、自主防災組織及び民生児童委員、消防団等の協力も得て、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討の上、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に努める。

旧	新
第２　用語の定義 （１）要配慮者 高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）や、日本語の災害情報を理解しにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とするもの。 **（略）** （４）避難支援等関係者 地域住民、自主防災組織、民生委員、消防団、警察、町社会福祉協議会、その他の避難支援等に実施に携わる関係者。 **（略）** （６）個別計画 避難行動要支援者名簿に記載された要配慮者個々の避難支援プラン。 **（略）** **第３　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲** 生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載する。 ① 要介護認定結果が要介護３～５の者 ② 身体障がい者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く） ③ 療育手帳Ａを所持する知的障がい者 ④ 精神障がい者保健福祉手帳１・２級を所持する精神障がい者で単身世帯の者 ⑤ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた者 **第４　避難支援等関係者** 避難行動要支援者の地域における避難支援等関係者は、以下のとおりとする。 ①地域住民（町内会） ②自主防災組織 ③民生委員 ④消防団 ⑤警察署 ⑥町社会福祉協議会 ⑦その他の避難支援等の実施に携わる関係者 ⑧各地区トータルケアサポート委員 **第５　在宅避難行動要支援者の状況把握** **１　避難行動要支援者名簿等の作成** 災害発生時における在宅避難行動要支援者の救出、救助、避難等を円滑に行うため、町は介護保険受給者台帳、各障がい者手帳の交付台帳等により避難行動要支援者情報を収集するほか、町内会、自主防災組織、民生委員、消防団、町社会福祉協議会等を通じて、地域の避難行動要支援者の実態把握に努める。また、県及びその他の関係機関に対しても、難病患者に係る情報等、避難行動要支援者の実態把握に必要な情報の提供を求め、積極的な情報の取得に努める。実態把握した情報に基づき、町健康福祉課において避難行動要支援者名簿等を作成する。	**第２　用語の定義** (1) 要配慮者 高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障害者（児）や、日本語の災害情報を理解しにくい外国人及び地理に不案内な旅行者等、何らかの介助や支援を必要とするもの。 **（略）** (4) 避難支援等関係者 地域住民、自主防災組織、民生児童委員、消防団、警察、町社会福祉協議会、その他の避難支援等の実施に携わる関係者。 **（略）** (6) 個別避難計画 避難行動要支援者名簿に記載された要配慮者個々の避難支援プラン。 **（略）** **第３　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲** 生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載する。 ① 要介護認定結果が要介護 3～5 の者 ② 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く） ③ 療育手帳 A を所持する知的障害者 ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する精神障害者で単身世帯の者 ⑤ 地域が災害発生時に支援が必要と認めた者 **第４　避難支援等関係者** 避難行動要支援者の地域における避難支援等関係者は、以下のとおりとする。 ①地域住民（町内会） ②自主防災組織 ③民生児童委員 ④消防団 ⑤警察署 ⑥町社会福祉協議会 ⑦その他の避難支援等の実施に携わる関係者 ⑧各地区トータルケアサポート委員 **第５　在宅避難行動要支援者の状況把握** **１．避難行動要支援者名簿等の作成** 災害発生時における在宅避難行動要支援者の救出、救助、避難等を円滑に行うため、町は介護保険受給者台帳、各障害者手帳の交付台帳等により避難行動要支援者情報を収集するほか、町内会、自主防災組織、民生児童委員、消防団、町社会福祉協議会等を通じて、地域の避難行動要支援者の実態把握に努める。また、県及びその他の関係機関に対しても、難病患者に係る情報等、避難行動要支援者の実態把握に必要な情報の提供を求め、積極的な情報の取得に努める。実態把握した情報に基づき、町健康福祉課において避難行動要支援者名簿等を作成する。 なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよ

旧	新
避難行動要支援者名簿には、以下の事項を記載する。 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項 **２ 避難行動要支援者名簿等の共有** 作成した避難行動要支援者名簿等については、災害の発生に備え、家族・介護者及び福祉・医療機関との連携のもと、避難行動要支援者本人等（認知症や障がい等により、本人が、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等）から同意を得たものについて、関係機関に名簿情報を提供し、共有できるように努める。 **３ 個人情報の保護** 町は、避難行動要支援者名簿を保持する機関に対し、以下のとおり指導を行う。 （１）避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。 **（略）** **４ 避難行動要支援者名簿の更新** 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、避難行動要支援者名簿を毎年４月１日現在の状況で更新する。なお、具体的な更新作業の仕組みについてはあらかじめ構築し、避難支援等関係者に提供される名簿も含め名簿情報を最新の情報に保つよう努める。 （１）新たに町に転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障がい認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。 **（略）** ## 第６ 避難行動要支援者の避難支援計画の作成等 **１ 全体計画の作成** 町は、平成２５年８月に内閣府（防災担当）から示されている「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を基に、本節に記載した災害対策基本法で定めがある必須事項を含め、町地域防災計画の下位計画として、要配慮者情報の収集・共有、避難支援等を定めた避難支援プラン（全	う積極的に検討するものとする。 避難行動要支援者名簿には、以下の事項を記載する。 ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 電話番号その他の連絡先 ⑥ 避難支援等を必要とする事由 ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項 **２．避難行動要支援者名簿等の共有** 作成した避難行動要支援者名簿等については、災害の発生に備え、家族・介護者及び福祉・医療機関との連携のもと、避難行動要支援者本人等（認知症や障害等により、本人が、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等）から同意を得たものについて、関係機関に名簿情報を提供し、共有できるように努めるとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。 **３．個人情報の保護** 町は、避難行動要支援者名簿を保持する機関に対し、以下のとおり指導を行う。 (1) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。 **（略）** **４．避難行動要支援者名簿の更新** 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、避難行動要支援者名簿を毎年４月１日現在の状況で更新する。なお、具体的な更新作業の仕組みについてはあらかじめ構築し、避難支援等関係者に提供される名簿も含め名簿情報を最新の情報に保つよう努める。 (1) 新たに町に転入してきた要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。 **（略）** **５．避難行動要支援者名簿の管理** 町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 ## 第６ 避難行動要支援者の避難支援計画の作成等 **１．全体計画の作成** 町は、令和４年３月に要配慮者情報の収集・共有、避難支援等を定めた五城目町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（以下「全体ケ区画」という。」）を策定している。全体計画の推進を通じ、町内会、消防団、自主防災組織等の地域における関係者とのつながりを深め、地域の特

旧	新
体計画）を作成する。	性に応じた具体的な支援策を盛り込んだ実施計画となるよう、随時改訂を行う。
２ 個別計画の作成	**２．個別避難計画の作成等**
町は、避難行動要支援者個々の状態に合った避難支援プラン（個別計画）の策定の推進に努める。	町は、避難行動要支援者個々の状態に合った個別避難計画の策定の推進に努める。 策定にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとし、防災や福祉など関係する部署の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得るとともに、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を策定する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとし、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。また、個別避難計画の策定後は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の情報の適切な管理に努めるものとする。 県は、町の個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。 秋田地方気象台は、町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。 町は、消防機関、警察、民生児童委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の同意、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
３ 避難行動要支援者の円滑な避難のための配慮	**３．避難行動要支援者の円滑な避難のための配慮**
（１）避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達に関する配慮	(1) 避難情報等の発令・伝達に関する配慮
避難準備・高齢者等避難開始として発令される「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。	高齢者等避難など、町が発令する避難情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。
そのため、町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿等を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、その情報伝達について、特に配慮する。	そのため、町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿等を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、その情報伝達について、特に配慮する。
ア 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにする。	ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
イ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。	イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
ウ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すよう努める。	ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すよう努める。
（略）	**（略）**

旧	新
４ 避難支援等関係者の安全確保 町は、避難の必要性や**避難行動要支援者名簿**の意義、あり方を説明するとともに、**避難支援等関係者**の安全確保に関する措置を定める。 **避難支援等関係者等**の安全確保に関する措置を定めるに当たっては、**避難行動要支援者**や**避難支援等関係者**等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知する。そのうえで、一人ひとりの**避難行動要支援者**に**避難行動要支援者名簿**制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、**避難支援等関係者**等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。 **（略）**	**４．避難支援等関係者の安全確保** 町は、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保に関する措置を定める。 避難支援等関係者等の安全確保に関する措置を定めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知する。そのうえで、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。 **（略）** **第７　外国人、旅行者等の安全確保対策** 町及び県は、訪日外国人旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるとともに、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する際は、在日外国人には住民登録を行う際に防災情報の発信ツールを周知するなど、在日・訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達に努める。
第２５節　災害ボランテイアの受入体制の整備 **（略）** **第１ 計画の方針** 災害発生時には、県、町等防災行政機関はもとより、自主的防災組織など地域コミュニティ団体の協力が不可欠である。特に、災害の規模が大きくなると、応急対策の実施には非常に多くの人員が必要となる。また、指定避難所における避難者への生活支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に頼るところが大きい。 そのため、町は災害ボランティア活動の中心となる町社会福祉協議会等と連携して、平常時から効果的な活動ができるよう環境整備を進める。 **（略）** **第２ 災害ボランティアの活動分野** **（略）** **１．専門ボランティア** **（略）** （６）土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） **（略）** **第３ 災害ボランティア活動への支援** **（略）** **２ 災害ボランティア受入体制の整備** **（略）** **第４ 教育及び相互の連携** 町及び町社会福祉協議会は、災害ボランティア活動が組織的かつ総合的に行われるよう、これを統	**第２５節　災害ボランテイアの受入体制の整備** **（略）** **第１ 計画の方針** 災害発生時には、県、町等防災行政機関はもとより、自主的防災組織など地域コミュニティ団体の協力が不可欠である。特に、災害の規模が大きくなると、応急対策の実施には非常に多くの人員が必要となる。また、指定避難所における避難者への生活支援、さらには要配慮者や被災者個人の生活の維持、並びに被災者の生活再建のために、ボランティア組織や個人のボランティア活動に頼るところが大きい。 そのため、町は災害ボランティア活動の中心となる住民、支援団体、町社会福祉協議会等と連携・協働して、平常時から効果的な活動ができるよう環境整備を進める。 **（略）** **第２ 災害ボランティアの活動分野** **（略）** **１．専門ボランティア** **（略）** (6) 土砂災害警戒区域等の調査（斜面判定士） **（略）** **第３ 災害ボランティア活動への支援** **（略）** **２．災害ボランティア受入体制の整備** **（略）** (5) 活動環境の整備 町及び町社会福祉協議会は、NPO、ボランティア等と連携し、ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となるボランティアの活動拠点を用意する。 **第４ 教育及び相互の連携** 町及び町社会福祉協議会は、災害ボランティア活動が組織的かつ総合的に行われるよう、これを統

旧

括する組織体制を整備するとともに、災害ボランティア相互間の連絡等ネットワーク化の推進を図るものとする。

また、ボランティア保険制度の周知はもとより、県が実施する災害ボランティア活動のための研修や講習への参加を促進し、災害ボランティアの実践力向上に努める。

さらに、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、災害ボランティアリーダーの育成、活動資機材の整備に努める。

第２６節　広域応援体制の整備等

（略）

第１ 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合、町だけですべての応急対策を実施することが困難となり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もある。

そのため、町は、県内の市町村のみならず県外の市町村と相互応援体制について、協定の締結に努める。また、災害応急対策活動を迅速かつ的確に展開するため、様々な公共機関及び民間事業者との応援協定の締結に努める。

（略）

第２ 相互応援体制の確立（町と他市町村の協定）

１．現　況

（略）

◆他市町村との相互応援協定一覧２◆

No.	協定･覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
消１	消防相互応援協定	八郎潟町、井川町、飯田川町、昭和町	昭和33年4月1日

（略）

第３ 相互応援体制の確立（消防本部同士の協定）

１．現　況

各消防機関は、災害規模に応じて現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

現在、町の消防本部においても次頁の協定を締結している。

◆県内消防機関相互応援協定一覧◆

No.	協定･覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
消２	消防相互応援協定書	湖東地区消防本部	昭和46年4月1日
消３	救急業務相互応援協定書	湖東地区消防本部	昭和47年10月1日
消６	日本海沿岸東北自動車道(秋田自動車道)消防相互応援協定	能代山本広域市町村組合、湖東地区消防本部	平成19年3月1日

新

括する組織体制を整備するとともに、NPO、ボランティア等と連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する県が実施する研修や訓練への参加促進、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点や資機材の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策の整備等を推進する。

また、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、県が実施する研修や訓練を通じて推進するものとする。併せて、発災時における災害ボランティアとの連携について検討するものとする。

第２６節　広域応援体制の整備等

（略）

第１ 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合、町だけですべての応急対策を実施することが困難となり、また隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もある。

そのため、町は、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、実効性の確保に留意した、関係機関相互の連携協力体制の整備に努めるとともに、県内の市町村のみならず県外の市町村と相互応援体制について、協定の締結に努める。また、災害応急対策活動を迅速かつ的確に展開するため、様々な公共機関及び民間事業者との応援協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制の構築に努める。

（略）

第２ 相互応援体制の確立（町と他市町村の協定）

１．現　況

（略）

◆他市町村との相互応援協定一覧２◆

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
消１	消防相互応援協定	八郎潟町、井川町、旧飯田川町、旧昭和町	昭和 33 年 4 月 1 日

（略）

第３ 相互応援体制の確立（消防本部同士の協定）

１．現　況

各消防機関は、災害規模に応じて現有消防力を結集しても消防力に不足が生じると見込まれるときは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請、応援部隊の派遣を実施するため、各種協定・計画・要綱を定め、広域的消防応援体制の確立を図ることとしている。

現在、町の消防本部において下記のとおり協定を締結している。

◆県内消防機関相互応援協定一覧◆

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
消２	消防相互応援協定書	湖東地区消防本部	昭和 46 年 4 月 1 日
消３	救急業務相互応援協定書	湖東地区消防本部	昭和 47 年 10 月 1 日
消６	日本海沿岸東北自動車道（秋田自動車道）消防相互応援協定	能代山本広域市町村組合、湖東地区消防本部	平成 19 年 3 月 1 日

旧

消 7	鉄道災害発生時における消防活動に関する協定	県内13消防本部	平成20年9月17日
消 8	秋田県広域消防相互応援協定	県内13消防本部	【最新】 平成22年12月22日

（略）

２．対　策

町長は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織等の規定に基づき、応援を要請する。

（1）「秋田県広域消防相互応援協定」及び「秋田県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、迅速な消防相互応援を要請する。

（略）

第４　行政機関等との応援協定等（町・消防本部と行政機関等との協定）

１．現　況

現在、町は行政機関等と下記のとおり応援体制に関する協定等を締結している。

◆行政機関等との応援協定等の締結状況一覧◆

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
消 4	大館能代空港における航空機事故に対する消火救護活動に関する協定	秋田県 （県内の関係消防共）	平成１０年７月１６日
消 5	秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	秋田県 （県内の消防共）	【最新】 平成１１年４月１日
町 6	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成２３年９月１日
町 11	災害時等における相互協力に関する協定	五城目警察署	平成２５年９月２日
町 15	災害時等の自治体支援に関する覚書	国土交通省東北地方整備局　秋田河川国道事務所	平成２７年１月２１日

（略）

第５　公共機関その他事業者との応援協定等（町と公共機関等との協定）

１．現　況

現在、町は公共機関その他事業者と下記のとおり応援体制に関する協定等を締結している。

◆公共機関その他事業者との応援協定等の締結状況一覧◆

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
町 2	震災における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	イオンスーパーセンター㈱	平成１８年１２月１日

新

消 7	鉄道災害発生時における消防活動に関する協定	県内 13 消防本部	平成 20 年 9 月 17 日
消 8	秋田県広域消防相互応援協定	県内 13 消防本部	【最新】 平成 29 年 3 月 27 日

（略）

２．対　策

町長は、消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、消防組織等の規定に基づき、応援を要請する。

(1)　「秋田県広域消防相互応援協定」の定めるところにより、迅速な消防相互応援を要請する。

（略）

第４　行政機関等との応援協定等（町・消防本部と行政機関等との協定）

１．現　況

現在、町は行政機関等と下記のとおり応援体制に関する協定等を締結している。

◆行政機関等との応援協定等の締結状況一覧◆

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
消 4	大館能代空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定	秋田県 （県内の関係消防共）	平成 10 年 7 月 16 日
消 5	秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	秋田県 （県内の消防共）	【最新】 平成 11 年 4 月 1 日
町 6	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成 23 年 9 月 1 日
町 11	災害時等における相互協力に関する協定	五城目警察署	平成 25 年 9 月 2 日
町 15	災害時等の自治体支援に関する覚書	国土交通省東北地方整備局　秋田河川国道事務所	平成 27 年 1 月 21 日
町 23	「道の駅五城目」における災害時に関する協定書	秋田県	令和 3 年 2 月 26 日

（略）

第５　公共機関その他事業者との応援協定等（町と公共機関等との協定）

１．現　況

現在、町は公共機関その他事業者と下記のとおり応援体制に関する協定等を締結している。

◆公共機関その他事業者との応援協定等の締結状況一覧◆

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日
町 2	震災における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	イオンスーパーセンター㈱	平成 18 年 12 月 1 日

旧

町 3	災害時における応急対策に関する応援協力協定	五城目建設業協会	平成２０年９月１日
町 4	災害復旧時の協力に関する協定書	東日本電信電話㈱秋田支店	平成２１年９月１日
町 5	災害時の協力に関する協定書	東北電力㈱秋田営業所	平成２１年１０月１日
町 8	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話㈱秋田支店	平成２４年９月２１日
町 9	災害時における物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する協定書	ヤマト運輸㈱秋田主管支店	平成２５年７月２２日
町 10	災害協力に関する協定書	㈱秋田銀行	平成２５年８月２７日
町 12	災害協力に関する協定書	㈱北都銀行	平成２５年９月２７日
町 13	災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力に関する協定書	秋田中央郵便局、五城目郵便局、内川郵便局	平成２６年２月２８日
町 14	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書	一般社団法人秋田県 LP ガス協会	平成２６年１０月２０日
町 16	災害時における救援物資の供給に関する協定書	みちのくコカ･コーラボトリング㈱秋田	平成２８年４月１９日
町 17	防災・災害情報の提供に関する協定書	㈱秋田ケーブルテレビ	平成２９年１月２４日

（略）

新

町 3	災害時における応急対策に関する応援協力協定	五城目建設業協会	平成 20 年 9 月 1 日
町 4	災害復旧時の協力に関する協定書	東日本電信電話㈱秋田支店	平成 21 年 9 月 1 日
町 5	災害時の協力に関する協定書	東北電力㈱秋田営業所	平成 21 年 10 月 1 日
町 8	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話㈱秋田支店	平成 24 年 9 月 21 日
町 9	災害時における物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する協定書	ヤマト運輸㈱秋田主管支店	平成 25 年 7 月 22 日
町 10	災害協力に関する協定書	㈱秋田銀行	平成 25 年 8 月 27 日
町 12	災害協力に関する協定書	㈱北都銀行	平成 25 年 9 月 27 日
町 13	五城目町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	秋田中央郵便局、五城目郵便局、内川郵便局	令和元年 11 月 6 日
町 14	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書	一般社団法人秋田県 LP ガス協会	平成 26 年 10 月 20 日
町 16	災害時における救援物資の供給に関する協定書	みちのくコカ･コーラボトリング㈱秋田	平成 28 年 4 月 19 日
町 17	防災・災害情報の提供に関する協定書	㈱秋田ケーブルテレビ	平成 29 年 1 月 24 日
町 18	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成 29 年 3 月 16 日
町 19	防災拠点となる施設等に関する合意書	㈱五城目タクシー	平成 29 年 5 月 23 日
町 20	無人航空機による災害応急対策活動等に関する協定書	㈱スリーアイバード	平成 29 年 8 月 9 日
町 21	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	町内民間社会福祉事業者 8 者	平成 31 年 3 月 25 日
町 22	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和 2 年 3 月 12 日
町 24	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	秋田県石油商業組合・南秋支部	令和 2 年 6 月 18 日
町 25	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人五城目町社会福祉協議会	令和 3 年 12 月 23 日

（略）

第７　受援計画の策定

大規模な災害時における円滑な災害対応に向けては、町内及び町外の人員や資機材等のリソースを速やかに確保し、効果的に活用する必要がある。

町は、受援業務の選定や、受援の流れ、応援先や応援職員のための執務スペース等の確保、応援職員

旧	新
	の宿泊場所候補となる施設等をリスト化し、これらを位置づけた受援計画の策定を図る。 なお、応援要員等の執務スペースの確保に当たっては、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
第２７節　企業防災の促進 **（略）** **第２ 防災に対する企業の在り方** **（略）** **２．企業の役割** 災害時又は災害の発生を想定し平時から企業が考慮すべき重要事項としては、次の４点がある。 （１）生命の安全確保と安否確認 第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社等、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。	**第２７節　企業防災の促進** **（略）** **第２ 防災に対する企業の在り方** **（略）** **２．企業の役割** 災害時又は災害の発生を想定し平時から企業が考慮すべき重要事項としては、次の４点がある。 (1) 生命の安全確保と安否確認 第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社等、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。加えて、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときは、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
（略） **第３ 企業防災促進のための取組** **（略）** **２．事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進** （１）普及啓発活動 事業継続マネジメント（ＢＣＭ）や事業継続計画（ＢＣＰ）に関するセミナーの開催等により、企業の計画策定を啓発、支援する。	**（略）** **第３ 企業防災促進のための取組** **（略）** **２．事業継続マネジメント（BCM）の構築及び事業継続計画（BCP）の策定促進** (1) 普及啓発活動 事業継続マネジメント（BCM）や事業継続計画（BCP）に関するセミナーの開催等により、企業の計画策定を啓発、支援するとともに、被害想定やハザードマップなど、事業継続計画（BCP）策定のための基礎データを積極的に提供する。また、県、町及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
（略）	**（略）** **第４ 要配慮者利用施設における避難確保計画等の作成** 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。当該避難確保計画には、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定め、作成した計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。併せて、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

旧	新
第２８節　大規模停電対策 （略） **第２ 指定避難所、公共施設等への非常用電源の整備** （略） **１ 指定避難所** 町は、指定避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。また、太陽光パネルと蓄電池を併設した外灯などを整備する。 **２ 防災拠点** 町、県及び防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図る。 **３ 福祉・医療施設** 施設管理者は、非常用電源の整備に努める。 （略） **第３ 非常用発電機の燃料確保** 非常用発電機等を整備している指定避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。 **第４ 大規模停電を想定した訓練の実施** （略）	**第２８節　大規模停電対策** （略） **第２ 指定避難所、公共施設等への非常用電源の整備** （略） **１．指定避難所** 町は、指定避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。また、太陽光パネルと蓄電池を併設した外灯などを整備する。 また、非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機等による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。加えて、指定避難所においては、再生可能エネルギーの活用も検討の上、非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 **２．防災拠点** 町、県及び防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障を来すことのないよう、非常用電源の整備を図るとともに、72 時間以上稼働できるよう燃料備蓄等をしておくほか、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との協定の締結を進める。また、非常用電源については、浸水や揺れに備えた対策を図る。 **３．福祉・医療施設** 施設管理者は、非常用電源等の整備を図るとともに、最低 3 日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の確保に努める。 （略） **第３ 非常用発電機の燃料確保等** 非常用発電機等を整備している指定避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。 また非常用発電機のほか、蓄電池等についても整備を行い、これらの組み合わせにより、効果的な電源確保に努めるものとする。 **第４ 大規模停電時における情報伝達体制の整備** 町、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時においても常に伝達できるよう、その体制の整備に努める。 **第５ 大規模停電を想定した訓練の実施** （略）

旧

第２章　災害応急対策計画

第１節　自衛隊への災害派遣要請

（略）

第４ 災害派遣要請の範囲・対象等

（略）

３　災害派遣部隊の活動範囲

（略）

（５）給水・炊き出し

（６）遭難者の捜索活動

（７）通路・水路の応急警戒

（８）水防活動

（９）消防活動

（10）危険物の除去・保安

（11）救援物資の無償貸与・譲与

※「防衛庁の管理に属する物品の無償譲与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第１号）」に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与

（12）その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

（略）

第５ 自衛隊の災害派遣要請手続等

（略）

３ 災害派遣連絡窓口

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む）
知　　事	秋田県総務部総合防災課	018-860-4563,4562,4565 FAX018-824-1190	
陸上自衛隊	第21普通科連隊長 兼秋田駐屯地指令	第３科 秋田(018)845-0125 内線236、238 FAX 239 衛星197-59 衛星FAX 197-50	駐屯地当直司令 秋田(018)845-0125 内線302、402 FAX 239
海上自衛隊	舞鶴地方総監	総監部オペレーション 舞鶴(0773)62-2250 内線2222、2223 FAX(0773)64-3609	

新

（※本新旧対照表では、簡易な語句の修正などは省略しています。）

第２章　災害応急対策計画

第１節　自衛隊への災害派遣要請

（略）

第４ 災害派遣要請の範囲・対象等

（略）

３．災害派遣部隊の活動範囲

（略）

(5) 給食・給水

(6) 入浴支援

(7) 遭難者の捜索活動

(8) 通路・水路の応急警戒

(9) 水防活動

(10) 消防活動

(11) 危険物の除去・保安

(12) 救援物資の無償貸与・譲与

※「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づく、被災者への救援物資の無償貸付又は譲与

(13) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要な措置

（略）

第５ 自衛隊の災害派遣要請手続等

（略）

３．災害派遣連絡窓口

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む）
陸上自衛隊	第21普通科連隊長 兼秋田駐屯地司令	第3科 秋田(018)845-0125 内線236、238 FAX 239 衛星197-511	駐屯地当直司令 秋田(018)845-0125 内線302 FAX 239
海上自衛隊	舞鶴地方総監	総監部オペレーション 舞鶴(0773)62-2250 内線2222、2223 FAX(0773)64-3609	
航空自衛隊	秋田救難隊長 兼秋田分屯基地司令	飛行班 秋田(018)886-3320 内線252、253 FAX 240	当 直 秋田(018)886-3320 内線225 FAX 240

旧

航空自衛隊	秋田救難隊長 兼秋田分屯基地司令	飛行班 秋田(018)886-3320 内線252、253 FAX 251 衛星198-59 衛星FAX 198-50	当 直 秋田(018)886-3320 内線225 FAX 270
	第33警戒隊長 兼加茂分屯基地司令	総括班 運用訓練 男鹿(0185)33-3030 内線205 FAX 209	当 直 男鹿(0185)33-3030 内線211、212 FAX 209
	北部航空方面隊司令官	運用課 三沢(0176)53-4121 内線2354 FAX 2359	ＳＯＣ当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線2204、3900 FAX 2439

（略）

第２節　広域応援

（略）

第２ 地方自治体等との相互応援

（略）

２ 県・他市町村・指定地方公共機関等への要請

（１）県に対する要請

ア 要請の手続き

県知事に対し、人的及び物的な応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、まずは電話等により要請し、後日速やかに文書を送付する。

（略）

第５ 消防機関等の相互応援

消防機関の相互応援は**「秋田県広域消防相互応援協定書」**のとおりであり、消防本部は、必要に応じて協定書に基づく相互応援を行う。

第６ 緊急消防援助隊

（略）

３ 受援計画

被災地を管轄する消防本部は、各応援部隊を円滑に受入れるため受援計画を作成し、受援体制を整備する。

新

		衛星198-511	
	第33警戒隊長 兼加茂分屯基地司令	総括班 運用訓練 男鹿(0185)33-3030 内線205 FAX 209	当 直 男鹿(0185)33-3030 内線211、212 FAX 209
	北部航空方面隊司令官	運用課 三沢(0176)53-4121 内線2354	SOC当直幕僚 三沢(0176)53-4121 内線2204
	航空支援集団司令官	航空機運用(患者空輸) 府中(042-362-2971) 内線2583(2513) FAX 2615(2634)	防衛部運用課初動対応室 内線2531 FAX その都度確認
	航空救難団司令	防衛部 入間(04-2953-6131) 内線3832 FAX 3839	当 直 内線3895 FAX 3839（送った場合、電話でも連絡すること）

（略）

第２節　広域応援

（略）

第２ 地方自治体等との相互応援

（略）

２．県・他市町村・指定地方公共機関等への要請

(1) 県に対する要請

ア 要請の手続き

知事に対し、人的及び物的な応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、まずは電話等により要請し、後日速やかに文書を送付する。

（略）

第５ 消防機関等の相互応援

消防本部は、必要に応じて協定書に基づく相互応援を行う。第１章災害応急対策計画の第 26 節広域応援体制の整備等、第３相互応援体制の確立(消防本部同士の協定)を参照とする。

第６ 緊急消防援助隊

（略）

３．受援計画

被災地を管轄する消防本部は、各応援部隊を円滑に受入れるため受援計画等に基づき、受援体制を整備する。

旧

緊急消防援助隊の割り振りを行うため、知事は、緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、県、代表消防機関及び被災地消防本部の職員並びに指揮支援部隊長により構成される消防応援活動調整本部を設置する。

４ 各部隊の構成・任務

部隊の名称	構成・任務
指揮支援部隊	ヘリコプターにより迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援
都道府県指揮隊	被災地における緊急消防援助隊は、都道府県単位で活動することから、都道府県隊の指揮や連絡調整
救助部隊	高度救助用資機材を備え、要救助者の探索、救助活動を実施
救急部隊	高度救助用資機材を備え、救急活動を実施
消火部隊	大規模火災発生時の延焼防止等消火活動
後方支援部隊	各隊の活動を支援するために、給水設備・トイレ・寝具等を備えた車両による必要な補給活動
航空部隊	消防・防災ヘリコプターを用いた消防活動
水上部隊	消防艇を用いた消防活動
特殊災害部隊	石油・化学火災、毒劇物・放射性物質災害等、特殊な災害へ対応するための消防活動
特殊装備部隊	特殊装備を使用した活動 １ はしご隊 ２ 水難救難隊 ３ 遠距離送水隊

５ 指揮支援部隊

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、指揮支援隊及び指揮支援部隊長の所属する消防本部は、次のとおりとする。

災害発生道県		部隊長の所属する 消　防　本　部	指揮支援隊が所属する 消　防　本　部
北海道	北海道	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局 東京消防庁、横浜市消防局 千葉市消防局、新潟市消防局
東 北	青森県、岩手県 宮城県、秋田県	仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局 東京消防庁、横浜市消防局

新

緊急消防援助隊の割り振りを行うため、知事は、緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、県、代表消防機関及び被災地消防本部の職員並びに指揮支援部隊長により構成される消防応援活動調整本部を設置する。

４．各部隊の構成・任務

部隊の名称	構成・任務
指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行う。
都道府県大隊指揮隊	主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行う。
消火中隊	主として被災地における消火活動を行う。
救助中隊	主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行う。
救急中隊	主として被災地における救急活動を行う。
後方支援中隊	主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行う。
航空部隊	被災地において、航空に係る消防活動を行う。
水上中隊	主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行う。
特殊災害中隊	主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行う。
特殊装備中隊	主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行う。

５．指揮支援部隊

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、指揮支援隊及び指揮支援部隊長の所属する消防本部は、次のとおりとする。

災害発生道県		部隊長の所属する 消　防　本　部	指揮支援隊が所属する 消　防　本　部
北海道	北海道	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局 さいたま市消防局、東京消防庁 新潟市消防局
東 北	青森県、岩手県 宮城県、秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局 さいたま市消防局、東京消防庁

旧

	山形県、福島県 新潟県		川崎市消防局、新潟市消防局 相模原市消防局

６ 指揮支援部隊長

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、指揮支援部隊長が被災等によりその任務を遂行できない場合には、次に掲げる消防本部に所属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の職務に当たるものとする。

災害発生道県	指揮支援部隊長代行の属する消防本部
北海道	仙台市消防局
東 北	札幌市消防局

（略）

第７ 他市町村被災時の応援

（略）

２ 他市町村への応援・派遣

町は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なために応援要請がされた場合は、以下の要領で災対法に基づき、他市町村に対して応援を実施する。

ただし、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。

（略）

（２）応援の実施

町は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。

なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の体制とする。

３ 大規模災害発生時の他都道府県からの被災者の受入・支援

（略）

（１） 町は、県と連携して、被災者の指定避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して指定避難所や応急仮設住宅への戸別訪同等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。

（略）

第３節　気象予報・警報等の伝達

（略）

新

	山形県、福島県 新潟県		千葉市消防局、川崎市消防局 新潟市消防局

６．指揮支援部隊長

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、指揮支援部隊長が被災等によりその任務を遂行できない場合には、次に掲げる消防本部に所属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の職務に当たるものとする。

災害発生道県	指揮支援部隊長代行の属する消防本部
北海道	仙台市消防局
東 北	札幌市消防局、東京消防庁

（略）

第７ 他市町村被災時の応援

（略）

２．他市町村への応援・派遣

町は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なために応援要請がされた場合や、応急対策職員派遣制度による応援要請がされた場合は、以下の要領で災害対策基本法に基づき、他市町村に対して応援を実施する。

ただし、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。また、県及び町は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

（略）

(2) 応援の実施

町は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施する。

なお、職員を派遣する場合には、地域や災害の特性等を考慮した人的支援要員の人数・職種等を調整の上、 土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるとともに、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで自力で賄うことができる自己完結型の体制とする。

３．大規模災害発生時の他都道府県からの被災者の受入・支援

（略）

(1) 町は、県と連携して、被災者の指定避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して指定避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。

（略）

第３節　気象予報・警報等の伝達

（略）

旧	新
	第２　警戒レベルを用いた防災情報の提供 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。 「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「該当行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供される。 なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。
第２　気象注意報、警報等の種類と発表基準 **（略）** **１　気象注意報及び警報** 気象に関する特別警報、警報、注意報は気象業務法により、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある時には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。発表のタイミングは、以下に示す各現象の「発表基準」が発生する概ね３～６時間前である。ただし、短時間の強い雨に関する大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報については概ね２～３時間前に発表することとしている。また、夜間・早朝に警報発表の可能性がある場合には、夕方に注意報を発表し、警報を発表する可能性のある時間帯をその注意報の発表文中に、例えば「明け方までに警報に切り替える可能性がある」などと明示する。なお、こうした猶予時間（リードタイム）は、気象警報・注意報が防災機関や住民に伝わって避難行動などがとられるまでに要する時間を考慮して設けているが、現象の予想が難しい場合には、結果としてこうしたリードタイムが確保できない場合もあることを理解する。 大雨等の特別警報・警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり「市町村等をまとめた地域（例：秋田中央地域、能代山本地域など）」の名称が用いられる場合がある。 以下に示す特別警報の種類と「発表基準」は、重大な災害をもたらすほどの特に異常な現象のレベルを定めたものである。また、警報・注意報の種類と「発表基準」の数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安ではあるが、先行降雨、季節、地域の特性、その他気象条件等を考慮して行うため、必ずしもこの基準によらない場合がある。※ちなみに、このような発表の判断は気象予報官によってなされる。 特に、大きな地震等が発生し、地盤が緩み土砂災害等の二次災害の発生が予測される場合は、大雨警報や注意報等の発表基準を暫定的に引き下げて運用することがある。※平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震等に伴い、被災した県では未だに通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところもあります。（平成 27 年 8 月現在） （１）　特別警報【６種類】	**第３　気象注意報、警報等の種類と発表基準** **（略）** **１．気象注意報及び警報** 気象に関する特別警報、警報、注意報は気象業務法により、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのある時には「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのある時には「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい時には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。発表のタイミングは、以下に示す各現象の「発表基準」が発生する概ね 3～6 時間前である。ただし、短時間の強い雨に関する大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報については概ね 2～3 時間前に発表することとしている。また、夜間・早朝に警報発表の可能性がある場合には、夕方に注意報を発表し、警報を発表する可能性のある時間帯をその注意報の発表文中に、例えば「明け方までに警報に切り替える可能性がある」などと明示する。なお、こうした猶予時間（リードタイム）は、気象警報・注意報が防災機関や住民に伝わって避難行動などがとられるまでに要する時間を考慮して設けているが、現象の予想が難しい場合には、結果としてこうしたリードタイムが確保できない場合もあることを理解する。 大雨等の特別警報・警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり「市町村等をまとめた地域（例：秋田中央地域、能代山本地域など）」の名称が用いられる場合がある。 以下に示す特別警報の種類と「発表基準」は、重大な災害をもたらすほどの特に異常な現象のレベルを定めたものである。また、警報・注意報の種類と「発表基準」の数値は、秋田県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係に基づき定めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安ではあるが、先行降雨、季節、地域の特性、その他気象条件等を考慮して行うため、必ずしもこの基準によらない場合がある。※ちなみに、このような発表の判断は気象予報官によってなされる。 特に、大きな地震等が発生し、地盤が緩み土砂災害等の二次災害の発生が予測される場合は、大雨警報や注意報等の発表基準を暫定的に引き下げて運用することがある。※平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震等に伴い、被災した県では未だに通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用しているところもあります。（令和７年２月１日現在） (1) 特別警報【6 種類】

旧

種　類	発　表　基　準
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 ◆五城目町◆（50年に一度の値） 48時間降水量：296mm、３時間降水量：119mm、土壌雨量指数198 ※ちなみに警報基準の土壌雨量指数108。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。 ◆五城目町◆ 50年に一度の積雪深124cm、既往最深積雪137cm
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	
高潮特別警報	

（２）気象警報【７種類】

種　類	発　表　基　準
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 ◆五城目町◆ 【大雨警報（浸水害）】雨量基準 平　坦　地：１時間雨量50mm 平坦地以外：１時間雨量70mm 【大雨警報（土砂災害）】土壌雨量指数基準値 108
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 ◆五城目町◆ 雨量基準　平　坦　地：１時間雨量50mm 平坦地以外：１時間雨量70mm 流域雨量指数基準　馬場目川流域＝18

新

種　類	発　表　基　準
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 ◆五城目町◆ 【大雨特別警報（土砂災害）】 土壌雨量指数基準値（最小）256 【大雨特別警報（浸水害）】 表面雨量指数（最小）31、流域雨量指数（最小）40
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。 ◆五城目町◆ 50年に一度の積雪深125cm、既往最深積雪137cm
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	
高潮特別警報	

(2) 気象警報【7 種類】

種　類	発　表　基　準
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 ◆五城目町◆ 【大雨警報（浸水害）】　表面雨量指数基準　15 【大雨警報（土砂災害）】土壌雨量指数基準値 96
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 ◆五城目町◆ 複合基準※　馬場目川流域＝（9,16.4），内川川流域＝（8,8.4）， 富津内川流域＝（9,9.1） 流域雨量指数基準　馬場目川流域＝18.3，内川川流域＝9.7， 富津内川流域＝10.2 ※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

旧

大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 降雪の深さ　平野部：12時間の降雪の深さ35cm 山沿い：12時間の降雪の深さ50cm
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 平均風速：18m/s
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ◆五城目町◆ 平均風速：18m/s 雪を伴う
波浪警報	
高潮警報	

（３）気象注意報【１６種類】

種　類	発　表　基　準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 雨量基準　平　坦　地：１時間雨量30㎜ 平坦地以外：１時間雨量40㎜ 土壌雨量指数基準値　75
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 雨量基準　平　坦　地：１時間雨量30㎜ 平坦地以外：１時間雨量40㎜ 流域雨量指数基準馬場目川流域＝18
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 降雪の深さ　平野部：12時間の降雪の深さ15cm 山沿い：12時間の降雪の深さ25cm
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 平均風速：12m/s
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 平均風速 12m/s 雪を伴う
波浪注意報	
高潮注意報	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆

新

大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 降雪の深さ　平野部：12時間の降雪の深さ35cm 山沿い：12時間の降雪の深さ50cm
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 平均風速：18m/s
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 ◆五城目町◆ 平均風速：18m/s 雪を伴う
波浪警報	
高潮警報	

(3) 気象注意報【16 種類】

種　類	発　表　基　準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 表面雨量指数基準　9 土壌雨量指数基準値　70
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 複合基準※　馬場目川流域=（7,14.6），内川川流域=（5,6.9）， 富津内川流域=（5,8.1） 流域雨量指数基準　馬場目川流域＝14.6,内川川流域=6.9, 富津内川流域=8.1 ※（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 降雪の深さ　平野部：12時間の降雪の深さ15cm 山沿い：12時間の降雪の深さ25cm
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 平均風速：12m/s
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 平均風速 12m/s 雪を伴う
波浪注意報	

旧

	視程 100m
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 ◆五城目町◆ ①最小湿度40%、実効湿度65% ②実効湿度70%、風速10m/s以上
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ ①山沿いで24時間の降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温５℃以上の日が継続
着雪(氷)注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのある時に発表される。 ◆五城目町◆ 大雪注意報の条件下で気温が－２℃より高い場合
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある時に発表される。 融雪により被害が予想される場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのある時に発表される。 ◆五城目町◆ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね２℃以下 ただし、早霜については農作物の生育を考慮し実施する。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある時に発表される。 ◆五城目町◆ 【夏期】最高・最低・平均気温のいずれかが平年より４℃～５℃以上低い日が数日以上続くとき 【冬期】①秋田地方気象台で最低気温－７℃以下 ②秋田地方気象台で最低気温が－５℃以下の日が数日続くとき

新

高潮注意報	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ 視程 100m
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 落雷等により被害が予想される場合
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがある時に発表される。 融雪により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 ◆五城目町◆ ①最小湿度40%、実効湿度65% ②実効湿度70%、風速10m/s以上
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。 ◆五城目町◆ ①山沿いで24時間の降雪の深さ40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがある時に発表される。 ◆五城目町◆ 【夏期】最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4℃～5℃以上低い日が数日以上続くとき 【冬期】①秋田地方気象台で最低気温－7℃以下 ②秋田地方気象台で最低気温が－5℃以下の日が数日続くとき
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのある時に発表される。 ◆五城目町◆ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね2℃以下 ただし、早霜については農作物の生育を考慮し実施する。
着雪(氷)注意報	著しい着雪（氷）により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのある時に発表される。 ◆五城目町◆ 大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合

旧

※数値は五城目町の基準（平成 22 年５月 27 日現在）秋田地方気象台発表。

（４）その他気象情報等

種　類	発　表　基　準
気象情報	台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表される。気象情報の種類は以下のとおり。※予報官のコメントとして発表される。 ア　予告的な情報 ①　特別警報・警報・注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合 ②　少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合 イ　特別警報・警報・注意報を補完する気象情報 特別警報・警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合
土砂災害警戒情報	県と秋田地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自宅避難の参考となるよう市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域)ごとに発表される。 詳細は、本節第6を参照とする。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)した時に、府県気象情報の一種として発表される。 ◆五城目町◆ 記録的短時間大雨情報は、1 時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。

新

※数値は五城目町の基準（令和６年５月 23 日現在）秋田地方気象台発表。

（4）その他気象情報等

種　類	発　表　基　準
秋田県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する秋田県気象情報」、という表題の情報が速やかに発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する秋田県気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの秋田県気象情報が発表される場合がある。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(秋田市、由利本荘市は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。 詳細は、本節第6を参照とする。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（沿岸と内陸）で発表される。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>※数値は五城目町の基準（平成 22 年５月 27 日現在）秋田地方気象台発表。
（略）
注５ ◆土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。解析雨量、降水短時間予報をもとに、５km 四方の領域ごとに算出する。
◆流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数である。解析雨量、洪水短時間予報をもとに、５km 四方の領域ごとに算出する。
（略）</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
◆五城目町◆
記録的短時間大雨情報は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合に発表される。</td></tr>
</table>
※数値は五城目町の基準（令和６年５月 23 日現在）秋田地方気象台発表。
（略）
注５ ◆土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。
◆流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数である。解析雨量、洪水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。
（略）
【キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等】
<table>
<tr><th>種　類</th><th>概　要</th></tr>
<tr><td>土砂キキクル
（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
<tr><td>浸水キキクル
（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td>洪水キキクル
（洪水警報の危険度分</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

旧	新

布）	を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

【気象等に関する特別警報の発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される 場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合予想される場合	

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

特別警報の発表基準について参考資料

気象庁ホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html)

（略）

旧

第３ 水位情報・水防警報

（略）

２ 水防警報

洪水、津波又は高潮により損害を生ずるおそれがあると認められるとき、水防警報（水防を行う必要がある旨を警告して行う発表）が、次の区分により発令される。 なお、水防団（本町では消防団）の水防活動については、「五城目町水防計画書」に定める。

（略）

（２）水防警報の種類・内容及び発表基準

（略）

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に応じて水防警報を発表する。

（資料：「平成 26 年度 秋田県水防計画 実務編」）

第４ 火災気象通報・火災警報

１ 火災気象通報

消防法第 22 条に基づく気象状況の通報であり、次の基準により秋田地方気象台から発表される。

1 最少湿度40％以下、実効湿度65％以下となることが予想される場合

2 実効湿度70％以下で、平均風速８m/s以上になると予想される場合

3 平均風速12m/s（秋田は13m/s）以上、内陸10m/s以上になると予想される場合

（ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。）

２ 火災警報

町長は、「火災気象通報」を受け、下記の「火災警報」発令の基準を超えた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、警戒上支障がないと判断したときを除き、「火災警報」を発令するものとする。

火災警報及び火災注意報発令基準

区 分	基　　準	周知の方法	対 策
火災警報	風速15メートルを超えるとき 実効湿度60％以下で、最小湿度25％以下のとき 風速10メートル以上で、最小湿度30％以下のとき	サイレン 広報車等 吹き流し	①町民への周知 ②地域内の火災予防広報等 ③地域内パトロール ④団員1/3待機
火災注意報	風速10メートルを超えるとき 実効湿度60％以下で、最小温度40％以下のとき 実効湿度70％以下で、風速５メートル以上、最小湿度40％以下のとき 異常乾燥注意報が発令されたときは、原則として発令すること。但し、降雨雪の場合は、発令しないこともある。前項のほか、前数日間の状況及び時後の状況も勘案する。	広報車等吹き流し	

第５ 気象予警報等の伝達

１ 気象注意報、警報等の伝達系統

新

第４ 水位情報・水防警報

（略）

２．水防警報

洪水、津波又は高潮により損害を生ずるおそれがあると認められるとき、水防警報（水防を行う必要がある旨を警告して行う発表）が、次の区分により発令される。 なお、消防団の水防活動については、「五城目町水防計画」に定める。

（略）

(2) 水防警報の種類・内容及び発表基準

（略）

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

（資料：「令和６年度 秋田県水防計画 実務編」）

第５ 火災気象通報・火災警報

１．火災気象通報

消防法第 22 条に基づく気象状況の通報であり、次の基準により秋田地方気象台から発表される。

1 最小湿度40％以下、実効湿度65％以下となることが予想される場合

2 実効湿度70％以下で、平均風速10m/s以上になると予想される場合

3 平均風速12m/s以上になると予想される場合

（ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。）

２．火災警報

町長は、「火災気象通報」を受け、下記の「火災警報」発令の基準を超えた場合、かつ気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、「火災警報」を発令するものとする。

火災警報及び火災注意報発令基準(五城目町)

区 分	基　　準	周知の方法	対 策
火災警報	風速15メートルを超えるとき 実効湿度60％以下で、最小湿度25％以下のとき 風速10メートル以上で、最小湿度30％以下のとき	サイレン 広報車等 吹き流し	必要に応じて、地域内の火災予防広報やパトロール等を実施する。
火災注意報	風速10メートルを超えるとき 実効湿度60％以下で、最小湿度40％以下のとき 実効湿度70％以下で、風速5メートル以上、最小湿度40％以下のとき 異常乾燥注意報が発令されたときは、原則として発令すること。但し、降雨雪の場合は、発令しないこともある。前項のほか、前数日間の状況及び時後の状況も勘案する。	広報車等吹き流し	

第６ 気象予警報等の伝達

１．気象注意報、警報等の伝達系統

旧

気象注意報、警報等の伝達系統は次のとおりとする。 -------- 点線は河川水位情報･水防警報。

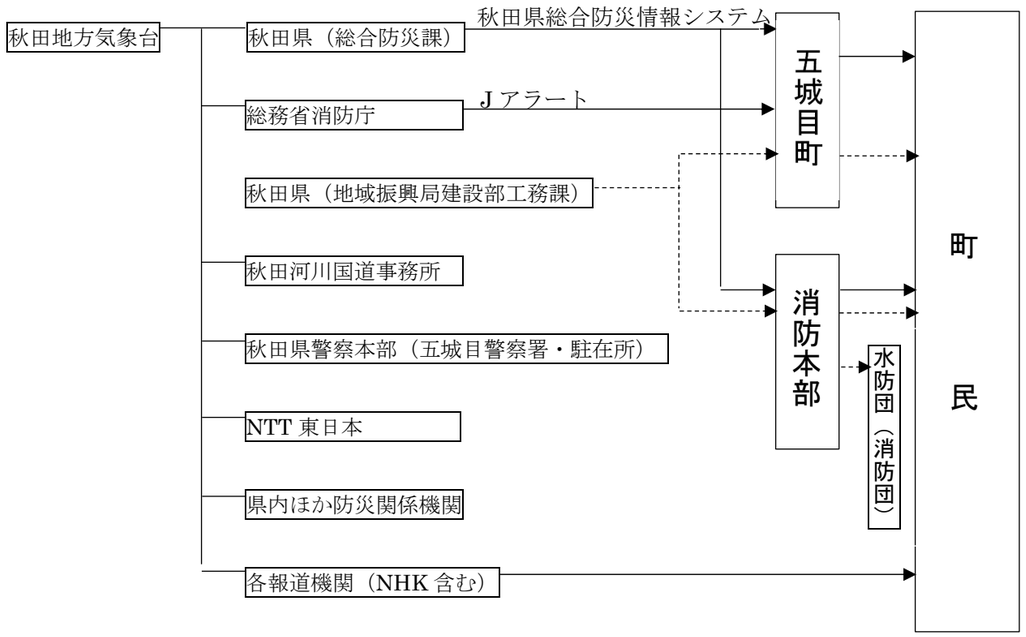

２ 気象通報、警報（洪水予報、水位情報、土砂災害警戒情報を含む）等の取扱要領

（１）気象業務法に基づく気象注意報、警報及び消防法に基づく火災気象通報（以下「気象通報」という。）また、水防法に基づく水防警報は、住民生活課及び五城目町消防本部（以下「消防本部」）が受信する。

（略）

（４）町民に対する警報等の伝達は、必要に応じてサイレンの吹鳴や広報車による巡回広報、町内会･消防団への電話連絡等により、町民に周知を図る。

第６ 土砂災害警戒情報

秋田地方気象台と県は、共同して大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、町長が防災活動や町民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を町長に通知するものとする。※土砂災害防止法の規定。

町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、これを直ちに緊急速報メール（エリアメール）等で町民等に周知する。また、町民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体制の整備を図る。

土砂災害警戒情報の発表基準と解除基準

発表基準	発表基準は、大雨特別警報・大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準値に達した時とする。 この際、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表するものとする。 なお、地震や火山噴火等により現状の基準を見直す必要があると考えられ

新

気象注意報、警報等の伝達系統は次のとおりとする。 -------- 点線は河川水位情報･水防警報。

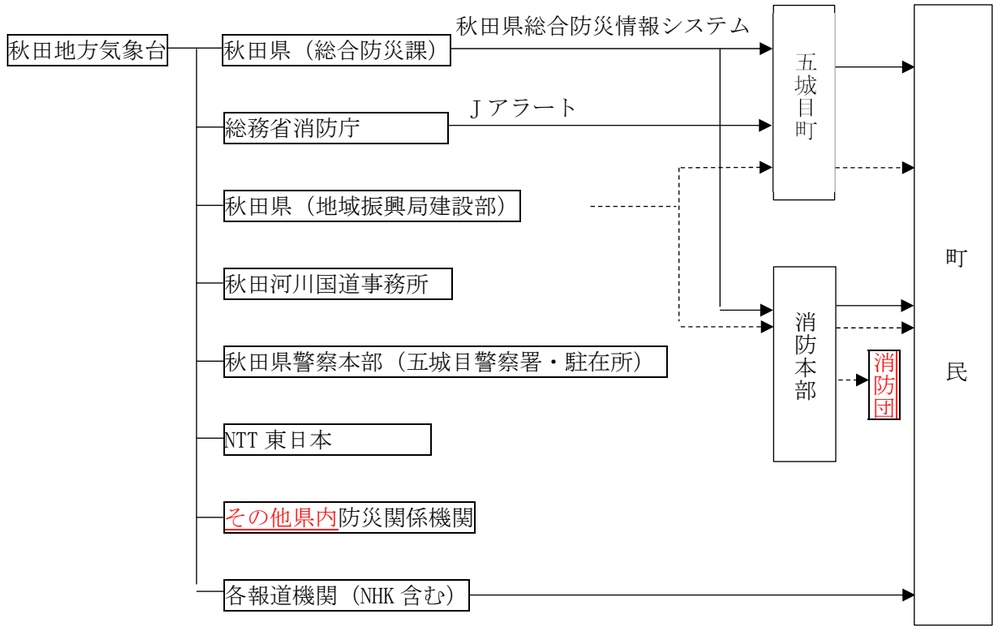

２．気象通報、警報（洪水予報、水位情報、土砂災害警戒情報を含む）等の取扱要領

(1) 気象業務法に基づく気象注意報、警報及び消防法に基づく火災気象通報、また、水防法に基づく水防警報は、住民生活課及び消防本部が受信する。

（略）

(4) 町民に対する警報等の伝達は、必要に応じて防災行政無線による放送のほか、サイレンの吹鳴や広報車による巡回広報、町内会･消防団への電話連絡等により、町民に周知を図る。

第７ 土砂災害警戒情報

秋田地方気象台と県は、共同して大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、町長が防災活動や町民等への避難情報等の発令の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を町長に通知するものとする。※土砂災害防止法の規程。

町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、これを直ちに緊急速報メール等で町民等に周知する。また、町民等に対する避難情報の発信や災害応急対応が適時適切に行えるよう情報の収集に努めるとともに、国、県及び関係機関との連携・協力体制の整備を図る。

土砂災害警戒情報の発表基準と解除基準

発表基準	発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達した時とする。 なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動等が発生した場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定するも

旧

	る場合には、秋田県建設部と秋田地方気象台は基準の取扱いについて協議するものとする。
解除基準	解除基準は、秋田県建設部と秋田地方気象台が共同で作成した監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時とする。 ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の第２タンク貯留量の降下状況や土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

第４節　災害情報の収集・伝達計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、税務課、まちづくり課・議会事務局、消防本部
	防災関係機関等	県
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第１　基本的な考え方

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡が取れない地域については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、町災害対策本部から人員を派遣する等積極的な情報収集を行う。

第２　情報収集体制及び伝達系統

１．関係機関は必要に応じ、航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

（略）

新

	のとする。
解除基準	解除基準は、基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される時とする。 大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

第４節　災害情報の収集・伝達計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、税務会計課、まちづくり課・議会事務局、消防本部
	防災関係機関等	県
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第１　基本的な考え方

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、町及び県は、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡が取れない地域については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、町災害対策本部から人員を派遣する等積極的な情報収集を行う。

第２　情報収集体制及び伝達系統

1.　関係機関は必要に応じ、航空機、無人航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

（略）

旧

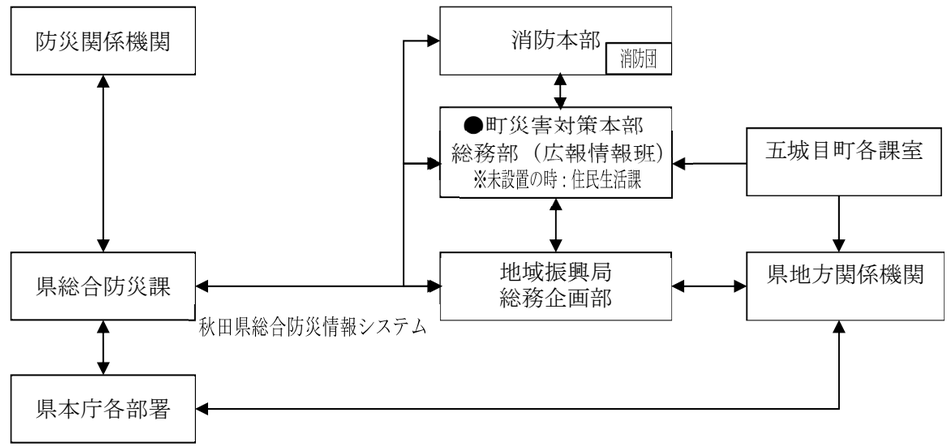

災害に関する情報の連絡系統

第３ 被害状況の収集・伝達等

１　情報の収集

（略）

（略）

３ 水位・雨量等の情報収集

水位、雨量等の情報収集については、町内に設置されている観測点や周辺市町からの情報を得るとともに、総合防災情報システムやインターネットを活用して迅速に行う。町災害対策本部等の設置時は総務部庶務班（総務課、住民生活課）が行う。それ以外は住民生活課が行う。

・川の防災情報（国土交通省河川局提供）パソコンから http://www.river.go.jp
携帯電話から http://i.river.go.jp
・秋田県水防警報（秋田県建設部河川砂防課提供）　http://sabo.pref.akita.jp/

４ 町民への伝達

（１）広報車、電話、緊急速報メール等によるものとする。

（略）

第４ 異常現象発見時の措置

（略）

２．異常現象を発見した場合

（略）

３．被害の発生が予測される場合

（略）

新

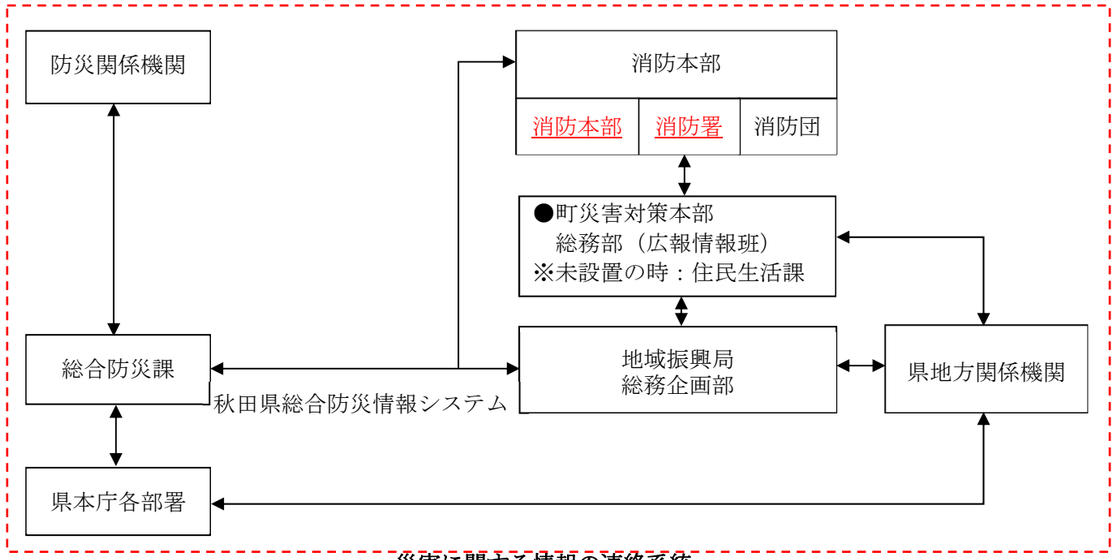

災害に関する情報の連絡系統

第３ 被害状況の収集・伝達等

１．情報の収集

（略）

(8) 県又は町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線等を活用して防災関係機関等へ提供し、情報の共有を図るものとする。

（略）

３．水位・雨量等の情報収集

水位、雨量等の情報収集については、町内に設置されている観測点や周辺市町からの情報を得るとともに、秋田県総合防災情報システムや秋田県河川砂防情報システム、インターネットを活用して迅速に行う。町災害対策本部等の設置時は総務部広報情報班（まちづくり課・議会事務局）が行う。それ以外は住民生活課が行う。

・川の防災情報（国土交通省河川局提供）パソコンから http://www.river.go.jp
携帯電話から http://i.river.go.jp
・秋田県河川砂防情報システム（秋田県建設部河川砂防課提供）http://kasen.pref.akita.lg.jp/

４．町民への伝達

(1) 防災行政無線、広報車、電話、緊急速報メール等によるものとする。

（略）

第４ 異常現象発見時の措置

（略）

２．被害の発生が予測される場合

（略）

旧

第５ 特殊災害発生時の措置

大規模な火災、爆発、危険物の流失、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は、次によるものとする。

特殊災害発生時の連絡系統

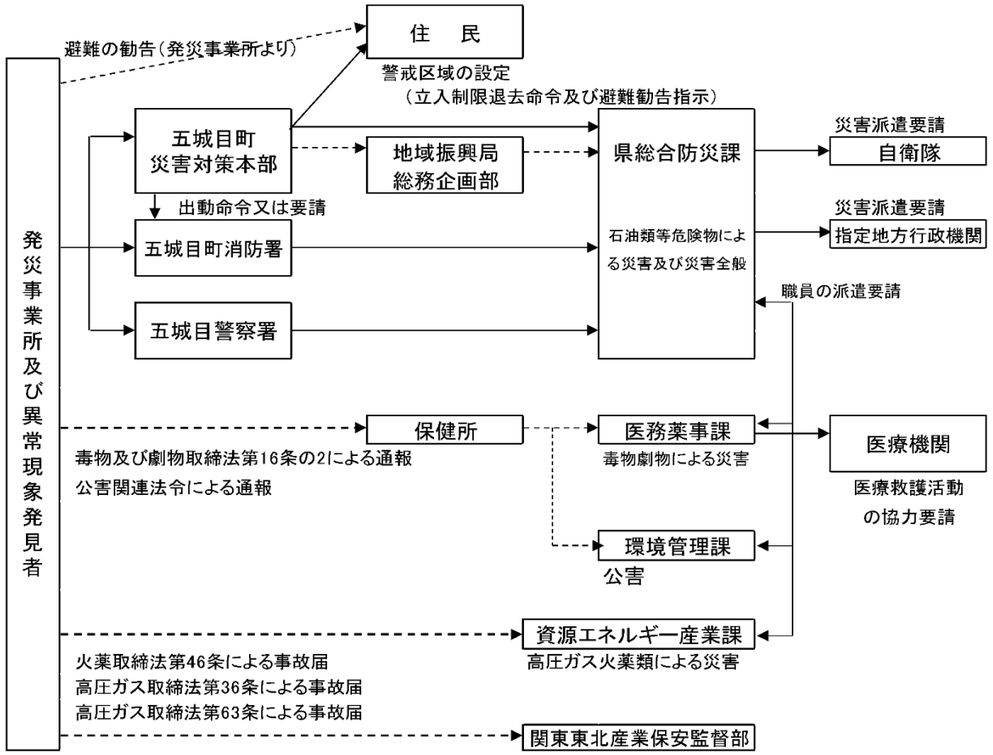

第６ 県に対する報告

１．報告の方法

町は、災害が発生したときは、次の区分により、所定の様式で、県総合防災課（県災害対策本部等を設置している場合は、当該県災害対策本部等）へ被害状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに提出するものとする。なお、災害状況の報告は、町災害対策本部等の設置時は総務部庶務班（総務課、住民生活課）が行う。それ以外は住民生活課又は消防本部が行う。

ただし、県総合防災課に報告できない時、又は特に迅速に報告すべき火災・災害等については、総務省消防庁へ直接報告する。

報告ルートは、次のとおりとする。消防機関は、１１９番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告するものとする。

新

第５ 特殊災害発生時の措置

大規模な火災、爆発、危険物の流失、有毒ガスの発生及び車両、船舶事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は、次によるものとする。

特殊災害発生時の連絡系統

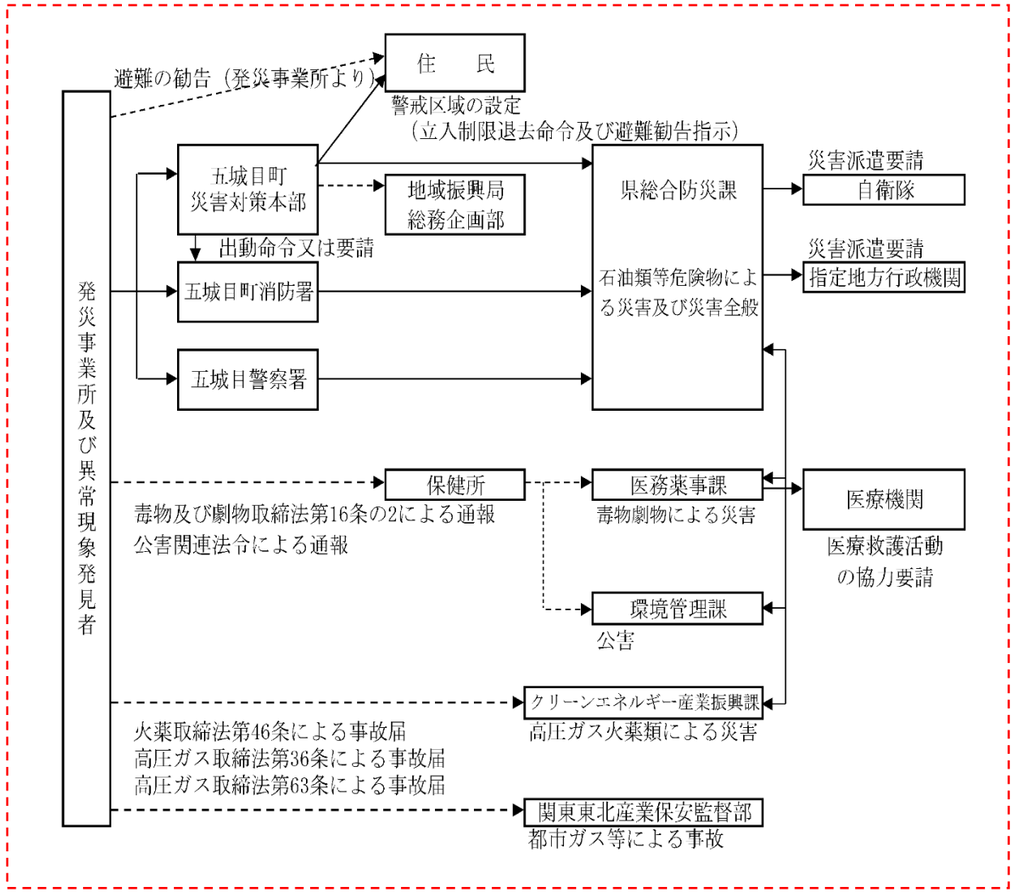

第６ 県に対する報告

１．報告の方法

町は、災害が発生したときは、次の区分により、所定の様式で、県総合防災課（県災害対策本部等を設置している場合は、当該県災害対策本部等）へ被害状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに提出するものとする。なお、災害状況の報告は、町災害対策本部等の設置時は総務部庶務班（総務課、住民生活課）が行う。それ以外は住民生活課又は消防本部が行う。

ただし、県総合防災課に報告できない時、又は特に迅速に報告すべき火災・災害等については、総務省消防庁へ直接報告するものとし、報告ルートは下記のとおりとする。

旧

＜災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況等の報告ルート＞

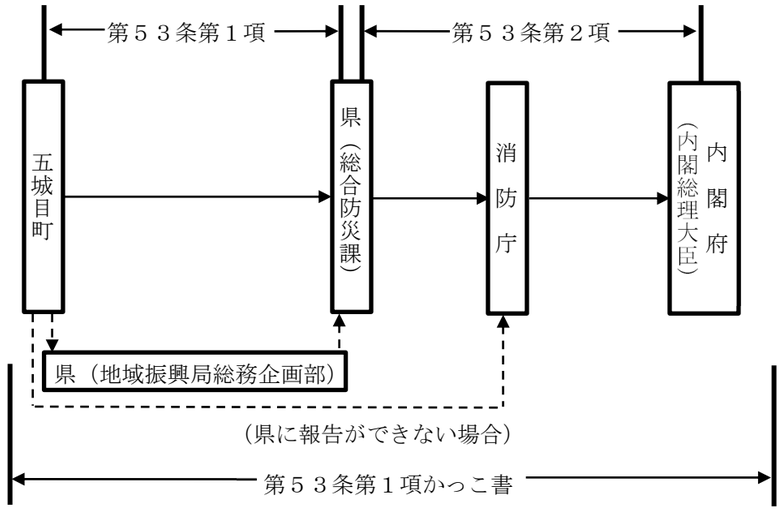

（略）

２．報告の様式

（略）

（３）災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に、**２号様式（確定）**により報告する。

新

＜災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況等の報告ルート＞

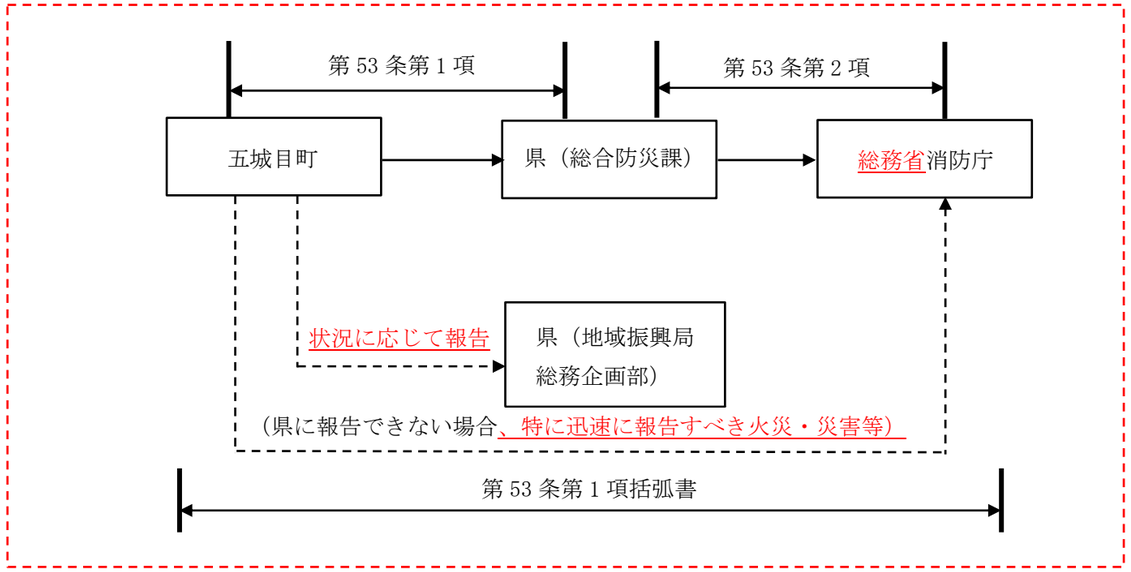

（略）

２．報告の様式

（略）

(3) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に、3号様式（確定）により報告する。

旧

〈報告の様式〉

1 号様式

(1)　災害概況報告

(　　)受信者氏名

災害名　　(第　　報)

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村(消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分		
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計	人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)		

(注)　第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すること。)

新

〈報告の様式〉

第１号様式

(災害概況即報)

受信者氏名

災害名　　(第　　報)

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村(消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月　日　時　分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況													
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注)　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注)　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第１号様式　別　紙

市町村名　（　　）

（避難指示等の発令状況）

地区名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

旧

(2)　被害状況即報・災害確定報告　　**２号様式**

市町村		区分			被害
災害名 報告番号	災害名 第　　報 (　　月　　日　　時現在)	その他	田	流失・埋没	ha
				冠水	ha
			畑	流失・埋没	ha
				冠水	ha
報告者名			文教施設		箇所
			病院		箇所
区分	被害		道路		箇所
人的被害 死者	人		橋りょう		箇所
行方不明者	人		河川		箇所
負傷者 重傷	人		港湾		箇所
負傷者 軽傷	人		砂防		箇所
住家被害 全壊	棟		清掃施設		箇所
	世帯		崖くずれ		箇所
	人		鉄道不通		箇所
半壊	棟		被害船舶		隻
	世帯		水道		戸
	人		電話		回線
一部破損	棟		電気		戸
	世帯		ガス		戸
	人		ブロック塀等		箇所
床上浸水	棟		農地・農業用施設		箇所
	世帯				
	人				
床下浸水	棟		罹災世帯数		世帯
	世帯		罹災者数		人
	人		火災発生	建物	件
非住家 公共建物	棟			危険物	件
その他	棟			その他	件

新

(2)　被害状況即報

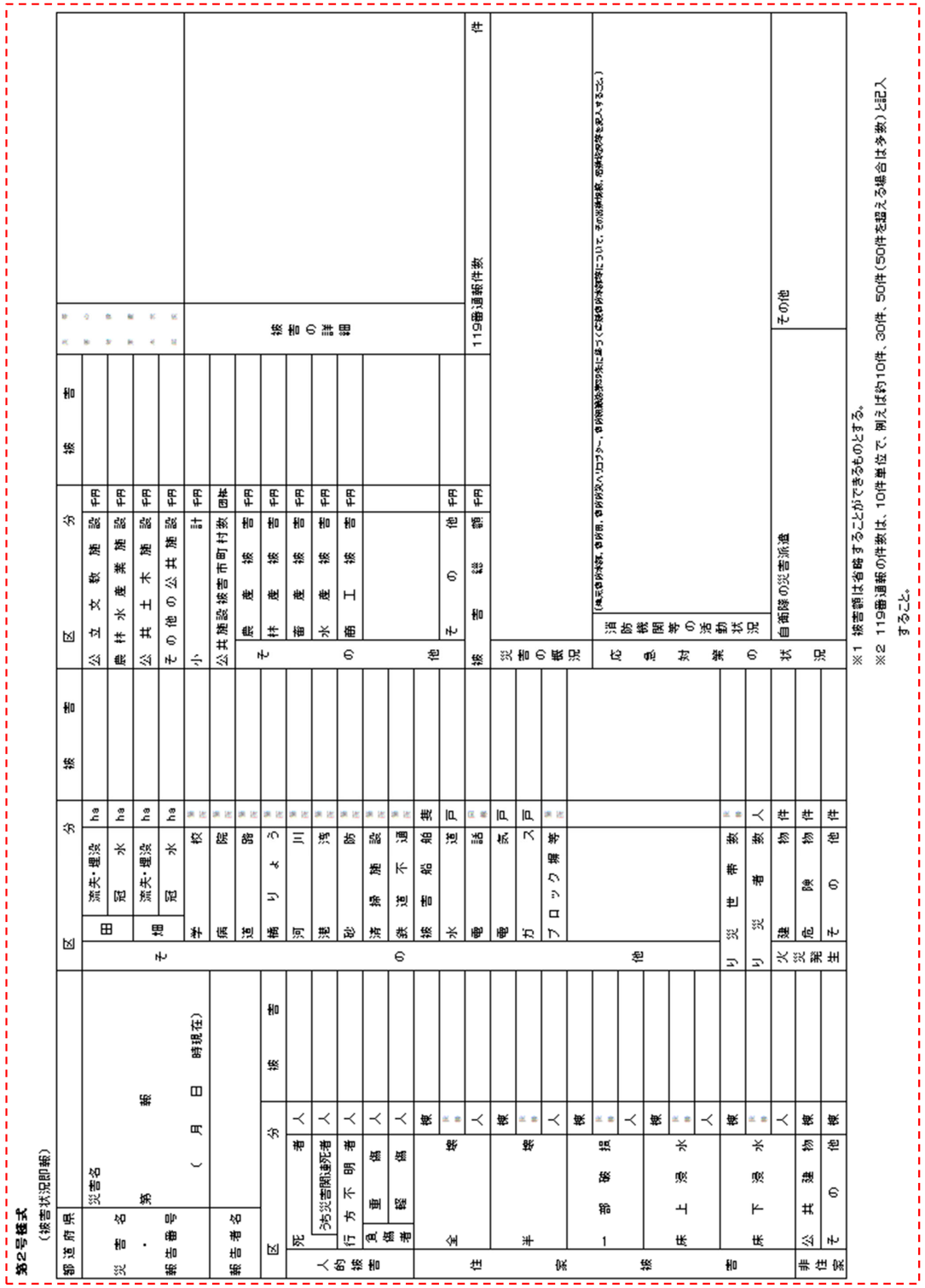

旧	新

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	住家被害	千円	
	非住家被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	
市町村災害対策本部	名称		
	設置	月　日　時	
	解散	月　日　時	
消防職員出動延人数		人	
消防団員出動延人数		人	

備考

1. 災害発生場所
2. 災害発生年月日
3. 災害の種類概況
4. 消防機関の活動状況
5. 避難の勧告、指示の状況
6. その他

(注)即報にあっては被害額を省略することができる。

旧

(3) 災害年報　　**３号様式**

市町村名

区分 ＼ 災害名 / 発生年月日								計
人的被害	死者	人						
	行方不明者	人						
	負傷者 重傷	人						
	負傷者 軽傷	人						
住家害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他	田 流失・埋没	ha						
	田 冠水	ha						
	畑 流失・埋没	ha						
	畑 冠水	ha						
	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	水道	箇所						
	清掃施設	箇所						

新

(3) 災害確定報告

第３号様式　災害確定報告

市町村				区分			被害
災害名・確定年月日	月　日　時確定			その他	田	流失・埋没	ha
						冠水	ha
					畑	流失・埋没	ha
						冠水	ha
報告者名					学校		箇所
区分			被害		病院		箇所
人的被害	死者		人		道路		箇所
	うち災害関連死者		人		橋りょう		箇所
	行方不明者		人		河川		箇所
	負傷者	重傷	人		港湾		箇所
		軽傷	人		砂防		箇所
住家被害	全壊		棟		清掃施設		箇所
			世帯		鉄道不通		箇所
			人		被害船舶		隻
	半壊		棟		水道		戸
			世帯		電話		回線
			人		電気		戸
	一部破損		棟		ガス		戸
			世帯		ブロック塀等		箇所
			人				
	床上浸水		棟				
			世帯				
			人				
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯
			世帯		り災者数		人
			人		火災発生	建物	件
非住家	公共建物		棟			危険物	件
	その他		棟			その他	件

旧

区分 ＼ 災害名 / 発生年月日							計
その他	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	船舶被害	隻						
	水道被害	戸						
	通信被害	回線						
	電気被害	戸						
	ガス被害	戸						
	ブロック塀等	箇所						
罹災世帯数		世帯						
罹災者数		人						
公立文教施設		千円						
農林水産業施設		千円						
公共土木施設		千円						
その他公共施設		千円						
小計		千円						
公共施設被害市町村数		団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	住家被害	千円						
	非住家被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
市町村災害対策本部	設置		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

第７　被害の認定基準

第６県に対する報告の１号様式～３号様式の記入を含め、被害の認定基準は以下に示すとおりとす

新

区分		被害	市町村災害対策本部	名称	
公立文教施設	千円			設置	月　日　時
農林水産業施設	千円			解散	月　日　時
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円		被害の詳細		
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
その他 農産被害	千円				
林産被害	千円				
畜産被害	千円				
水産被害	千円				
商工被害	千円				
その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人	
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）				

第７　被害の認定基準

第６県に対する報告の１号様式～3 号様式の記入を含め、被害の認定基準は以下に示すとおりとす

旧

る。

分類	用語		被害程度の認定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治ゆできる見込みの者。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。※建物の外観に関係なく、人が居住している建物の意。
	全壊、全焼又は流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の被害額(復旧費相当額)がその住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊		半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第１条第３号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの、 １損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの。 ２住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの。
	半壊又は半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額(復旧費相当額)がその住家の再建築価格20%以上50%未満のものとする。
	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。
	床上浸水		浸水がその住家の床より上に浸水したもの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家		住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。※人が居住している建物は住家として捉えるので、「空家」については非住家として捉えてよいと考える。
	公共建物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	被害の程度		非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

新

る。

分類	用語		被害程度の認定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
		災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48 年法律第82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊		居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

旧

その他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び第6項に規定する施設とする。
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急傾斜地		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。
	地すべり		地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	清掃施設		ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		鉄道の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶		ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話		通信施設の被害によって、電話が不通になった回線数とする。
	水道		上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。
	電気		電力施設の被害によって、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス		一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック塀		倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
	報告上の注意		水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあっては最も多く発生した時点における数値を記入する。

新

	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラス数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水		全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家		住家以外の建物で、災害報告取扱要領による報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	学校		学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾		港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	急傾斜地		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。
	地すべり		地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。

旧

被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
罹災世帯・罹災者	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員をいう。
火災	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。

新

	被害船舶	櫓、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	通信施設の被害により、電話が不通になった回線数とする。
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害により断水した戸数とする。
	電気	電力施設の被害により、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。
	報告上の注意	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあっては最も多く発生した時点における数値を記入する。
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。 例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	中間報告・年報等	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>

（略）

第８ 安否情報の収集・伝達体制

１．安否情報システムの活用

（略）

</td><td>

<table>
<tr><td rowspan="2">罹災世帯・罹災者</td><td>罹　災　世　帯</td><td>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</td></tr>
<tr><td>罹　災　者</td><td>罹災世帯の構成員をいう。</td></tr>
<tr><td>火災</td><td>火　災　発　生</td><td>地震又は火山噴火の場合のみ記入する。</td></tr>
</table>

（略）

※人的被害は、「災害報告取扱要領（昭和45 年4 月10 日消防防第246 号消防庁長官（令和5 年5 月消防応第55 号）（以下「災害報告取扱要領」という。）」による。

※ 住家、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水及び床下浸水は、「災害報告取扱要領」による。

※ 大規模半壊、中規模半壊、準半壊は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3 年3 月）内閣府（防災担当）」によるが、詳細は次のとおり。

・大規模半壊 ： 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16 年4 月1 日付け府政防第361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

・中規模半壊 ： 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2 年12 月4 日付け府政防第1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

・準 半 壊 ：「災害救助事務取扱要領（令和２ 年３ 月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。※非住家の被害は、「災害報告取扱要領」による。

第８ 安否情報の収集・伝達体制

１．安否不明者の情報収集と氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、町等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

２．安否情報システムの活用

（略）

第９　救助者の位置情報提供の要請

県又は町災害対策本部は、救助を要する者の生命又は身体に重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するため、携帯電話等の位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合は、携帯電話事業者に対して救助者の位置情報の提供を要請することができる。

</td></tr>
</table>

旧

第５節　孤立地区対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、自主防災組織、町内会、電気通信事業者、電力事業者
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第２ 孤立想定地区

町において、土砂災害等により交通路が遮断され、孤立が想定される地区は次のとおりである。

No.	孤立が想定される地区	町内名	世帯数（人口）
1	杉沢地区	杉沢、合地	４０世帯（９１人）

※平成２７年４月末現在。

第３ 交通路の確保

大雨、融雪による土砂災害、又は雪崩等の発生を想定し、国、県及び町の道路管理者並びに東日本高速道路等の機関は、これらに関する気象情報が発表された場合、警察や運輸関係機関と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

町は、巡視により土砂崩れ、雪崩等を確認した場合、又は発生のおそれがある亀裂等を確認した場合、県及び防災関係機関等と連絡調整のうえ、早期復旧の実施可能な体制を確保するとともに二次災害の防止対策を実施する。また、迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保が出来ない場合や通信施設が被災し連絡手段が途絶した場合等のため、孤立集落又は地区を確認した場合は、県に対して県消防防災ヘリコプター等の航空機による被害状況の把握と物資支援等を要請する。また、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討・解析し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出のうえ、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第４ 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信機器の整備に努める。

町は、一般公衆電話施設等が被災した通信が途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機等の通信機器の整備に努める。またその際は、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と燃料の確保も併せて実施する。

（略）

第７ 緊急物資の備蓄

孤立想定地区又は集落ごとに、町と関係町内会は協力して次の緊急物資の備蓄に努める。

品　種	品目・用途等	備　　考
飲　料　水	ミネラルウオーター、お茶など	
給水用品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	

新

第５節　孤立地区対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、健康福祉課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、自主防災組織、町内会、電気通信事業者、電力事業者
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第２ 孤立想定地区

町において、土砂災害等により交通路が遮断され、孤立が想定される地区は次のとおりである。

No.	孤立が想定される地区	町内名	世帯数（人口）
1	杉沢地区	杉沢、合地	31 世帯（60 人）

※平成 27 年 4 月末現在。

第３ 交通路の確保

大雨、融雪による土砂災害、又は雪崩等の発生を想定し、国、県及び町の道路管理者並びに東日本高速道路株式会社等の機関は、これらに関する気象情報が発表された場合、警察や運輸関係機関と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

町は、巡視により土砂崩れ、雪崩等を確認した場合、又は発生のおそれがある亀裂等を確認した場合、県及び防災関係機関等と連絡調整のうえ、早期復旧の実施可能な体制を確保するとともに二次災害の防止対策を実施する。また、迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保が出来ない場合や通信施設が被災し連絡手段が途絶した場合等のため、孤立集落又は地区を確認した場合は、県に対して県消防防災ヘリコプター等の航空機による被害状況の把握と物資支援等を要請する。また、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討・解析し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出のうえ、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

第４ 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替通信機器の整備に努める。

町は、一般公衆電話施設等が被災し、通信が途絶した事態を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機等の通信機器の整備に努める。またその際は、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と燃料の確保も併せて実施する。

（略）

第７ 緊急物資の備蓄

孤立想定地区又は集落ごとに、町と関係町内会は協力して次の緊急物資の備蓄に努める。

品　種	品目・用途等	備　　考
飲　料　水	ミネラルウオーター、お茶など	
給 水 用 品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	

旧

食　料　品	1　米 2　保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、豆・海草類など 3　乳児用ミルク 4　その他	
生活雑貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる暖房器具など
燃　　料	暖房用、炊事用、発電機用	
医　薬　品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
そ　の　他	必要雑貨	

（略）

第６節　通信の確保

（略）

第３ 非常時における通信連絡

非常時に臨時に設置される電話や、通常時の NTT 回線等が使用不能又は、輻輳（繋がりにくい状態）するときの通信連絡手段は以下のとおり。

（略）

２ 電気通信事業者（NTT 回線等）の優先使用

（略）

（１）電気通信事業法に基づき、ＮＴＴの承認を受けた「災害時優先電話」
※町本庁舎１台（まちづくり課）設置：０１８－８５２－３７１１
（交換機を通さないアナログ回線）

（２）災害時の設置される避難所の「特設公衆電話」　※町指定避難所７箇所、その他公共施設４箇所へ各２台。また、「災害時優先電話」としての機能あり。

（略）

第７節　災害時の広報計画

実施機関	町の主な担当課	まちづくり課・議会事務局
	防災関係機関等	県、町内会、民生委員、報道機関
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示してい		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水

新

食　料　品	1　米 2　保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、豆・海草類など 3　乳児用ミルク 4　その他	
生 活 雑 貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファン、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる暖房器具など
発　電　機	小型可搬式自家発電機	
燃　　料	暖房用、炊事用、発電機用	
医　薬　品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
そ　の　他	必要雑貨	

（略）

第６節　通信の確保

（略）

第３ 非常時における通信連絡

非常時に臨時に設置される電話や、通常時の NTT 回線等が使用不能又は、輻輳（繋がりにくい状態）するときの通信連絡手段は以下のとおりとする。

なお、電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び町民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するものとする。

（略）

２．電気通信事業者（NTT 回線等）の優先使用

（略）

(1) 電気通信事業法に基づき、NTT の承認を受けた「災害時優先電話」
※町本庁舎１台（まちづくり課）設置：018－852－3711
（アナログ回線：役場電話交換機を通さない）

(2) 災害時の設置される避難所の「特設公衆電話」　※町指定避難所 16 箇所、その他公共施設 3 箇所へ 1～3 台。また、「災害時優先電話」としての機能あり。

（略）

第７節　災害時の広報計画

実施機関	町の主な担当課	まちづくり課・議会事務局
	防災関係機関等	県、町内会、民生児童委員、報道機関
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示してい		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水

旧	新
ます。　班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）	ます。　班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）
（略） **第２　広報の内容** （略） **１　町民に対する広報内容** 町は、町民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。 （1）災害の発生直後 ア　気象、災害等に関する情報 イ　避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発令状況、対象地域、及び情報の内容、避難経路 ウ　出火防止の呼びかけ（火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等） エ　人命救助及び近隣の助け合いの呼びかけ オ　町内被害状況の概要（洪水、火災発生等）及び緊急道路・交通規制情報 カ　町の災害活動体制及び応急対策実施状況 キ　流言飛語の防止、治安状況、犯罪防止の呼びかけ ク　避難所、救護所の開設状況 ケ　町民の安否情報 コ　その他必要な事項 （略）	（略） **第２　広報の内容** （略） **１．町民に対する広報内容** 町は、町民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。 (1)　災害の発生直後 ア　気象、災害等に関する情報 イ　避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令状況、対象地域、及び情報の内容、避難経路 ウ　出火防止の呼びかけ（火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等） エ　人命救助及び近隣の助け合いの呼びかけ オ　町内被害状況の概要（洪水、火災発生等）及び緊急道路・交通規制情報 カ　町の災害活動体制及び応急対策実施状況 キ　流言飛語の防止、治安状況、犯罪防止の呼びかけ ク　避難所、救護所の開設状況 ケ　町民の安否情報 コ　その他必要な事項 （略）
第３　広報活動の手段・実施手順 町は、災害の規模や状況に応じて、最も有効とみられる媒体により広報する。要配慮者への広報は、町内会の支援者、民生委員、ボランティア等の協力を得て直接訪問するなど、個別の事情に応じて情報が伝わるように配慮する。 なお、不正確で混乱した情報が流れないよう、報道機関に対しては、情報提供の窓口を町災害対策本部「総務部広報情報班（まちづくり課・議会事務局）」に一元化し、迅速に情報提供できる情報伝達体制で臨むものとする。 **１　町民に対する広報手段** （１）　広報車による広報 （２）　町内会等への電話連絡 （３）　広報誌による広報 （４）　チラシ・ビラ等による広報 （５）　報道機関による広報 （６）　職員を派遣しての広報（交通通信施設が途絶したとき） （７）　その他インターネットの活用など有効な手段による広報	**第３　広報活動の手段・実施手順** 町は、情報の出所を明記の上、災害の規模や状況に応じて、最も有効とみられる媒体により広報する。特に、停電や通信障害が発生した場合は、町民の情報取得方法が限られることから、紙媒体や広報車を使用するなど、適切な方法により情報を提供するものとする。また、要配慮者への広報は、町内会の支援者、民生児童委員、ボランティア等の協力を得て直接訪問するなど、個別の事情に応じて情報が伝わるように配慮する。 なお、不正確で混乱した情報が流れないよう、報道機関に対しては、情報提供の窓口を町災害対策本部「総務部広報情報班（まちづくり課・議会事務局）」に一元化し、迅速に情報提供できる情報伝達体制で臨むものとする。 **１．町民に対する広報手段** (1)　防災行政無線 (2)　緊急速報メール (3)　登録制メール (4)　広報車による広報 (5)　町内会等への電話連絡 (6)　広報紙による広報 (7)　チラシ・ビラ等による広報 (8)　報道機関による広報 (9)　職員を派遣しての広報（交通通信施設が途絶したとき） (10)　SNS 等その他有効な手段による広報

旧

※防災行政無線、防災ラジオなどの広報手段については、整備され次第活用する。

２ 報道機関に対する広報手順

報道機関への情報提供は、災害時の合理的な対応を目指し、秋田県情報集約配信システム（Ｌアラート：情報コモンズ）を経由して実施することを基本とするが、必要に応じて資料提供等による情報提供を個別に行うものとする。

また、大規模な災害の発生時には、報道機関からの問い合わせによる混乱も予想されるため、町災害対策本部長、副本部長又は災対本部総務部長（総務課長）のいずれかが、記者会見室を設けて定期的（時間を定め）に概況を発表することとする。なお、緊急時にも随時、時間を定めた記者会見を行い、時間経過とともに変化する情報の取りまとめと、報道される内容を制御する。

第４ 放送各社への緊急連絡

災害又は事故が発生し、その周知について緊急を要する場合、町は原則として所定の様式により県を通じて放送各社に緊急連絡を行う。

ただし、緊急を要する場合には直接連絡を行うことができるものとする。

名　　称	担当部局	電　話	FAX
NHK 秋田放送局	放　送　部	018-825-8141	018-831-0585
ABS 秋田放送	報　道　部	018-824-8520	018-824-8558
AKT 秋田テレビ	報　道　部	018-866-6131	018-888-2252
AAB 秋田朝日放送	報道制作局	018-866-5111	018-866-5115
FM 秋田	放　送　部	018-824-1155	018-823-7725

（略）

第８節　避難対策

（略）

第１ 基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、被災者及び危険地域の町民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等）の発令や避難誘導等を、的確に実施する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に対し十分な配慮を行う。

また、避難住民の生活を維持するため、指定避難所を開設して避難住民の受入れを行う。指定避難所の運営に当たっては、要配慮者及び女性への十分な配慮と、避難者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

第２ 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等）の意味について

１ 避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告、避難指示（緊急）の発令の可能性が大きいと判断したとき、避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を確保するため、通知する。この避難準備・高齢者等避難開始の通知により、避難行動要支援者は、家族又は介護者等とともに避難を開始する。

２ 避難勧告

避難勧告とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「避難勧告」を尊

新

２．報道機関に対する広報手順

報道機関への情報提供は、災害時の合理的な対応を目指し、秋田県情報集約配信システム（Ｌアラート）を経由して実施することを基本とするが、必要に応じて資料提供等による情報提供を個別に行うものとする。

また、大規模な災害の発生時には、報道機関からの問い合わせによる混乱も予想されるため、町災害対策本部長、副本部長又は災対本部総務部長（総務課長）のいずれかが、記者会見室を設けて定期的（時間を定め）に概況を発表することとする。なお、緊急時にも随時、時間を定めた記者会見を行い、時間経過とともに変化する情報の取りまとめと、報道される内容を制御する。

第４ 放送各社への緊急連絡

災害又は事故が発生し、その周知について緊急を要する場合、町は原則として所定の様式により県を通じて放送各社に緊急連絡を行う。

ただし、緊急を要する場合には直接連絡を行うことができるものとする。

名　　称	担当部局	電　話	FAX
日本放送協会秋田放送局	放　送　部	018-825-8141	018-831-0585
(株)秋田放送	報　道　部	018-826-8520	018-825-2777
秋田テレビ(株)	報　道　部	018-866-6131	018-888-2252
秋田朝日放送(株)	報道制作局	018-866-5111	018-866-5115
(株)エフエム秋田	放　送　部	018-824-1155	018-823-7725

（略）

第８節　避難対策

（略）

第１ 基本的な考え方

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、被災者及び危険地域の町民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令や避難誘導等を、的確に実施する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に対し十分な配慮を行う。

また、避難住民の生活を維持するため、指定避難所を開設して避難住民の受入れを行う。指定避難所の運営に当たっては、要配慮者及び女性への十分な配慮と、避難者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

第２ 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の意味について

１．【警戒レベル 3】高齢者等避難

避難指示の発令の可能性が大きいと判断したとき、避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を確保するため、通知する。この高齢者等避難の通知により、避難行動要支援者は、家族又は介護者等とともに避難を開始する。

２．【警戒レベル 4】避難指示

避難指示とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「避難指示」を尊

旧

重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は、促す行為である。

例えば、災害を覚知し、かつ拡大が予想されると判断される時等である。

３ 避難指示（緊急）

避難指示（緊急）とは、被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、「避難勧告」より拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

例えば、避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要な時、又は災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められる時等である。

第３ 避難の区分について

（略）

２ 町の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等による避難

町長は、災害発生の危険があると予想される場合は、人命の安全を確保するために、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。

第４ 避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定

１ 避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域設定の実施責任者

（１）避難勧告、避難指示（緊急）の実施責任者

実施責任者	内 容（要件）	根 拠 法
町　長	災害全般	災対法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、又は町長から要求があったとき）	災対法第61条 警察官職務執行法第４条
海上保安官	〃（　〃　）	災対法第61条
知 事	災害全般（ただし災害の発生により町がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災対法第60条
自 衛 官	〃 （警察官がその場にいない場合に限る）	自衛隊法第94条の２
知事、又はその命を受けた職員 水防管理者 （町　長）	洪水、又は高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条
知事、又はその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第25条

新

重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は、促す行為である。

例えば、災害を覚知し、かつ拡大が予想されると判断される時等である。

３．【警戒レベル５】緊急安全確保

避難指示が発令されている状況であっても、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、屋内での待機等により安全確保措置をとるよう指示する。

例えば、既に河川が氾濫している場合に指定緊急避難場所等へ移動することにより、かえって危険が生ずると認められる時等である。

第３ 避難の区分について

（略）

２．町の高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保による避難

町長は、災害発生の危険があると予想される場合は、人命の安全を確保するために、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

第４ 避難情報及び警戒区域の設定

１．避難情報及び警戒区域設定の実施責任者

(1) 避難情報の実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根 拠 法
町　長	災 害 全 般		災対法第60条
警 察 官	災 害 全 般	ただし、町長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は町長から要求があった時。（災害対策基本法）	災対法第61条 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
海上保安官	災 害 全 般	ただし、町長が避難のための立退きを指示することができないと認められる時又は町長から要求があった時。	災対法第61条
知 事	災 害 全 般	ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時。	災対法第60条
自 衛 官	災 害 全 般	警察官がその場にいない場合に限る。	自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員・水防管理者（町　長）	洪 水 、 雨 水 出 水 、 津 波 又 は 高 潮	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫についての避難の指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地　滑　り	地すべりについての避難の指示	地すべり等防止法第25条

旧

（２）警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	警戒区域設定を行う要件	根 拠 法 規
町　長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対す る危険を防止するために特に必要があるとき	災対法第63条
警 察 官 ・ 海 上 保 安 官	災害全般 町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災対法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自 衛 官	災害全般 町長、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災対法第63条
消防吏員又は 消 防 団 員	災害（水災を除く）の現場において、活動確保する必要があるとき	消防法第23条の２、第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮が発生し、水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

２ 避難勧告、避難指示（緊急）の基準及び報告

（１）避難勧告、避難指示（緊急）の判断基準

避難の区分及び基準は以下に定めるとおりとし、その詳細については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）」を作成して別途定めることとする。

避難情報の種別	災害の種別	基　準
避難準備・高齢者等避難開始	災害全般	1　災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者等）が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
	気象状況	2　気象予報が発表され、避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者等）が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
	洪水（河川）	3　水位周知河川（馬場目川）の久保水位観測所において、避難判断水位に到達したとき又は、氾濫注意水位に到達し、その後急激な水位上昇のおそれがあるとき 4　小河川（馬場目川以外）において、過去に氾濫した記録があり、降水量・降水時間と氾濫の関係性が分かっているとき

新

(2) 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	災害区分	内容・要件等	根 拠 法
町　長	災 害 全 般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、住民等の生命又は身体への危険を防止するため、特に必要があると認める時。	災対法第63条
警 察 官	災 害 全 般	ただし、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時。	災対法第63条
海上保安官	災 害 全 般	ただし、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時。	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛 官	災 害 全 般	ただし、町長、警察官及び海上保安官がその場にいない時。	災対法第63条
消防吏員又は消防団員	水害を除く 災 害 全 般	災害の現場において、活動確保する必要がある時。	消防法第28条 消防法第36条
消防機関に属する者	洪水、雨水出水、津波又は高潮	水防上緊急に必要がある場合。	水防法第21条

２．避難情報の基準及び報告

(1) 避難情報の判断基準

避難の区分及び基準は以下に定めるとおりとし、その詳細については、「避難情報の判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）」を作成して別途定めることとする。

避難情報の種別	災害の種別	基　準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害全般	1　災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者等）が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
	気象状況	2　気象予報が発表され、避難行動に時間を要する者（避難行動要支援者等）が事前に避難準備を開始する必要があると認められるとき
	洪水（河川）	3　水位周知河川（馬場目川）の久保水位観測所において、避難判断水位に到達したとき又は、氾濫注意水位に到達し、その後急激な水位上昇のおそれがあるとき 4　小河川（馬場目川以外）において、過去に氾濫した記録があり、降水量・降水時間と氾濫の関係性が分かっ

	土砂災害	5　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において“実況または予想（２時間後）で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過”し、さらに降雨が見込まれるとき
避難勧告	災害全般	1　災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
	気象状況	2　気象予報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき（気象庁から特別警報発表の可能性がある旨、発表があった場合等）
	洪水（河川）	3　水位周知河川（馬場目川）の久保水位観測所において、氾濫危険水位に到達したとき又は、氾濫注意水位に達し、その後急激な水位上昇のおそれがあるとき 4　小河川（馬場目川以外）において、大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、さらに水位上昇のおそれがあるとき
	土砂災害	5　「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において“予想（２時間後）で「土砂災害警戒情報」の基準を超過“し、さらに降雨が継続する見込みがあるとき
避難指示（緊急）	気象状況	1　避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき 2　災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき
	洪水（河川）	3　水位周知河川（馬場目川）の堤防沿線で越水が始まる（水位が堤防天場端高等に到達する）おそれが高いとき 4　小河川（馬場目川以外）において、氾濫が発生し始めた時に発令を検討する
	土砂災害	5　「土砂災害警戒情報」が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報において“実況で「土砂災害警戒情報」の基準を超過“したとき
屋内での待機等の指示（屋内安全確保）	災害全般・気象状況	1　各種特別警報が発令される等、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ※土砂災害時には「屋内での待機等の指示」は行わない。 ※特別警報が発令された時点では、既に避難勧告又は避難指示（緊急）が発令されている状況にある場合が多い。

		ているとき
	土砂災害	5　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において“実況または予想（2時間後）で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過”し、さらに降雨が見込まれるとき
【警戒レベル 4】 避難指示	災害全般	1　災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
	気象状況	2　気象予報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき （気象庁から特別警報発表の可能性がある旨、発表があった場合等）
	洪水（河川）	3　水位周知河川（馬場目川）の久保水位観測所において、氾濫危険水位に到達したとき又は、避難判断水位に到達し、その後急激な水位上昇のおそれがあるとき 4　小河川（馬場目川以外）において、大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、さらに水位上昇のおそれがあるとき
	土砂災害	5　「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報において“予想（2時間後）で「土砂災害警戒情報」の基準を超過“し、さらに降雨が継続する見込みがあるとき
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	災害全般・気象状況	1　各種特別警報が発令される等、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ※土砂災害時には「屋内での待機等の指示」は行わない。 ※特別警報が発令された時点では、既に避難指示が発令されている状況にある場合が多い。

旧

◆避難の種別に対応する河川水位

河川名	観測所名	水位（m）				備考
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位（特別警戒水位）	
馬場目川	久保	２．０	２．６	３．１	３．４	知事の発令する水防警報
内川川	黒土	１．１	１．９	－	－	－
発令種別の目安		－	－	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	－

※平成２６～２８年度にかけて、水位の見直しが行われた。

（２）国及び県への助言の要請

町は、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、必要に応じて、県、仙台管区気象台、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所等に対して助言を求める。

（３）避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令について

ア 町長

（ｉ）町長による措置

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令するに当たっては、そのときの状況に応じて、別途定める「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）」の基準により判断する。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、町長が避難勧告等を発令できないときは、地方自治法第 153 条の規定により、現場付近にいる、町職員に併任されている消防本部職員、消防団員、町職員は、町長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに町長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

（略）

イ 警察官

（略）

（ⅱ）災対法による指示

町長による避難指示（緊急）ができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

（略）

（４）避難勧告等の解除に当たっての留意事項

町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確保を行った後に実施する。

第５ 避難情報等の伝達

町は、次の事項を明らかにして避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示を伝達する。情報の伝達は、消防本部と連携して、広報車、町内会への連絡等により対象区域の住民に伝達する。

新

◆避難の種別に対応する河川水位

河川名	観測所名	水位（m）				備考
		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位（特別警戒水位）	
馬場目川	久保	2.0	2.6	3.1	3.4	知事の発令する水防警報
内川川	黒土	1.1	1.9	－	－	－
発令種別の目安		－	－	高齢者等避難	避難指示	－

※平成 26～28 年度にかけて、水位の見直しが行われた。

(2) 国及び県への助言の要請

町は、避難情報の対象地域、判断時期等について、必要に応じて、県、仙台管区気象台、秋田地方気象台、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所等に対して助言を求める。

(3) 避難情報の発令について

ア 町長

（ｉ）町長による措置

避難情報を発令するに当たっては、そのときの状況に応じて、別途定める「避難情報の判断・伝達マニュアル（水害編）（土砂災害編）」の基準により判断する。

なお、危険が急迫し、緊急を要する場合で、町長が避難情報を発令できないときは、地方自治法第 153 条の規定により、現場付近にいる、町職員に併任されている消防本部職員、消防団員、町職員は、町長の権限を代行することができる。ただし、この場合、速やかに町長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

（略）

イ 警察官

（略）

（ⅱ）災対法による指示

町長による避難指示ができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

（略）

(4) 避難情報の解除に当たっての留意事項

町は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保を行った後に実施する。

第５ 避難情報等の伝達

町は、次の事項を明らかにして高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を伝達する。情報の伝達は、防災行政無線等による住民等への連絡により対象区域の住民に伝達する。

旧	新
また、学校、認定こども園、要配慮者施設等には、電話等で施設管理者に連絡する。なお、警戒区域を設定した場合も同様とし、交通規制を段階的に実施するとともに要所位置に「立入禁止」、「車両侵入禁止」等、制限する区域を明示する。 ア　避難の対象地域 イ　避難勧告・指示等の理由 ウ　避難勧告・指示等の期間 エ　避難先 オ　避難経路 カ　その他必要な事項	また、学校、認定こども園、要配慮者施設等には、電話等で施設管理者に連絡する。なお、警戒区域を設定した場合も同様とし、交通規制を段階的に実施するとともに要所位置に「立入禁止」、「車両侵入禁止」等、制限する区域を明示する。 ア　避難の対象地域 イ　避難情報等の理由 ウ　避難情報等の期間 エ　避難先 オ　避難経路 カ　その他必要な事項
第６　避難誘導	**第６　避難誘導**
（１）住民の避難	(1) 住民の避難
避難は、できるだけ町内会、自主防災組織単位に行うことを原則とする。避難行動要支援者の避難支援は、別に定める「避難支援プラン（全体計画）」及び「避難支援プラン（個別計画）」によるものとする。また、町は危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。	避難は、できるだけ地区、町内会、自主防災組織単位に行うことを原則とする。避難行動要支援者の避難支援は、別に定める「全体計画」及び「個別避難計画」によるものとする。また、町は危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
町は、五城目警察署及び五城目町消防団と連携して、危険箇所等で避難誘導にあたる。なお、車両、ヘリコプターによる避難者の移送の必要がある場合は、県に要請する。	町は、五城目警察署及び五城目町消防団と連携して、危険箇所等で避難誘導にあたる。なお、車両、ヘリコプターによる避難者の移送の必要がある場合は、県に要請する。
（略）	**（略）**
（３）防災従事者の安全確保	(3) 防災従事者の安全確保
被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、河川氾濫による浸水時間等も考慮の上で避難勧告・指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。	被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる防災業務従事者は、自らの安全を確保しつつ、河川氾濫による浸水時間等も考慮の上で避難情報の発令・伝達を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。
第７　避難所の開設・運営	**第７　避難所の開設・運営等**
避難所の開設・運営については以下のとおりとし、その詳細については「避難所の開設・運営マニュアル」を作成して別途定める。	避難所の開設・運営については以下のとおりとし、その詳細については「避難所の開設・運営マニュアル」を作成して別途定める。
（１）避難所の開設	(1) 避難所の開設
町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示を発表した場合は、あらかじめ指定された避難所を開設する。なお、自主避難時は、各町内会が所有又は管理する公民館等を活用する。	町は、避難情報を発令した場合は、あらかじめ指定された避難所を開設するとともに、災害の状況にもよるが、感染症予防の観点からできるだけ多くの指定避難所を開設するよう配慮する。指定避難所には町職員を派遣し、自主防災組織、町内会等と協力して避難者の受入れを行う。
指定避難所には町職員を派遣し、自主防災組織、町内会等と協力して避難者の受入れを行う。	なお、安全性が確保できる場合は、指定避難所以外の各町内会の公民館を避難所として活用できることとする。
	避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、町は避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。
	指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
（略）	**（略）**
（３）避難所の運営管理	(3) 避難所の運営管理

旧	新
避難所の運営は、町内会、自主防災組織等や避難者を中心とした自治運営組織にて行うことを基本とし、町職員が支援する。	避難所の運営は、町内会、自主防災組織等や避難者を中心とした自治運営組織にて行うことを基本とし、町職員が支援する。 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、町は、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、町は役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるとともに、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 また、町は平常時から、感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
（４）避難所設備の設置 町は、避難生活に備えて良好な生活環境となるように、次のような設備や物資を供給するよう努める。 ア 間仕切り用パーティション イ 冷暖房機器 ウ テレビ・ラジオ エ 発電機、灯光機 オ 仮設トイレ カ 毛布、シート等	(4) 避難所設備の設置 町は、避難生活に備えて良好な生活環境となるように、次のような設備や物資を供給するよう努める。なお、間仕切り用パーティション及び段ボールベッド等の簡易ベッドについては、避難所開設当初からの設置に努める。 ア 間仕切り用パーティション イ 冷暖房機器 ウ テレビ・ラジオ エ 発電機、灯光機 オ 仮設トイレ、簡易トイレ等のより快適なトイレ カ 段ボールベッド等の簡易ベッド キ 毛布、シート等
（５）健康・衛生状態の把握 町は、避難者の健康状態や避難所内の衛生状態を把握するため、災害対策本部民生部医療班（健康福祉課）等による巡回を行い、必要に応じて改善措置をとるよう努める。	(5) 健康・衛生状態の把握 町は、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、感染症の予防にも留意しながら、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難者の健康状態や避難所内の衛生状態を把握するため、災害対策本部民生部医療班（健康福祉課）等による巡回を行い、必要に応じて改善措置をとるよう努める。
（６）ペット対応 町は、ペット同伴避難に対し避難所敷地内にペット専用スペースを設置する。避難者が生活する室内への持ち込みは原則として禁止とする。	(6) ペット対応 町は、指定緊急避難場所や避難所においてペットと同行避難した被災者を適切に受け入れするとともに、その環境整備やペットの受け入れを含む避難状況等の把握に努めるものとする。また、被災者支援等の観点からペット同伴避難に対し避難所敷地内にペット専用スペースを設置するとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。避難者が生活する室内への持ち込みは原則として禁止とする。
（略）	**（略）**
	(8) その他 ①町の備蓄品には限りがあることから、住民は避難する場合、感染症予防にも配慮した以下の一覧を参考に、自助の備蓄品を非常用持出袋に入れ持参することとする。 ・非常食料等（乾パン、缶詰、携行食、離乳食、粉ミルクなど） ・飲料水

旧	新
	・内履き、スリッパ ・感染症防止などの品 マスク（代用品としてタオル、バンダナなど）、消毒液、体温計、衛生用品（ティッシュ、タオル、歯ブラシ、ポリ袋など）。 ・防寒着等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参 ・その他（特に自分専用のもの：眼鏡、コンタクトレンズ、持病用の常備薬やお薬手帳など） ②何らかの感染症の感染者、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養中の軽症者及び濃厚接触者が避難所へ避難する必要がある場合、時間に余裕がある場合は事前にその旨町へ連絡を入れることとする。
第８　女性等の視点を取り入れた避難所対策 **（略）** （１）男女別ニーズの違いへの配慮 **（略）** イ　仮設トイレは、女性用トイレの数を多めに設置するとともに、最低でも１つはユニバーサルデザインのトイレを設置する。 **（略）** (2) 妊産婦、乳幼児等への配慮 **（略）** エ　女性や子どもに対する暴力を予防するため、就寝場所や女性専用スペース等を巡回警備するほか、防犯ブザーを配付する等、安全・安心の確保に配慮する。 **（略）** （３）避難所の運営管理 ア　運営においては、女性の参画を推進し、責任者等役員のうち女性が少なくとも３割以上となることを目標とする。 イ　女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等、多様な意見を踏まえて生活のルールづくりをする。 ウ　性別による役割の固定化、一部避難者への役割の固定化にならないよう配慮する。班の責任者には男女両方を配置する。	**（略）** **第８　女性等の視点を取り入れた避難所対策** **（略）** (1) 男女別ニーズの違いへの配慮 **（略）** イ　仮設トイレは、女性用トイレの数を多めに設置するとともに、障害者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、最低でも１つはユニバーサルデザインのトイレを設置する。 **（略）** (2) 妊産婦、乳幼児等への配慮 **（略）** エ　女性や子どもに対する暴力を予防するため、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施するほか、防犯ブザーを配付する等、安全・安心の確保に配慮する。 **（略）** (3) 避難所の運営管理 ア　運営においては、女性の参画を推進し、責任者等役員のうち女性が少なくとも３割以上となることを目標とする。 イ　女性、子ども、若者、高齢者、障害者等、多様な意見を踏まえて生活のルールづくりをする。 ウ　性別による役割の固定化、一部避難者への役割の固定化にならないよう配慮する。班の責任者には男女両方を配置する。 エ　女性や子ども等への性暴力や DV 発生防止に向け、避難所の夜間の見回り強化や、発生防止に関わる啓発資料の掲示に努める。 オ　避難所で生活する障害児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障害特性等に応じた合理的配慮を行うため、環境の整備に努めるとともに、当事者から合理的配慮の提供について求めがあった場合において、その実施に伴う負担が過度でないときは、合理的配慮を行うこと。
第９　避難生活長期化への対応 町は、避難生活の長期化する場合は、次の対策に努める。 **（略）** （２）物資の調達及び供給 男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に	**第９　避難生活長期化への対応** 町は、避難生活が長期化する場合は、次の対策に努める。 **（略）** (2) 物資の調達及び供給 男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に

旧	新
努める。 （略） **第 10 福祉避難所の開設** 町は、耐震性、耐火性の確保に加え、障がい者用トイレが設置されている等バリアフリー化させた福祉避難所を開設し、介助員等を配置して日常生活を支援するとともに、必要な福祉、医療サービスを提供することにより、避難所で生活が困難な要配慮者に配慮するよう努める。なお、福祉避難所については、民間福祉施設との協定も視野にいれて検討する。 福祉避難所については、必要に応じてできるだけ早急に設置するとともに、対象となる要配慮者については避難支援者等が避難誘導にあたる。 **第 11 避難所以外に滞在する被災者への支援** 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を把握し、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。	努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。 （略） **第 10 福祉避難所の開設** 町は、耐震性、耐火性の確保に加え、障害者用トイレが設置されている等バリアフリー化させた福祉避難所を開設し、介助員等を配置して日常生活を支援するとともに、必要な福祉、医療サービスを提供することにより、避難所で生活が困難な要配慮者に配慮するよう努める。なお、福祉避難所については、民間福祉施設との協定も視野にいれて検討する。 福祉避難所については、必要に応じてできるだけ早急に設置するとともに、対象となる要配慮者については避難支援者等が避難誘導にあたる。 **第 11 避難所以外に滞在する被災者への支援** 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を把握し、食料等必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。 また、町は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。 同じく、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊の避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 **第 12 広域避難** (1) 体制の構築 町は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 (2) 広域避難の要請 町は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。なお、状況（相手方の市町村も被災のおそれが高く受入れが困難になる場合など）によっては、次により受入れを要請する。（災害対策基本法第 61 条の 4～7 関係） ア 災害の予測規模、避難者数等に鑑み、県内の他の市町村への受入れについては、あらかじめ県にその旨を報告したうえで、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、 事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。 イ 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。 ウ 国は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

旧	新
	（3）広域避難に関わる配慮 町は広域避難の支援にあたり、慣れない地域での避難により、避難者の孤立や孤立に伴う過度な負担が生じないよう、ある程度の集団で避難が可能となるよう努める。 （4）関係機関における連携 国、県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。 また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。 （5）広域避難の受入に係る準備 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする
第 12 広域一時滞在 （１）協定による広域避難の要請 町は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合、あらかじめ締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。 （２）広域一時滞在 町は、災害対策基本法第 86 条の８に基づき、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れは、県に対し他の都道府県との協議を求める。	**第 13 広域一時滞在** (1) 協定による広域避難の要請 町は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合、あらかじめ県にその旨を報告したうえで、締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。 (2) 広域一時滞在 町は、災害対策基本法第 86 条の８に基づき、県内の他の市町村への受入れについて、あらかじめ県にその旨を報告したうえで、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れは、県に対し他の都道府県との協議を求める。
第 13 帰宅困難者支援 **（略）**	**第 14 帰宅困難者支援** **（略）**
	第 15 積雪による大規模滞留車両の乗員への支援 道路管理者等は、積雪による大規模な立ち往生の発生により、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合は、河川国道事務所や秋田運輸支局等の関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対して、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。
第９節　消防・救助活動計画 **（略）**	**第９節　消防・救助活動計画** **（略）**
第１ 基本的な考え方 町（消防本部含む）及び消防機関等は、災害発生時において、管轄区域内の火災予防、消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救助・救急活動を行う。	**第１ 基本的な考え方** 町及び消防機関等は、災害発生時において、管轄区域内の火災予防、消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救助・救急活動を行う。
第２ 消火活動 **１．消防本部の活動** **（略）** （２）消防団の活動 **（略）** イ 災害情報の収集伝達活動 無線等により関係機関と相互に連絡をとり、自分の安全を確保しつつ災害の情報を収集す	**第２消防活動** **１．消防本部の活動** **（略）** (2) 消防団の活動 **（略）** イ 災害情報の収集伝達活動 関係機関と相互に連絡をとり、自分の安全を確保しつつ災害の情報を収集するとともに、地域

旧	新
るとともに、地域住民へ伝達する。	住民へ伝達する。
（略）	**（略）**
エ 避難誘導活動 避難指示（緊急）が出された場合は、関係機関と連絡をとり、これを町民に伝達するとともに、町民を安全な場所に誘導する。	エ 避難誘導活動 避難指示が出された場合は、関係機関と連絡をとり、これを町民に伝達するとともに、町民を安全な場所に誘導する。
（略）	**（略）**
（６）応援要請 町は、災害の規模が大きく、火災の延焼拡大等が著しいため、町の消防力だけでは対処できない場合には、県及び他の市町村等に対し応援を要請する。また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外市町村などとの災害時における相互応援協定に基づき応援を要請する。	(6) 応援要請 町は、災害の規模が大きく、火災の延焼拡大等が著しいため、町の消防力だけでは対処できない場合には、災害時における相互応援協定に基づき、関係機関へ応援を要請する。
（略）	**（略）**
第３ 救助・救急活動	**第３ 救助・救急活動**
（略）	**（略）**
（４）応援要請 町等は、自力の救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、町長は知事に対して自衛隊の派遣要請を要求する。 また、県内 13 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や県外市町村などとの災害時における相互応援協定に基づき応援を要請する。	(4) 応援要請 町は、自力の救助力では十分な活動ができない場合には、消防相互応援を要請する。また、対処が困難であることが予想される場合には、県、その他関係機関に応援を求めることとする。
第４ 関係機関の活動	**第４ 関係機関の活動**
（略）	**（略）**
	(3) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊・海上保安部等の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
第５ 防災業務従事者の安全対策 町は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねることとする。また、消防本部は、警防活動時等における安全管理マニュアルに、熱中症対策や惨事ストレス対策などを盛り込むこととする。	**第５ 防災業務従事者の安全対策** 町は、消防団の活動・安全管理マニュアルを整備するとともに、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねることとする。
第１０節　消防防災ヘリコプターの活用	**第１０節　消防防災ヘリコプターの活用**
（略）	**（略）**
第２ 県消防防災ヘリコプターの運航	**第２ 県消防防災ヘリコプターの運航**
（略）	**（略）**
１　出動日数　…　土日、祝祭日及び年末年始を問わず３６５日常駐体制とする。	１　体制　…　365 日活動体制とする。
（略）	**（略）**
第４ 県消防防災ヘリコプターの緊急運航	**第４ 県消防防災ヘリコプターの緊急運航**
（略）	**（略）**
１　緊急運航の要件 緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合とする。	**１．緊急運航の要件** 緊急運航は原則として、次の要件を満たす場合とする。

旧

区　分	内　　容
公 共 性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊 急 性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できなく、航空機以外に適切な手段がないこと。

２　緊急運航の要請基準

（略）

（1）救急活動

（略）

エ その他

その他特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

（略）

（4）災害応急対策活動

（略）

エ 各種災害時における町民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難指示（緊急）等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

（略）

第５ 緊急運航要請手続等

（略）

３　報　告

県消防防災航空隊の消防防災指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、緊急活動速報（様式第２号）により、速やかに隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

町長（消防本部）は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第３号）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

報　告　先	電話・ＦＡＸ番号	所　在　地
秋田県航空隊基地 （消防防災航空隊基地）	TEL　018-886-8103 FAX　018-886-8105 ※秋田県総合防災情報システム 衛星電話　110-59	秋田市雄和椿川山籠 40－1

新

区　分	内　　容
公 共 性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊 急 性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等航空機以外に適切な手段がないこと。

２．緊急運航の要請基準

（略）

(1) 救急活動

（略）

エ その他

その他特に航空機による救急活動が有効と認められる場合

（略）

(4) 災害応急対策活動

（略）

エ 各種災害時における町民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難指示等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

（略）

第５ 緊急運航要請手続等

（略）

３．報　告

県消防防災航空隊の消防防災指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、緊急活動速報（様式第２号）により、速やかに隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

町長（消防本部）は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第３号）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

報　告　先	電話・FAX 番号	所　在　地
秋田県航空隊基地 （消防防災航空隊基地）	TEL　018-886-8103 FAX　018-886-8105 ※県総合防災情報システム 専用電話　110511 衛星携帯用電話　080-2846-5822	秋田市雄和椿川字山籠 40 番地 1

旧

様式第１号（第５関係）

秋田県消防防災航空隊出動要請書

航空隊受信時間	時　　分現在	緊急直通電話 F　A　X

1　要請機関名	発信者				
2　災害種別	(1)救急　(2)救助　(3)火災　(4)災害応急　(5)その他				
3　要請内容	救急、救助、空中消火、偵察、物資輸送、傷病者輸送 他（　　）				
4　発生場所 （発生時間） （事故概要） （目　　標） （離着陸場所）	市・町・村　　番地 平成　年　月　日　午前・午後　時　分頃				
5　気象条件 （現　　場）	視程　m　天候　雲量　（高　m）　風向 風速　m/s　気温　℃　（　警報・注意報）				
6　現場指揮者	所属・職名・氏名				
7　通信手段 （現　　場）	無線種別（全国波・県波・市町村波） 現地指揮本部（車）呼出名（コールサイン）				
8　傷病者等	氏名		年齢	歳	性別　男・女
9　傷病名・症状					
10　傷病者搬送 （着陸場所等）	出動先所在地及び目標(病院名)		搬送先所在地及び目標(病院名)		
11　要請日時	平成　年　月　日（　曜日）　時　分				
12　他の航空機の活動要請	（有・無）　機関名　　機数　機				

※　以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1　航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別（全国波・県内波）　コールサイン
2　到着予定時間	平成　年　月　日（　曜日）、　時　分
3　活動予定時間	時間　分
4　必要資機材	
※その他の特記事項	
航空隊担当者	

新

様式第1号（第5関係）

秋田県消防防災航空隊出動要請書

航空隊受信時間	時　　分現在	緊急直通電話 F　A　X

1　要請機関名	電話　発信者				
2　災害種別	(1)救急　(2)救助　(3)火災　(4)災害応急　(5)その他				
3　要請内容	救急、救助、空中消火、偵察、物資輸送、傷病者輸送 他（　　）				
4　発生場所 （発生時間） （事故概要） （目　　標） （離着陸場所）	市・町・村　　番地 年　月　日　午前・午後　時　分頃				
5　気象条件 （現　　場）	視程　m　天候　雲量　（高　m）　風向 風速　m/s　気温　℃　（　警報・注意報）				
6　現場指揮者	所属・職名・氏名				
7　通信手段 （現　　場）	無線種別（統制波1・統制波2・統制波3・主運用波） 現地指揮本部（車）呼出名（コールサイン）				
8　傷病者等	氏名		年齢	歳	性別　男・女
9　傷病名・症状					
10　傷病者搬送 （着陸場所等）	出動先所在地及び目標(病院名)		搬送先所在地及び目標(病院名)		
11　要請日時	年　月　日（　曜日）　時　分				
12　他の航空機の活動要請	（有・無）　機関名　　機数　機				

※　以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後に連絡します。

1　航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別（統制波1・統制波2・統制波3・主運用波）　コールサイン
2　到着予定時間	年　月　日（　曜日）、　時　分
3　活動予定時間	時間　分
4　必要資機材	
※その他の特記事項	
航空隊担当者	

旧	新

様式第２号

緊 急 活 動 速 報

年　　月　　日現在

要請活動種別	(1)火災　(2)救助　(3)救急　(4)偵察　(5)その他				
要　請　者					
発生場所					
発生日時 [要請日時]	年　月　日（　）：　天候（　） [　年　月　日（　）：　天候（　）]				
事故概要					
死傷者等	死者（性別・年齢） 計　名 行方不明　名		負傷者　名 うち重　症　名 中等症　名 軽　症　名		
要救護者数 （見込み）	名 （　名）		救助人員　名 （　名）		
活動の状況					
その他参考事項					
報告者氏名		活動従事者名			

旧

様式第３号（第８関係）

災 害 状 況 報 告 書

平成　　年　　月　　日

要請活動種別		(1)火災　(2)救助　(3)救急　(4)偵察　(5)その他			
要　請　者					
発生場所					
日時等	発　生 （要　請）	月　日： （　月　日：　）	発生時気象	天候 気温　℃ 風速　m/s その他 （　）	
	収　束	月　日：			
災害の概要		（到着時の状況） （収束時の状況・・・死傷者数、焼損程度等）			
活動の概要 （日数の亘る場合 日毎の内容）					
その他特異事項等					
報告者氏名			連絡先		

新

様式第3号（第8関係）

災 害 状 況 報 告 書

年　　月　　日

要請活動種別		(1)火災　(2)救助　(3)救急　(4)偵察　(5)その他			
要　請　者					
発生場所					
日時等	発　生 （要　請）	月　日： （　月　日：　）	発生時気象	天候 気温　℃ 風速　m/s その他 （　）	
	収　束	月　日：			
災害の概要		（到着時の状況） （収束時の状況・・・死傷者数、焼損程度等）			
活動の概要 （日数の亘る場合 日毎の内容）					
その他特異事項等					
報告者氏名			連絡先		

旧

第１１節　水防活動

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、税務課、農林振興課・農業委員会、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、消防団
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第１　基本的な考え方

町の水防活動は「五城目町水防計画」による。

町は、水害が発生し又は発生が予想される場合、状況に応じて町災害対策本部等を設置し、防災関係機関（水防団など：本町では消防団が兼務）と協力して、これを警戒・防ぎょし、災害による被害を軽減する。なお、水防活動は、「五城目町水防計画」に基づいて行い、町内各河川に対する水防上必要な措置対策を行い、町民の安全を保持する。

第２　用語の定義

用　語	定　　義　　等	根拠法令
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。	水防法第２条第１項
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。	水防法第４条
水防管理者	水防管理団体である市町村長又は、水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。	水防法第２条第２項
五城目町水防管理者	五城目町長をいう。	
消防機関の長	五城目町消防長をいう。	水防法第２条第４項
水防警報	国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水等によって災害が起こるおそれがあると認められる時、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。水防管理者へ伝えられる。 なお、水防警報の種類・内容及び発表基準は、県の水防計画で定められており、各河川に定められている水防団待機水位、氾濫注意水位などを指標にしている。	水防法第 16 条

新

第１１節　水防活動

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、税務会計課、農林振興課・農業委員会、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、消防団
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第１　基本的な考え方

町の水防活動は「五城目町水防計画」による。

町は、水害が発生し又は発生が予想される場合、状況に応じて町災害対策本部等を設置し、防災関係機関（消防団など）と協力して、これを警戒・防ぎょし、災害による被害を軽減する。なお、水防活動は、「五城目町水防計画」に基づいて行い、町内各河川に対する水防上必要な措置対策を行い、町民の安全を保持する。

第２　用語の定義

用　語	定　　義　　等	根拠法令
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は、水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう。	水防法第２条第２項
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある団体で、知事が指定したものをいう。	水防法第４条
水防管理者	水防管理団体である市町村長又は、水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。	水防法第２条第３項
五城目町水防管理者	五城目町長をいう。	
消防機関の長	五城目町消防長をいう。	水防法第２条第５項
水防警報	国土交通大臣又は、知事が指定した河川等について洪水等によって災害が起こるおそれがあると認められる時、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。水防管理者へ伝えられる。 なお、水防警報の種類・内容及び発表基準は、県の水防計画で定められており、各河川に定められている水防団待機水位、氾濫注意水位などを指標にしている。	水防法第２条第８項 水防法第 16 条

旧

洪水予報 （洪水予報河川）	気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波及び高潮のおそれがある時にその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が米代川、雄物川、子吉川に、また知事が太平川について洪水のおそれがある時は、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。 なお、これらの河川を洪水予報河川という。	水防法第 10 条第１項 水防法第 10 条第２項 水防法第 11 条 気象業務法第 13 条 気象業務法第 14 条の２
水位情報の周知 （水位周知河川）	洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、国土交通大臣又は知事が指定した河川で、特別警戒水位を定めこれを超える場合に実施される水防管理者への通知をいう。 なお、これらの河川を水位周知河川という。	水防法第 13 条 水防法第 13 条の２
指定河川	国土交通大臣及び知事がそれぞれ洪水予報、水位情報周知、水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。 いわゆる、洪水予報河川と水位周知河川のこと。	水防法第 14 条

第３ 水防に関する責任の範囲

団体名	責任の範囲等	根拠法令
県の責任	県内における水防管理団体（市町村）が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。	水防法第３条の６
町の責任	町のその区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。	水防法第３条
気象庁長官（秋田地方気象台長）の責任	気象等の状況により、洪水又は高潮のおそれがあると認められたときは、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び秋田県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	水防法第 10 条第１項
国土交通大臣の責任 （能代河川国道事務所長） （秋田河川国道事務所長） （湯沢河川国道事務所長）	米代川、雄物川、子吉川について、洪水又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められたときは、水防警報を発し、秋田県知事に通知しなければならない。	水防法第 16 条第１項 水防法第 16 条第２項

新

洪水予報 （洪水予報河川）	気象庁長官が気象等の状況により洪水、津波及び高潮のおそれがある時にその旨を注意し、又は警告するための発表、並びに国土交通大臣が米代川（藤琴川を含む）、雄物川（横手川、丸子川を含む）、子吉川、玉川、皆瀬川に、また知事が太平川について洪水のおそれがある時は、気象庁長官と共同して水位又は流量を示してその旨を注意し、又は警告するための発表をいう。 なお、これらの河川を洪水予報河川という。	水防法第 10 条 水防法第 11 条 気象業務法第 13 条 気象業務法第 14 条の２
水位情報の周知 （水位周知河川）	洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川について、国土交通大臣又は知事が指定した河川で、特別警戒水位を定めこれを超える場合に実施される水防管理者への通知をいう。 なお、これらの河川を水位周知河川という。	水防法第 13 条 水防法第 13 条の２
指定河川	国土交通大臣及び知事がそれぞれ洪水予報、水位情報周知、水防警報を行う必要がある河川として指定し、公示した河川をいう。 いわゆる、洪水予報河川と水位周知河川のこと。	水防法第 10 条 水防法第 11 条 水防法第 13 条

第３ 水防に関する責任の範囲

団体名	責任の範囲等	根拠法令
県	県内における水防管理団体（市町村）が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。	水防法第３条の６
町	町のその区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。	水防法第３条
気象庁長官 （秋田地方気象台長）	気象等の状況により、洪水又は高潮のおそれがあると認められたときは、その状況を国土交通大臣（東北地方整備局長）及び秋田県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	水防法第 10 条第１項
国土交通大臣 （能代河川国道事務所長） （秋田河川国道事務所長） （湯沢河川国道事務所長）	米代川（藤琴川を含む）、雄物川（横手川、丸子川を含む）、子吉川、玉川、皆瀬川について、洪水又は高潮等により損害を生ずるおそれがあると認められたときは、水防警報を発し、秋田県知事に通知しなければならない。	水防法第 16 条第１項 水防法第 16 条第２項

旧

知事の責任	１　知事は洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに関係のある水防管理者及び量水標管理者に、通知しなければならない。 ２　国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき及び知事が指定した河川について水防警報をしたときは、水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。	水防法第 10 条第３項 水防法第 16 条第３項
量水標管理者の責任	量水標の水位がこの計画に定める水防団待機水位（水防法第 12 条で規定される通報水位）を越えるときは、その水位状況を、関係者に通知しなければならない。	水防法第 12 条第１項
水防団の責任	洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、次に掲げる事項に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。	水防法第７条第２項
一般住民	水防管理者、消防機関の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、付近の住民をして水防に従事させることができる。	水防法第 24 条

（略）

第５ 水防体制と出動

１　水防本部の体制

水防活動については、状況に応じて（１）町災害対策本部等を設置し、且つ「五城目町水防計画」で定められた（２）水防本部を設置することにより体制を整える。体制の構成としては、（１）の中に（２）が配置され、町職員と水防団（消防団）、さらには防災関係機関が協力して災害応急対策活動（水防活動）を実施する。なお、町職員等の動員については、計画の記載内容から双方を兼ねる場合もあるが、両計画の事務分掌をすり合わせ整合性を図る。

（１）町災害対策本部等の配備基準

配　　備	配備内容	配置基準
第１配備	五城目町災害準備室	１．町域に大雨、洪水の気象に関する警報が発表されたとき。 ２．住民生活課長が必要と認めた場合。
第２配備	五城目町災害警戒対策室	１．町域に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害のおそれがある場合。 ２．住民生活課長が必要と認めた場合。
第３配備	五城目町災害警戒対策部	１．多くの家屋で床下浸水が確認されたとき。 ２．町域に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害のおそれがある場合。 ３．相当規模の災害が発生し拡大するおそれがある場合。 ４．副町長が必要と認めた場合。

新

知事	1　知事は洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに関係のある水防管理者及び量水標管理者に、通知しなければならない。 2　国土交通大臣が指定した河川について水防警報の通知を受けたとき及び知事が指定した河川について水防警報をしたときは、水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。	水防法第 10 条第３項 水防法第 16 条第３項
量水標管理者	量水標の水位がこの計画に定める水防団待機水位（水防法第 12 条で規定される通報水位）を越えるときは、その水位状況を、関係者に通知しなければならない。	水防法第 12 条
消防団	洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、次に掲げる事項に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。	水防法第７条第２項
一般住民	水防管理者、消防機関の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、付近の住民をして水防に従事させることができる。	水防法第 24 条

（略）

第５ 水防体制と出動

１．水防本部の体制

水防活動については、状況に応じて町災害対策本部等を設置することにより体制を整え、水防事務を処理する。

町災害対策本部等の配備基準

配　　備	配備内容	配置基準
第１配備	五城目町災害準備室	1. 町域に大雨、洪水の気象に関する警報が発表されたとき。 2. 住民生活課長が必要と認めた場合。
第２配備	五城目町災害警戒対策室	1. 町域に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害のおそれがある場合。 2. 住民生活課長が必要と認めた場合。
第３配備	五城目町災害警戒対策部	1. 多くの家屋で床下浸水が確認されたとき。 2. 町域に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害のおそれがある場合。 3. 相当規模の災害が発生し拡大するおそれがある場合。 4. 副町長が必要と認めた場合。

旧

第４配備	五城目町災害対策本部	１．多くの家屋で床上浸水が確認されたとき。 ２．町域に大雨、暴風、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表される可能性があるとき。 ３．住民の生命、身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生するおそれがあるとき、又は発生し被害が拡大するおそれがあるとき。 ４．避難勧告、指示等の避難対策を実施する場合。 ５．災害救助法を適用する程度の災害が発生したとき。 ６．町長が必要と認めた場合。

（２）水防本部の水防団（消防団）及び職員の配備基準

配　　備	配備内容	配置時期
第１配備	特に関係のある課の人員で情報収集、広報連絡活動が、円滑に行い得る体制をとる。警戒体制に移行できる体制とする。	風雨、大雨、洪水、強風等の注意報が発令され災害の発生が予想されるとき。 その他、水防管理者（町長）が必要と認めたとき。
第２配備	災害応急対策に関係のある各課の所要人員で情報収集、広報連絡活動を行うほか、必要に応じて応急措置を実施。非常体制に移行できる体制とする。	暴風雨、大雨、洪水等の警報が発令され、災害が起きる恐れがあるとき。 その他、水防管理者（町長）が必要と認めたとき。
第３配備	甚大な被災が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、水防本部の総力をあげて応急対策活動にあたりうる体制とする。	町内全域にわたり風水害が発生する恐れのあるとき及び、大災害が発生したとき。 その他、水防管理者（町長）が必要と認めたとき。

２　出動準備

水防管理者（町長）は、次の場合には、直ちに消防本部（水防団＝消防団含む）に対し、出動準備をさせること。

（略）

３　出　動

水防管理者（町長）は、次の場合には、直ちに消防本部（水防団＝消防団含む）に対し、予め定められた計画に従い出動し、警戒準備につかなければならない。

（略）

新

第４配備	五城目町災害対策本部	1. 多くの家屋で床上浸水が確認されたとき。 2. 町域に大雨、暴風、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表される可能性があるとき。 3. 住民の生命、身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生するおそれがあるとき、又は発生し被害が拡大するおそれがあるとき。 4. 避難情報等の避難対策を実施する場合。 5. 災害救助法を適用する程度の災害が発生したとき。 6. 町長が必要と認めた場合。

２．出動準備

水防管理者（町長）は、次の場合には、直ちに消防本部（消防団含む）に対し、出動準備をさせること。

（略）

３．出　動

水防管理者（町長）は、次の場合には、直ちに消防本部（消防団含む）に対し、予め定められた計画に従い出動し、警戒準備につかなければならない。

（略）

旧

第６ 水防警報

１　知事が発表する水防警報（水防法第１３条２）

（略）

指定河川及び区域、対象とする水位観測所

（単位：m）

水系名	河川名	警　戒　区　域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地堤防地点～八郎潟	久　保	2.00※H27.4.1に改定。	2.60※H27.4.1改定。

（平成 27 年度　秋田県水防計画）

水防警報の種類・内容及び発表基準

種　類	内　　容	発 表 基 準
待　機 注１：国土交通省のみ	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えがない、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業が必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

注１「待機」は国土交通省が直轄河川に行う。　（平成 27 年度　秋田県水防計画）

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第７ 水位情報周知河川の指定と避難判断水位（法第 13 条による特別警戒水位）

（略）

新

第６ 水防警報

１．知事が発表する水防警報（水防法第１６条）

（略）

指定河川及び区域、対象とする水位観測所

（単位：m）

水系名	河川名	警　戒　区　域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地堤防地点～八郎潟	久　保	2.00	2.60

（令和６年度　秋田県水防計画）

水防警報の種類・内容及び発表基準

種　類	内　　容	発 表 基 準
待　機 注１：国土交通省のみ	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業が必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

注１「待機」は国土交通省が直轄河川に行う。　（令和６年度　秋田県水防計画）

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第７　水位周知河川の指定と避難判断水位（法第 13 条による特別警戒水位）

（略）

１．知事が定める避難判断水位

旧

1　知事が定める避難判断水位　（単位：m）

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位（特別警戒水位）	水防管理者
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地堤防地点から八郎潟　まで	久保	2.00 ※H27.4.1に改定。	2.60 ※H27.4.1に改定。	3.10 ※H28年度より。	3.40	五城目町八郎潟町

（平成 28 年度　秋田県水防計画）

第８　その他町内にある水位観測所

県指定の河川である馬場目川（水位周知河川）の他、町内の河川で県の水位観測所が設置されている河川は以下のとおりである。

１　県所管水位観測所　（単位：m）

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	水防管理者
―	内川川	―	黒土	1.10	1.90	―	―	五城目町

（平成 28 年度　秋田県水防計画）

（略）

第１３節　緊急輸送計画

（略）

第３　輸送網の確保

１．道路・橋梁等

（略）

（ア）県の緊急輸送道路ネットワーク計画に定められた町内の「緊急輸送道路」

路線区分	路線名	総延長
第１次緊急輸送道路	日本海沿岸東北自動車道、国道７号線	
第２次緊急輸送道路	国道２８５号線	
第３次緊急輸送道路	国道２８５号線（第２次と重複）、主要地方道（秋田・八郎潟線）（一部）、町道（小学校通線、広ヶ野下山内線（一部）、高崎広ヶ野線（一部）、中学校競技場線（一部）、雀館幹線（一部））	5.7km

（略）

新

（単位：m）

水系名	河川名	警戒区域	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位（特別警戒水位）	水防管理者
馬場目川	馬場目川	五城目町坊井地堤防地点から八郎潟　まで	久保	2.00	2.60	3.10	3.40	五城目町八郎潟町

（令和６年度　秋田県水防計画）

第８　その他町内にある水位観測所

町内の河川で県の水位観測所が設置されている河川は以下のとおりである。

１．県所管水位観測所　（単位：m）

河川名	水防団待機水位	氾濫注意水位	観測所名	設置場所	観測者名	電話番号
内川川	1.10	1.90	黒土	黒土	秋田地域振興局建設部	018（860）3482
馬場目川	2.00	2.60	久保	久保	〃	〃

（令和６年度　秋田県水防計画）

（略）

第１３節　緊急輸送計画

（略）

第３　輸送網の確保

１．道路・橋梁等

（略）

（ア）県の緊急輸送道路ネットワーク計画に定められた町内の「緊急輸送道路」

路線区分	路線名	総延長
第１次緊急輸送道路	秋田自動車道、国道７号線、ランプ	8.0 km
第２次緊急輸送道路	国道 285 号線、秋田八郎潟線、三倉鼻五城目線	17.0 km
第３次緊急輸送道路	西磯ノ目東線	0.2 km

（略）

第４　放置車両及び立ち往生車両等の移動

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、その区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

旧

第４ 道路の交通規制

（略）

２．交通規制の要領

道路管理者は、人員等の緊急輸送を確保するため、もしくは道路施設の被害等により通行が危険な状態である場合、速やかに適切な交通規制を行う。

また、交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携をとるとともに、**上記１．**に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により実施する。

（略）

第５ 輸送手段の確保

（略）

３ 輸送力の確保

（略）

（３）ヘリコプター輸送の確保

町は、ヘリコプターが必要な場合には、「秋田県消防防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。

応援要請は、県総務部総合防災課に、電話等により必要事項を明らかにして行う。さらにヘリコプターが必要となる場合は、県を通じて自衛隊の派遣を依頼する。

第６ 災害派遣等従事車両に係る手続き

（略）

第１４節　給食・給水対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、出納室、健康福祉課、農林振興課・農業委員会、建設課
	防災関係機関等	県、自主防災組織、町内会、五城目町社会福祉協議会、協定先
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第２ 給食対策

１ 実施機関

町災害対策本部民生部住民班（住民生活課、健康福祉課）は、本部長の指示に基づき応急給食の配

新

第５ 道路の交通規制

（略）

２．交通規制の要領

道路管理者は、人員等の緊急輸送を確保するため、もしくは道路施設の被害等により通行が危険な状態である場合、速やかに適切な交通規制を行う。また、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早い通行規制の予告に努めるものとする。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携をとるとともに、上記１．に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により実施する。

（略）

第６ 輸送手段の確保

（略）

３．輸送力の確保

（略）

(3) ヘリコプター輸送の確保

町は、ヘリコプターが必要な場合には、「秋田県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対して県消防防災ヘリコプターの応援を要請する。

応援要請は、県総務部総合防災課に、電話等により必要事項を明らかにして行う。さらにヘリコプターが必要となる場合は、県を通じて自衛隊の派遣を依頼する。

第７ 輸送拠点における運営

町及び県は、地域内輸送拠点・広域物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第８ 災害派遣等従事車両に係る手続き

（略）

第１４節　給食・給水対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、税務会計課、健康福祉課、農林振興課・農業委員会、建設課
	防災関係機関等	県、自主防災組織、町内会、五城目町社会福祉協議会、協定先
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第２ 給食対策

１．実施機関

町災害対策本部民生部住民班（住民生活課、健康福祉課）は、本部長の指示に基づき応急給食

旧	新
給、人員、設備等の計画を策定し炊き出しを行う。また、食料の調達については町災害対策本部産業部農林班（農林振興課・農業委員会）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、規定にあるように知事の業務として行うが、知事の委任を受けて、又は知事の補助機関として町が実施する。 **（略）** **３ 災害救助法適用時の食料の応急供給** **（略）** （3）主食、副食及び燃料等の供給基準 一人一日当たり 1,040 円以内とする。 **（略）** **５ 食料の確保** **（略）** （2）副食等 副食（佃煮、梅干し等）、調味料（塩、味噌、醤油）、野菜等は、小売業者、協定締結団体等から調達し、災害が甚大で町内での物資の調達が困難な場合は、県及び援助規定締結都市に援助協力を要請する。また、粉ミルク等については、備蓄品で不足した場合、薬局等粉ミルク販売業者から調達する。 （3）食料集積地の選定及び管理 ア 食料集積地の選定 町災害対策本部総務部経理班（総務課・出納室）は、交通及び連絡に便利な公共施設やその他適当な場所を、食料の集積地として選定し、調達した食料の集配を行う。 イ 集積地の管理 町災害対策本部総務部経理班（総務課・出納室）は、食料の集積を行う場合、集積地に管理責任者及び警備員等を配置し、食料管理の万全を期する。町のみでの対応が困難な場合は、警察機関、消防機関に警備を要請、指示する。 **（略）** **６ 食料の配分及び炊き出しの実施** 町災害対策本部民生部住民班（住民生活課、健康福祉課）は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食料の給与を、食料の配分及び炊き出しの実施によって、迅速かつ円滑に行う。 また、必要に応じ赤十字奉仕団（日赤五城目町奉仕団）等に協力を求める。 （1）炊き出しの実施方法 **（略）** ウ 赤十字奉仕団（日赤五城目町奉仕団）に協力を要請する場合を想定し、赤十字奉仕団（日赤五城目町奉仕団）とその実施方法についてあらかじめ協議しておく。 **（略）** （3）炊き出し実施上の留意点 ア 献立は栄養価を考慮するが、被災状況により食器等が確保されるまでは、握り飯と漬物、缶詰等を配給する。 **（略）**	の配給、人員、設備等の計画を策定し炊き出しを行う。また、食料の調達については町災害対策本部産業部農林班（農林振興課・農業委員会）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、規程にあるように知事の業務として行うが、知事の委任を受けて、又は知事の補助機関として町が実施する。 **（略）** **３．災害救助法適用時の食料の応急供給** **（略）** (3) 主食、副食及び燃料等の供給基準 一人一日当たり 1,230 円以内とする。 **（略）** **５．食料の確保** **（略）** (2) 副食等 副食（佃煮、梅干し等）、調味料（塩、味噌、醤油）、野菜等は、小売業者、協定締結団体等から調達し、災害が甚大で町内での物資の調達が困難な場合は、県及び援助規程締結都市に援助協力を要請する。また、粉ミルク等については、備蓄品で不足した場合、薬局等粉ミルク販売業者から調達する。 (3) 食料集積地の選定及び管理 ア 食料集積地の選定 町災害対策本部総務部経理班（総務課・税務会計課）は、交通及び連絡に便利な公共施設やその他適当な場所を、食料の集積地として選定し、調達した食料の集配を行う。 イ 集積地の管理 町災害対策本部総務部経理班（総務課・税務会計課）は、食料の集積を行う場合、集積地に管理責任者及び警備員等を配置し、食料管理の万全を期する。町のみでの対応が困難な場合は、警察機関、消防機関に警備を要請、指示する。 **（略）** **６．食料の配分及び炊き出しの実施** 町災害対策本部民生部住民班（住民生活課、健康福祉課）は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食料の給与を、食料の配分及び炊き出しの実施によって、迅速かつ円滑に行う。 また、必要に応じ日本赤十字社等に協力を求める。 (1) 炊き出しの実施方法 **（略）** ウ 日本赤十字社に協力を要請する場合を想定し、日本赤十字社とその実施方法についてあらかじめ協議しておく。 **（略）** (3) 炊き出し実施上の留意点 ア 献立は栄養価を考慮するが、被災状況により食器等が確保されるまでは、握り飯や缶詰等を配給する。 **（略）**

旧

第３ 給水対策

１ 実施機関

被災者又は断水地域における町民の飲料水の確保については、町災害対策本部建設部給水班（建設課）が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、規定にあるように知事の業務として行うが、知事の委任を受けて、又は知事の補助機関として町が実施する。

（略）

６ 応急給水時の広報

町は、被災者に対して応急給水を行うときは、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法等について混乱が生じないよう、給水の場所や時間等の内容について、広報車、貼り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

（略）

第１５節　生活必需品等供給計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、出納室、健康福祉課、建設課
	防災関係機関等	県、五城目警察署、町内会、協定締結先
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第３ 生活必需品の確保及び配分方法

１ 物資の確保及び配分計画

町災害対策本部民生部住民班（住民生活課、健康福祉課）は、各指定避難所の避難者数や、指定避難所以外については町内会等から提供される避難者数を取りまとめ、生活必需品の品目、数量等を算定し、町の備蓄品、支援物資、協定締結事業者からの流通備蓄物資等により必要数を確保するとともに、配分計画を作成し、配分する。

なお、物資の輸送については、本章 第１３節緊急輸送計画による。

（1）配布についての配慮

ア 物資の配布は指定避難所を中心として、その周辺の在宅被災者も含めた形で要望に応じて対応する。その際、避難所運営責任者や避難所町内会組織の代表等と調整を図り、被災者に対して十分な周知を行う。

（略）

第６ 義援物資

大規模災害時には、状況に応じて義援物資（民間事業者等からの無償で提供される物資）の受入れ、又は受入制限を決定する。なお、過去の災害において、個人等からの小口の物資については、被災地の需要に応じた供給が困難であり、また、その対応に相当程度の人員と時間を要し、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となったことから、町は、小口物資の受入制限や受入品目・期間等について、報道機関等を通じて広く国民に周知するよう努める。

新

第３ 給水対策

１．実施機関

被災者又は断水地域における町民の飲料水の確保については、町災害対策本部建設部給水班（建設課）が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、規程にあるように知事の業務として行うが、知事の委任を受けて、又は知事の補助機関として町が実施する。

（略）

６．応急給水時の広報

町は、被災者に対して応急給水を行うときは、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法等について混乱が生じないよう、給水の場所や時間等の内容について、防災行政無線、登録制メール、町ホームページ、SNS、貼り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

（略）

第１５節　生活必需品等供給計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、税務会計課、健康福祉課、建設課
	防災関係機関等	県、五城目警察署、町内会、協定締結先
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第３ 生活必需品の確保及び配分方法

１．物資の確保及び配分計画

町災害対策本部民生部住民班（住民生活課、健康福祉課）は、各指定避難所の避難者数や、指定避難所以外については町内会等から提供される避難者数を取りまとめ、生活必需品の品目、数量等を算定し、町の備蓄品、支援物資、協定締結事業者からの流通備蓄物資等により必要数を確保するとともに、配分計画を作成し、配分する。なお、これら物資は、女性や子ども、要配慮者に配慮し確保するよう努める。

なお、物資の輸送については、本章 第 13 節緊急輸送計画による。

(1) 配布についての配慮

ア 物資の配布は指定避難所を中心として、その周辺の在宅避難者も含めた形で要望に応じて対応する。その際、避難所運営責任者や避難所町内会組織の代表等と調整を図り、被災者に対して十分な周知を行う。

（略）

第６ 義援物資

大規模災害時には、状況に応じて義援物資（民間事業者等からの無償で提供される物資）の受入れ、又は受入制限を決定する。なお、過去の災害において、個人等からの小口の物資については、被災地の需要に応じた供給が困難であり、また、その対応に相当程度の人員と時間を要し、物資の滞留や物資集積拠点の混乱等の原因となったことから、町は、小口物資の受入制限や受入品目・期間等について、報道機関等を通じて広く周知するよう努める。

旧	新
第１６節　燃料の確保 **（略）** **第２ 町内給油所との協定に基づく優先給油の実施** 町は、町内給油所との間で協定は締結していないが、今後、災害協定の締結に努める。その上で、災害応急対策上、救急支援車両や指定避難所の暖房等に必要な燃料の不足が見込まれる場合には、本協定に基づき、優先給油を要請する。 **（略）**	**第１６節　燃料の確保** **（略）** **第２ 町内給油所との協定に基づく優先給油の実施** 町は、秋田県石油商業組合・南秋支部と災害時における石油類燃料の供給に関する協定（令和２年６月 18 日締結）に基づき、災害応急対策に必要とする場合は石油類燃料の供給について協力を要請する。 **（略）**
第１７節　医療救護計画 **（略）** **第１ 基本的な考え方** 相当大規模の災害発生時には、多数の傷病者の発生により、医療機関の一時的な混乱や、医療活動の停滞等が考えられるため、町は災害対策本部を設置し迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。また、町で対応可能な被災規模の場合は町が災害医療に係る活動を統率する。 医療機関は、町及び防災関係機関と連携し、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施するとともに、搬送体制を強化し、町民の生命を最優先に守る。 なお、本町においては町営の診療所、病院がないことから、民間医療機関等への救急搬送（消防や県のドクターヘリなどによる）による対応を基本とするが、これらの能力を超えた事態には、県などへ要請し、救護班などの派遣を受け、非常事態の中において最善の結果となるよう行動する。	**第１７節　医療救護計画** **（略）** **第１ 基本的な考え方** 相当大規模の災害発生時には、多数の傷病者の発生により、医療機関の一時的な混乱や、医療活動の停滞等が考えられるため、町は災害対策本部を設置し迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。また、町で対応可能な被災規模の場合は町が災害医療に係る活動を統率する。 医療機関は、町及び防災関係機関と連携し、傷病者の医療活動を迅速かつ的確に実施するとともに、搬送体制を強化し、町民の生命を最優先に守る。 なお、本町においては町営の診療所、病院がないことから、民間医療機関等への救急搬送（消防や県のドクターヘリなど）による対応を基本とするが、これらの能力を超えた事態には、県などへ要請し、救護班などの派遣を受け、非常事態の中において最善の結果となるよう行動する。
第２ 初動医療体制 **（略）** **２　初動医療の体制** 災害救助法が適用される程度の大規模災害が発生した際には、秋田県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置され、更に必要に応じて秋田県災害医療対策本部（以下「県災害医療対策本部」という。）が設置される。なお、県内の８つの二次医療圏ごとに地域災害医療対策本部が設置される。本町は、秋田周辺二次医療圏（秋田市、潟上市、男鹿市、大潟村、八郎潟町、井川町、五城目町）に属しており、秋田周辺地域災害医療対策本部が秋田地域振興局福祉環境部（潟上市）に設置されることになっている。 町は、多数の傷病者が発生し、かつ医療機関の被災により通常の医療体制では対応することが困難な場合、県へ要請を含め以下の初動医療体制を構築する。 （１）救護班の編成 町は、県災害医療対策本部に災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ：ディーマット）の派遣を要請し、秋田周辺地域災害医療対策本部に医療救護班、地域災害医療連絡調整員の派遣を要請する。 なお、災害時の医療救護の充実強化を図るため、町は今後、医師会、歯科医師会、薬剤師会などとの災害協定を検討する。 **（略）** （４）重症者の対応 町は、重症者を救急告示病院や災害拠点病院で受け入れるよう要請する。 搬送は、消防本部の救急車又は県に要請したヘリコプターにより行う。 秋田周辺二次医療圏内の救急告示病院及び災害拠点病院は、次のとおりである。	**第２ 初動医療体制** **（略）** **２．初動医療の体制** 災害救助法が適用される程度の大規模災害が発生した際には、秋田県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置され、更に必要に応じて秋田県保健医療福祉調整本部（以下「県保健医療福祉調整本部」という。）が設置される。なお、県内の３つの二次医療圏ごとに地域災害医療対策本部が設置される。本町は、秋田周辺二次医療圏（秋田市、潟上市、男鹿市、大潟村、八郎潟町、井川町、五城目町）に属しており、秋田周辺地域災害医療対策本部が秋田地域振興局福祉環境部（潟上市）に設置されることになっている。 町は、多数の傷病者が発生し、かつ医療機関の被災により通常の医療体制では対応することが困難な場合、県へ要請を含め以下の初動医療体制を構築する。 (1) 救護班の編成 町は、県保健医療福祉調整本部に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請し、秋田周辺地域災害医療対策本部に医療救護班、地域災害医療連絡調整員の派遣を要請する。 なお、災害時の医療救護の充実強化を図るため、町は今後、医師会、歯科医師会、薬剤師会などとの災害協定を検討する。 **（略）** (4) 重症者の対応 町は、重症者を救急告示病院や災害拠点病院で受け入れるよう要請する。 搬送は、消防本部の救急車又は県に要請したヘリコプターにより行う。 秋田周辺二次医療圏内の救急告示病院及び災害拠点病院は、次のとおりである。

旧

種別		医療機関名
救急告示病院　（救急指定病院ともいう）		市立秋田総合病院、中通総合病院、藤原記念病院、男鹿みなと市民病院
災害拠点病院	基幹災害医療センター	秋田大学医学部付属病院
	地域災害医療センター	秋田厚生医療センター 秋田赤十字病院 秋田県立脳血管研究センター

（略）

第３　傷病別搬送体制

（略）

１　受入先病院の確保

（略）

（２）被災病院等の入院患者の受入れ

病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により傷病者を転院搬送する必要性が生じた場合は、町は、病院等の要請に基づき県災害医療対策本部に要請し、後方医療施設（精神病院を含む）を確保する。

２　搬送体制の確保

（１）後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて秋田県災害・救急医療情報センター等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関、又は県災害医療対策本部に対し、救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

（略）

第８　県の医療救護の体制について

前述したように、多数の死傷者が発生する大災害時には、県へ要請し、DMAT 等の医療救護班や地域災害医療コーディネーター等の支援が必要になってくるが、これらの体制を図示すると以下のようになる。※県地域防災計画Ｐ２７７の医療救護活動の体制図を以下に添付。

新

種別		医療機関名
救急告示病院　（救急指定病院ともいう）		秋田厚生医療センター、中通総合病院、藤原記念病院、男鹿みなと市民病院
災害拠点病院	基幹災害医療センター	秋田大学医学部附属病院
	地域災害医療センター	秋田赤十字病院 秋田県立循環器・脳脊髄センター 市立秋田総合病院

（略）

第３　傷病別搬送体制

（略）

１．受入先病院の確保

（略）

(2) 被災病院等の入院患者の受入れ

病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により傷病者を転院搬送する必要性が生じた場合は、町は、病院等の要請に基づき県保健医療福祉調整本部に要請し、後方医療施設（精神病院を含む）を確保する。

２．搬送体制の確保

(1) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて秋田県災害・救急医療情報センター等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関、又は県保健医療福祉調整本部に対し、救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

（略）

第８　県の医療救護の体制について

前述したように、多数の死傷者が発生する大災害時には、県へ要請し、DMAT 等の医療救護班や地域災害医療コーディネーター等の支援が必要になってくるが、これらの体制を図示すると以下のようになる。

旧	新
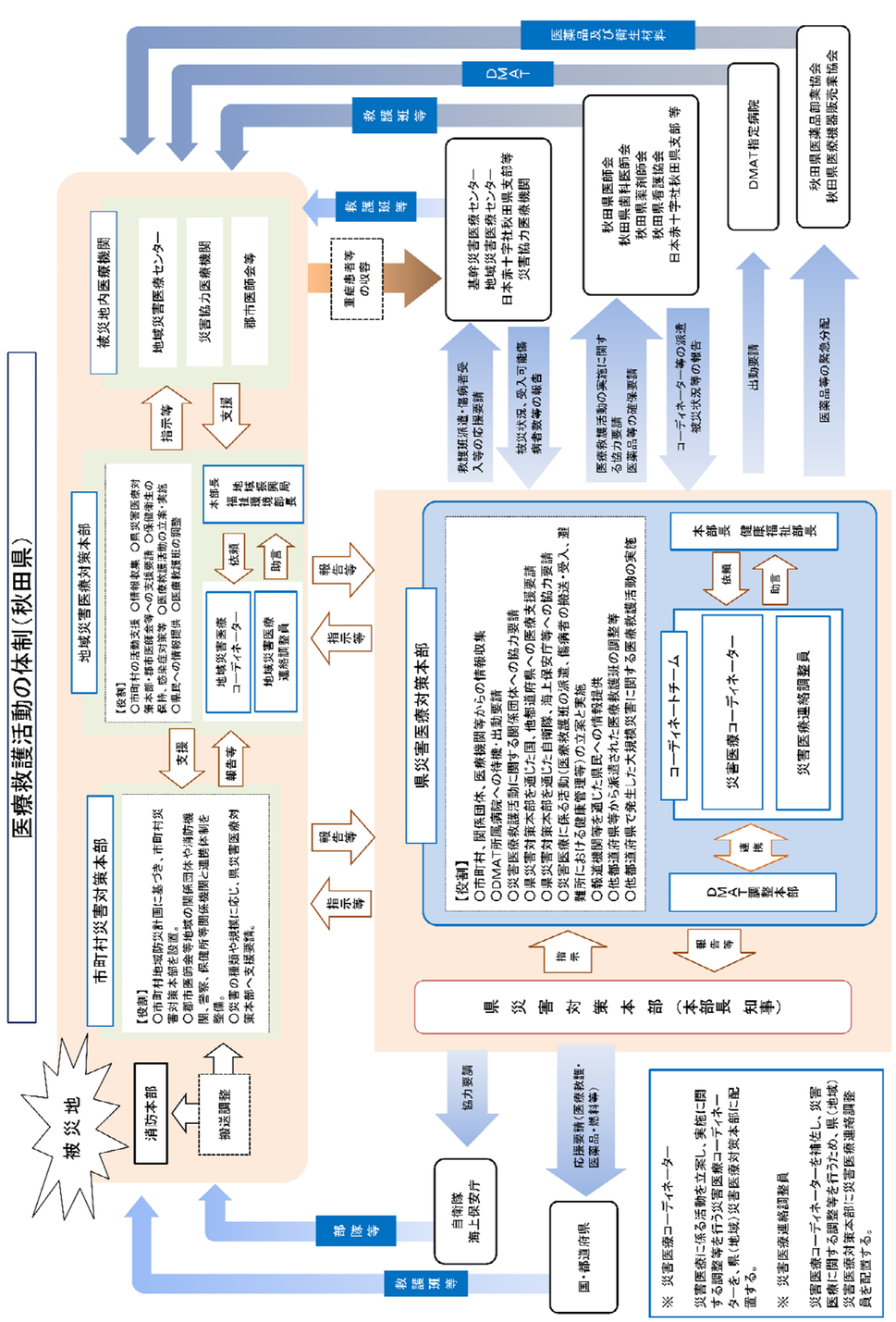	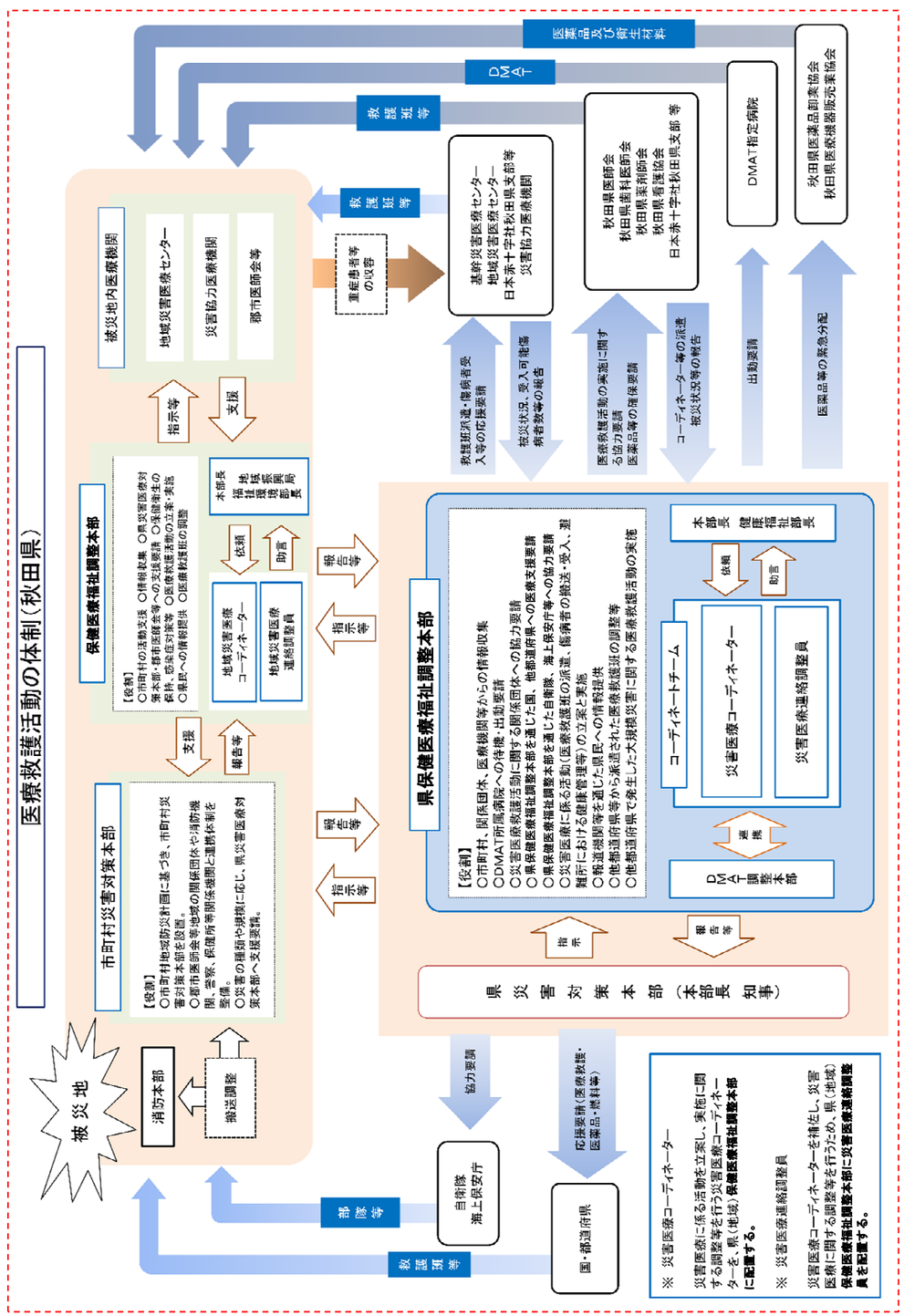

医療救護活動の体制（秋田県）
被災地
消防本部
搬送調整
市町村災害対策本部
【役割】
○市町村地域防災計画に基づき、市町村災害対策本部を設置。
○郡市医師会等地域の関係団体や消防機関、警察、保健所等関係機関と連絡体制を整備。
○災害の種類や規模に応じ、県災害医療対策本部へ支援要請。
指示等
支援
地域災害医療センター
【役割】
○市町村の活動支援 ○情報収集 ○県災害医療対策本部・郡市医師会等への支援要請 ○保健衛生の斡旋、感染症対策等 ○医療救護活動の立案・実施
○県民への情報提供 ○医療救護班の調整
地域災害医療コーディネーター
地域災害医療運営調整員
本部長 福祉環境部長
依頼
助言
報告等
指示等
県災害対策本部（本部長 知事）
【役割】
○市町村、関係団体、医療機関等からの情報収集
○DMAT・所属病院への待機・出動要請
○災害医療救護活動に関する関係団体への協力要請
○県災害対策本部を通じた国、他都道府県への医療支援要請
○県災害対策本部を通じた自衛隊、海上保安庁等への協力要請
○災害医療に係る活動（医療救護班の派遣、傷病者の搬送・受入、避難所における健康管理等）の立案と実施
○救護機関等を通じた県民への情報提供
○他都道府県等から派遣された医療救護班の調整等
○他都道府県で発生した大規模災害に関する医療救護活動の実施
コーディネートチーム
災害医療コーディネーター
災害医療連絡調整員
本部長 健康福祉部長
依頼
助言
連携
DMAT調整本部
指示
報告等
協力要請
応援要請（医療救護・医薬品・燃料等）
部隊等
自衛隊 海上保安庁
救護班等
国・都道府県
※ 災害医療コーディネーター
災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う災害医療コーディネーターを、県（地域）災害医療対策本部に配置する。
※ 災害医療連絡調整員
災害医療コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、県（地域）災害医療対策本部に災害医療連絡調整員を配置する。
救護班等
DMAT
医薬品及び衛生材料
重症患者等の収容
被災地内医療機関
地域災害医療センター
災害協力医療機関
郡市医師会等
基幹災害医療センター
地域災害医療センター
日本赤十字社秋田県支部等
災害協力医療機関
秋田県医師会
秋田県歯科医師会
秋田県薬剤師会
秋田県看護協会
日本赤十字社秋田県支部 等
DMAT指定病院
秋田県医薬品卸売協会
秋田県医療機器販売業協会
救護班等の派遣・傷病者受入等の応援要請
被災状況、受入可能傷病者数等の報告
医療救護活動の実施に関する協力要請
医薬品等の確保要請
コーディネーター等の派遣
被災状況等の報告
出動要請
医薬品等の緊急分配
医療救護活動の体制（秋田県）
被災地
消防本部
搬送調整
市町村災害対策本部
【役割】
○市町村地域防災計画に基づき、市町村災害対策本部を設置。
○郡市医師会等地域の関係団体や消防機関、警察、保健所等関係機関と連絡体制を整備。
○災害の種類や規模に応じ、県災害医療対策本部へ支援要請。
指示等
支援
保健医療福祉調整本部
【役割】
○市町村の活動支援 ○情報収集 ○県災害医療対策本部・郡市医師会等への支援要請 ○保健衛生の斡旋、感染症対策等 ○医療救護活動の立案・実施
○県民への情報提供 ○医療救護班の調整
地域災害医療コーディネーター
地域災害医療運営調整員
本部長 福祉環境部長
依頼
助言
報告等
指示等
県保健医療福祉調整本部
【役割】
○市町村、関係団体、医療機関等からの情報収集
○DMAT・所属病院への待機・出動要請
○災害医療救護活動に関する関係団体への協力要請
○県保健医療福祉調整本部を通じた国、他都道府県への医療支援要請
○県保健医療福祉調整本部を通じた自衛隊、海上保安庁等への協力要請
○災害医療に係る活動（医療救護班の派遣、傷病者の搬送・受入、避難所における健康管理等）の立案と実施
○救護機関等を通じた県民への情報提供
○他都道府県等から派遣された医療救護班の調整等
○他都道府県で発生した大規模災害に関する医療救護活動の実施
コーディネートチーム
災害医療コーディネーター
災害医療連絡調整員
本部長 健康福祉部長
依頼
助言
連携
DMAT調整本部
指示
報告等
協力要請
応援要請（医療救護・医薬品・燃料等）
部隊等
自衛隊 海上保安庁
救護班等
国・都道府県
※ 災害医療コーディネーター
災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う災害医療コーディネーターを、県（地域）**保健医療福祉調整本部に配置する。**
※ 災害医療連絡調整員
災害医療コーディネーターを補佐し、災害医療に関する調整等を行うため、県（地域）**保健医療福祉調整本部に災害医療連絡調整員を配置する。**

旧

第１８節　災害ボランティア活動支援計画

（略）

第３ 受入体制の確保

（略）

１ 「災害ボランティアセンター」の設置

町災害対策本部は、町社会福祉協議会等と連携を図り、町社会福祉協議会職員で構成する「災害ボランティアセンター」を、五城目町保健介護支援センター（町社会福祉協議会事務所入居）内に開設する。 なお、必要に応じて町災害対策本部民生部福祉班（健康福祉課）から職員を派遣する。

（略）

第４ 連携体制

（略）

２ 被害状況等の情報提供

町災害対策本部の各部各班は、被害状況や被災者ニーズに関する情報の提供を積極的に行う。

３ 広報活動

災害ボランティアセンターの開設や、災害特約の付いたボランティア保険への加入の促進に係る広報などについて。

（略）

第１９節　公共施設等の応急対策

実施機関	町の主な担当課	建設課
	防災関係機関等	電力会社、各通信事業者、東日本旅客鉄道株式会社、LP ガス販売事業者、医療機関、各施設管理者
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第４ 公共下水道施設（合併処理浄化槽を含む）

１ 実施の主体

公共下水道施設の応急復旧の実施責任者は、下水道管理者（町長）とする。

２ 実施の要領

（1）施設被害の把握

新

第１８節　災害ボランティア活動支援計画

（略）

第３ 受入体制の確保

（略）

１．「災害ボランティアセンター」の設置

町災害対策本部は、町社会福祉協議会等と連携を図り、町社会福祉協議会職員で構成する「災害ボランティアセンター」を、五城目町保健介護支援センター（町社会福祉協議会事務所入居）内に開設し、ボランティア活動に対する支援体制を整える。（県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する際、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。） なお、災害ボランティアセンターの人員が不足した場合、ボランティアの受け入れや派遣に遅れや支障が生じる恐れがある。早期かつ円滑なボランティア活動に向け、必要に応じて町災害対策本部民生部福祉班（健康福祉課）から職員を派遣する。

（略）

第４ 連携体制

（略）

２．被害状況等の情報提供

町災害対策本部の各部各班は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、被害状況や被災者ニーズに関する情報の提供する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

３．広報活動

災害ボランティアセンターの開設や、災害特約の付いたボランティア保険への加入の促進に係る広報等を行う。

（略）

第１９節　公共施設等の応急対策

実施機関	町の主な担当課	建設課、住民生活課、総務課、健康福祉課
	防災関係機関等	電力会社、各通信事業者、東日本旅客鉄道株式会社、LP ガス販売事業者、医療機関、各施設管理者
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第４ 公共下水道施設（合併処理浄化槽を含む）

１．実施の主体

公共下水道施設の応急復旧の実施責任者は、下水道事業管理者（町長）とする。

２．実施の要領

(1) 施設被害の把握

旧	新
下水道管理者（町長）は、災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集する。	下水道事業管理者（町長）は、災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集する。
（略）	**（略）**
（5）町民への広報	(5) 町民への広報
下水道管理者は、広報車、パンフレット及びチラシ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について、町民への広報を実施する。	下水道事業管理者は、広報車、パンフレット及びチラシ等を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について、町民への広報を実施する。
（略）	**（略）**
第６　電信電話施設	**第６　電信電話施設**
（略）	**（略）**
２　実施の要領	**２．実施の要領**
（1）東日本電信電話(株)	(1) 東日本電信電話(株)
（略）	**（略）**
イ　応急対策	イ　応急対策
（略）	**（略）**
（ⅲ）通信の非常そ通措置	（ⅲ）通信の非常疎通措置
（略）	**（略）**
B　通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。	B　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行う。
（略）	**（略）**
D　災害時、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、通話の集中を避けるため、災害用伝言ダイヤルを運用する。	D　災害時、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、通話の集中を避けるため、災害用伝言ダイヤル 171 を運用する。
（略）	**（略）**
（ⅳ）災害状況等に関する広報	（ⅳ）災害状況等に関する広報
災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、支店前掲示、広報車、ラジオ、テレビ等により、次の事項を町民等へ周知する。	災害によって電気通信サービスに支障をきたした場合、又は利用制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ及びホームページ等により、次の事項を町民等へ周知する。
A　災害復旧措置及び応急復旧状況等	A　災害復旧措置及び応急復旧状況等
B　通信の途絶又は利用制限の状況と理由	B　通信の途絶又は利用制限の状況と理由
C　災害伝言ダイヤル運用開始のお知らせ	C　災害用伝言ダイヤル 171 運用開始のお知らせ
D　利用制限をした場合の代替となる通信手段	D　利用制限をした場合の代替となる通信手段
E　町民に対して協力を要請する事項	E　町民に対して協力を要請する事項
F　その他必要な事項	F　その他必要な事項
（略）	**（略）**
（2）(株)ＮＴＴドコモ	(2) (株)NTTドコモ
（略）	**（略）**
イ　応急対策	イ　応急対策
（ｉ）重要通信のそ通確保	（ｉ）重要通信の疎通確保
（略）	**（略）**
（ⅲ）災害時における広報	（ⅲ）災害時における広報
A　災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の	A　災害が発生した場合に、通信の疎通利用制限の措置状況及び被災した移動通信設備等の

旧	新
応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。	応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
（略）	**（略）**
（3）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)
（略）	**（略）**
イ 応急対策	イ 応急対策
（ｉ）情報の収集	（ｉ）情報の収集
（略）	**（略）**
B 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況	B 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
（略）	**（略）**
（ⅱ）重要通信のそ通確保	（ⅱ）重要通信の疎通確保
災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信を図る。	災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信を図る。
A 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとる。	A 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
B 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。	B 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
C 非常、緊急通話は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話に優先して取扱う。	
D 大規模災害の発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供する。	
（ⅲ）災害時における広報	（ⅲ）災害時における広報
災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。	災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
（4）ＫＤＤＩ(株)	(4) KDDI(株)
（略）	**（略）**
イ 応急対策	イ 応急対策
（ｉ）重要通信のそ通確保	（ｉ）重要通信の疎通確保
（略）	**（略）**
（ⅲ）災害時における広報	（ⅲ）災害時における広報
A 災害が発生した場合に、通信のそ通利用制限の措置状況及び被災した各通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。	A 災害が発生した場合に、通信の疎通利用制限の措置状況及び被災した各通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
（略）	**（略）**
（5）ソフトバンクモバイル(株)	(5) ソフトバンクモバイル(株)
（略）	**（略）**
イ 応急対策	イ 応急対策
（略）	**（略）**
（ⅱ）重要通信のそ通確保	（ⅱ）重要通信の疎通確保
災害等に際し、次の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。	災害等に際し、次の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
A 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること	A 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。
B 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業	B 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、電気通信事業

旧	新
法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること C 非常、緊急通話は、電気事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと D 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等を速やかに提供する。 **（略）** （ⅳ）災害時における広報 A 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信のそ通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消を努める。 **（略）**	法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 C 非常、緊急通話は、電気事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。 D 災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。 **（略）** （ⅳ）災害時における広報 A 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消を努める。 **（略）** (6) 楽天モバイル(株) ア 基本方針 通信設備等が被災した場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、各通信設備等の被害状況に応じ、適切な措置をもって迅速な復旧に努める。 イ 応急対策 （ｉ）重要通信の疎通確保 災害等に際し、次の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。 A 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。 B 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は「電気通信事業法」及び「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。 C 非常、緊急通話は、「電気通信事業法」および「電気通信事業法施行規則」の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱う。 D 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。 E 電気通信事業者との連携をとる。 （ⅲ）携帯電話の貸出 災害救助法が適用された場合等には、避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出に努める。 （ⅳ）災害時における広報 A 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した各通信設備等の応急復旧等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。 B HP、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。 **第７ LP ガス** **（略）** **２．実施の要領** **（略）**
第７ LP ガス **（略）** **２ 実施の要領** **（略）**	

旧	新
（2）応急復旧 ア 顧客への対応 各LPガス販売事業者は、顧客からの依頼に基づいて応急復旧作業を実施する。なお、町から避難所等のLPガスにいての修理、復旧が合った場合は優先的に実施する。社会福祉施設、医療機関など重要施設の依頼についても同様とする。 **（略）** **第９ 社会福祉施設等** **１ 実施の主体** 社会福祉施設の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。 **２ 実施の要領** （1）社会福祉施設 社会福祉施設の管理者は災害発生後、次の行動をとるものとする。 ア 災害発生時には、消防機関等関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。 イ 停電等の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期す。 ウ 災害に際しては、平素からの訓練に基づいて役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。 エ 災害の被害を受けていない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。 オ 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。 **（略）** **第２０節　危険物施設等の応急対策** **（略）** **第２ 危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）取扱施設** **１ 実施の主体** 石油類等の危険物施設の応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の管理者とする。 **２ 実施の要領** **（略）** （2）広報活動 施設の管理者は、災害発生に当たっては、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知する。 （3）応急復旧 ア 施設の管理者は、予防規定等に基づき、次の応急措置を実施する。 **（略）** ウ 消防機関は、火災発生又は発生のおそれがある場合は、直ちに化学消防車等を出動させ、引火、爆発防止等の可能な措置をとる。 エ 消防機関は、転倒したタンク等の使用停止を指示し、危険物の排除作業を実施するとともに、漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。	(2) 応急復旧 ア 顧客への対応 各LPガス販売事業者は、顧客からの依頼に基づいて応急復旧作業を実施する。なお、町から避難所等のLPガスについての修理、復旧があった場合は優先的に実施する。社会福祉施設、医療機関など重要施設の依頼についても同様とする。 **（略）** **第９ 社会福祉施設等** **１．実施の主体** 社会福祉施設等の応急対策の実施責任者は、各施設の管理者とする。 **２．実施の要領** 社会福祉施設等の管理者は災害発生後、次の行動をとるものとする。 (1) 災害発生時には、消防機関等関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考え、入所者の避難誘導に全力をあげる。 (2) 停電等の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、重要機器材等の保全措置に万全を期す。 (3) 災害に際しては、平素からの訓練に基づいて役割を十分に発揮し、自主的防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、防災関係機関に応援要請を行う。 (4) 災害の被害を受けていない他の施設に連絡し、入所者の移動等その安全を図る。 (5) 施設等の管理者（責任者）は、施設の応急修理を迅速に実施する。 **（略）** **第２０節　危険物施設等の応急対策** **（略）** **第２ 危険物施設** **１．実施の主体** 危険物施設における応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所、取扱所の施設の関係者とする。 **２．実施の要領** **（略）** (2) 広報活動 施設の管理者は、災害発生に当たっては、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について報道機関を通じ、防災行政無線、登録制メール、広報車等により地域住民に周知する。 (3) 応急復旧 ア 施設の管理者は、予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。 **（略）** ウ 消防機関は、火災発生又は発生のおそれがある場合は、直ちに消防車等を出動させ、引火、爆発防止等の可能な措置をとる。 エ 消防機関は、転倒したタンク等の使用停止を指示し、危険物の排除作業を実施するとともに、漏洩した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置する。

旧

（略）

第２２節　防疫・保健衛生対策

実施機関	町の主な担当課	まちづくり課・議会事務局、健康福祉課
	防災関係機関等	県、秋田中央保健所
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第２ 防　疫

１ 実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下、本節において「法」という。）に基づき、知事は、感染症患者若しくはその保護者、又はその場所の管理者等に対し、消毒を命ずることができる。また、災害の状況により感染症の患者等が実施不可能等の場合は、法第 27 条の規定により知事は町に消毒を指示することができる。

２ 実施の方法

（略）

（３）消毒等の実施

（略）

イ 床上浸水

町災害対策本部でまとめた床上浸水等の被害状況をもとに、町災害対策本部民生部医療班（健康福祉課）は、防災関係機関、ボランティア等の協力を得ながら、迅速に家屋の消毒を実施する。また、消毒の活動方法については、町災害対策本部総務部広報情報班（まちづくり課・議会事務局）と連携して、広報車、報道機関等を活用して、迅速に町民に周知するよう努める。

（４）臨時予防接種の実施

町は、県知事の指示により、秋田中央保健所及び医療機関等と連携して、予防接種法（昭和23年法律第68号）第６条の規定による臨時予防接種を実施する。

（略）

第２３節　動物の管理計画

（略）

第２ 特定動物・飼養動物の対策

（略）

３ 特定動物・飼養動物（ペット）対策

（１）特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。

（２）負傷した飼養動物（ペット）、又は飼い主が不明な飼養動物（ペット）の円滑な保護収容に関す

新

（略）

第２２節　防疫・保健衛生対策

実施機関	町の主な担当課	まちづくり課・議会事務局、健康福祉課
	防災関係機関等	県、保健所
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第２ 防　疫

１．実施機関

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下、本節において「法」という。）に基づき、知事は、感染症患者若しくはその保護者、又はその場所の管理者等に対し、消毒を命ずることができる。また、災害の状況により感染症の患者等による消毒が実施不可能等の場合は、法第 27 条の規定により知事は町に消毒を指示することができる。

２．実施の方法

（略）

(3) 消毒等の実施

（略）

イ 床上浸水

町災害対策本部でまとめた床上浸水等の被害状況をもとに、町災害対策本部民生部医療班（健康福祉課）は、防災関係機関、ボランティア等の協力を得ながら、迅速に家屋の消毒を実施する。また、消毒の活動方法については、町災害対策本部総務部広報情報班（まちづくり課・議会事務局）と連携して、防災行政無線、登録制メール、広報車、報道機関等を活用して、迅速に町民に周知するよう努める。

(4) 臨時予防接種の実施

町は、県知事の指示により、保健所及び医療機関等と連携して、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

（略）

第２３節　動物の管理計画

（略）

第２ 特定動物・飼養動物の対策

（略）

３．特定動物・飼養動物（ペット）対策

(1) 飼養動物（ペット）と同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援に努める。

(2) 指定避難所や仮設住宅への飼養動物（ペット）と同行避難者の受入れ対策を講ずる。

(3) 住民等への飼養動物（ペット）との同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供に努める。

(4) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。

(5) 負傷した飼養動物（ペット）、又は飼い主が不明な飼養動物（ペット）の円滑な保護収容に関す

旧

る対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。

（3）被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、対策を講ずる。

（4）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

（略）

第２４節　廃棄物処理計画

（略）

第２ 実施機関

町は、災害により発生した生活系廃棄物及びし尿等を迅速に処理する。ただし、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理については、事業主が行うものとする。本町で処理することが不可能の場合は、保健所及び県の指導により他の市町村に応援を要請する。

第３ 廃棄物処理の方法

（略）

（２）し尿処理

（略）

イ 収集処理の方法

（ｉ）し尿の収集処理については、町の許可業者が直接被害家屋を巡回、収集し、町営施設（クリーンセンター）に搬入し適正に処理する。

（略）

エ 仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理

町は、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。

（ア）仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布

（イ）他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保

（ウ）仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み

（略）

第２５節　行方不明者及び遺体の捜索、処理、埋火葬計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、税務課、まちづくり課・議会事務局、健康福祉課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、消防団、五城目警察署、秋田海上保安部
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

新

る対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。

(6) 被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、対策を講ずる。

(7) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

（略）

第２４節　廃棄物処理計画

（略）

第２ 実施機関

町は、災害により発生した生活系廃棄物及びし尿等を迅速に処理する。ただし、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理については、事業主が行うものとする。本町で処理することが不可能の場合は、保健所及び県の指導により他の市町村に応援を要請する。なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第３ 廃棄物処理の方法

（略）

(2) し尿処理

（略）

イ 収集処理の方法

（ｉ）し尿の収集処理については、町の許可業者が収集を行い、八郎潟湖水苑に搬入し適正に処理する。ただし、町の許可業者で処理することが不可能の場合は、保健所および県の指導により、県内の専門業者へ依頼する。

（略）

エ 仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理

町は、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。

（ｉ）仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布

（ii）他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保

（iii）仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み

（略）

第２５節　行方不明者及び遺体の捜索、処理、埋火葬計画

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、税務会計課、健康福祉課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、消防団、五城目警察署、秋田海上保安部
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

旧

第２ 行方不明者及び遺体の捜索

（略）

４ 捜索の方法

（１）町は、町庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。町災害対策本部総務部調査班（税務課）が対応にあたる。

（略）

第３ 遺体の処理

１ 実施責任者

（１）町長

町は、遺体の清浄、縫合、消毒等の処理を、県災害医療対策本部（地域災害医療対策本部）から派遣される救護班、医師会等の関係機関の協力を得て行う。

（略）

（３）五城目警察署

（略）

イ 遺体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族等に引渡すものとする。ただし災害直後の混乱等のため、遺族等への引渡しができないときは、遺体を町長に引渡すものとする。

（４）海上保安部

（略）

ウ 遺体についてすべての必要な処分が行われた場合は、所持金品とともにその遺体を遺族その他の引取り人に、引取り人がないときは町長に引渡すものとする。

（略）

５ 漂流遺体の処理

（略）

（２）遺体の身元が判明していない場合

災害救助法が適用され、災害発生地市町村から漂流、漂着したものと推定される身元不明遺体については、前記と同様の処置をする。

なお、遺品等の保管に努め、遺体を撮影し記録する。

遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、漂流、漂着地域の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理する。

（略）

第２６節　文教対策

実施機関	町の主な担当課	学校教育課、生涯学習課
	防災関係機関等	県教育員会、各学校施設
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部

新

第２ 行方不明者及び遺体の捜索

（略）

４．捜索の方法

(1) 町は、町庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。町災害対策本部総務部調査班（税務会計課）が対応にあたる。

（略）

第３ 遺体の処理

１．実施責任者

(1) 町長

町は、遺体の清浄、縫合、消毒等の処理を、県保健医療福祉調整本部（地域災害医療対策本部）から派遣される救護班、医師会等の関係機関の協力を得て行う。

（略）

(3) 五城目警察署

（略）

イ 遺体について身元が明らかになったときは、戸籍法第 92 条第 2 項の規定により遅滞なくその旨を町長に報告する。また、着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族等に引渡すものとする。ただし災害直後の混乱等のため、遺族等への引渡しができないときは、遺体を町長に引渡すものとする。

(4) 海上保安部

（略）

ウ 遺体についてすべての必要な処分が行われた場合は、戸籍法第 92 条第 2 項の規定により遅滞なくその旨を町長に報告するものとする。また所持金品とともにその遺体を遺族その他の引取り人に、引取り人がないときは町長に引渡すものとする。

（略）

５．漂流遺体の処理

（略）

(2) 遺体の身元が判明していない場合

災害救助法が適用され、災害発生地市町村から漂流、漂着したものと推定される身元不明遺体については、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

なお、遺品等の保管に努め、遺体を撮影し記録する。

遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、漂流、漂着地域の市町村長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理する。

（略）

第２６節　文教対策

実施機関	町の主な担当課	学校教育課、生涯学習課
	防災関係機関等	県教育委員会、各学校施設
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部

旧	新
（指揮班、調査班、防ぎょ班）	（指揮班、調査班、防ぎょ班）
第１　基本的な考え方 町教育委員会及び各学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた計画に基づき、児童・生徒の安全を最優先で確保する。災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、町教育委員会及び各学校長は、緊密に連携し、県教育委員会等関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するとともに、社会教育施設が被災した場合は、必要な応急措置を実施する。 また、災害により文化財が被災した場合、町教育委員会は、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財に対して応急措置を迅速に講ずる。文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、適切な対応を実施する。	**第１　基本的な考え方** 町教育委員会及び各学校長は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めた計画に基づき、災害の予防及び応急対策を実施し、児童・生徒の安全を最優先で確保する。災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、町教育委員会及び各学校長は、緊密に連携し、県教育委員会等関係機関の協力を得て、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するとともに、社会教育施設が被災した場合は、必要な応急措置を実施する。 また、災害により文化財が被災した場合、町教育委員会は、所有者から災害原因、被害の概要等必要な報告を求め、状況の的確な把握に努めるとともに、被災した文化財に対して応急措置を迅速に講ずる。文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、適切な対応を実施する。 **第２　事前対策** 校長などの施設管理者は、災害の発生に備え次の事前対策を実施する。 (1) 幼児児童生徒の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導・事後指導を実施し、その周知・徹底を図るとともに保護者との連絡方法を確認する。 (2) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。 (3) 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し教職員に周知徹底する。
第２　情報等の収集・伝達 （略）	**第３　情報等の収集・伝達** （略）
第３　応急措置災害発生直後の体制 （略） **１　児童・生徒等の避難等** （略）	**第４　応急措置災害発生直後の体制** （略） **１．児童・生徒等の避難等** （略）
第４　応急教育の実施 （略）	**第５　応急教育の実施** （略）
第５　教科書、学用品の調達及び支給 （略）	**第６　教科書、学用品の調達及び支給** （略）
第６　学校給食対策 （略）	**第７　学校給食対策** （略）
第７　文化財の保全対策 （略）	**第８　文化財の保全対策** （略）
第２７節　応急保育の実施 （略） **第１　基本的な考え方** 災害が発生した場合、町は、乳幼児をもつ町民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに、乳幼児の精神的安定を確保する。 （略）	**第２７節　応急保育の実施** （略） **第１　基本的な考え方** 災害が発生した場合、町は、乳幼児とその家族が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに、乳幼児の精神的安定を確保する。 （略）
第２８節　住宅応急対策 （略）	**第２８節　住宅応急対策** （略）

旧	新
第２　公的住宅等の提供 **（略）** **１　町営住宅の活用** **（略）** **２　民間施設等の活用** **（略）** **３　被災者への住宅情報の提供** **（略）** **第３　応急仮設住宅の設置** **（略）** **３　災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置** **（略）** （５）規模、費用 一戸当たりの床面積は、災害救助法に定めた基準によるが、世帯数及び資材の調達状況により、基準運用が困難な場合は、基準枠を調整してその規模及び費用の追加ができるものとする。なお、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置等、要配慮者に配慮した仮設住宅についても建設する。 応急仮設住宅設置のための費用は、秋田県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とする。 **（略）** **第４　被災住宅の応急修理** **（略）** **３　災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理** **（略）** （３）修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法に定める額の範囲とする。 （４）修理の期間 応急修理は、災害発生時から１か月以内に完了するものとする。 **（略）**	**第２　公的住宅等の提供** **（略）** **１．町営住宅の活用** **（略）** **２．民間施設等の活用** **（略）** **３．被災者への住宅情報の提供** **（略）** **第３　応急仮設住宅の設置** **（略）** **３．災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置** **（略）** (5) 規模、費用 一戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,883,000 円以内とする。 **（略）** **第４　危険度判定** 町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に町の活動を支援するものとする。 **第５　被災住宅の応急修理** **（略）** **３．災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理** **（略）** (3) 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法に定める額の範囲とする。 ① 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内 ② 上記に掲げる世帯以外の世帯 717,000 円以内 (4) 修理の期間 応急修理は、災害発生時から 3 か月以内に完了（国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内に完了）するものとする。 **（略）** **第６　災害時の二次災害の拡大防止対策** 町は、必要に応じて、災害時に事前に必要な手続きを踏まえた上で、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのあ

旧

第２９節　危険物等の大量流出に関する防除対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、まちづくり課・議会事務局、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、消防団、五城目警察署、事業所等
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第１　基本的な考え方

船舶及び陸上施設から海上、又は河川に大量の油や危険物等の排出があった場合、事故発生原因者がその責任において対処する。町及び防災関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求めるものとする。

なお、町域においては、海上はなく河川のみであり船舶の往来もないため、本節で想定するのは、本章第２０節、第２１節における危険物等が大量に漏洩し、河川へ流れ込んだ状況を基本とする。ただ、河川へ大量の油や危険物等が流出した場合は、河川から海上への流入も考えられる趣旨から、海上に流入したことも踏まえて以下により対策を講じるものとする。

（略）

第２　河川排出等防除措置

１．各機関の役割

新

る部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

（略）

第２９節　危険物等の大量流出に関する防除対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、消防団、五城目警察署、事業所等
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第１　基本的な考え方

船舶及び陸上施設から海上、又は河川に大量の油や危険物等の流出があった場合、事故発生原因者がその責任において対処する。町及び防災関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて漁業協同組合、関係企業等、地域住民に対して協力を求めるものとする。

なお、町域においては、海上はなく河川のみであり船舶の往来もないため、本節で想定するのは、本章第 20 節、第 21 節における危険物等が大量に漏洩し、河川へ流れ込んだ状況を基本とする。ただ、河川へ大量の油や危険物等が流出した場合は、河川から海上への流入も考えられる趣旨から、海上に流入したことも踏まえて以下により対策を講じるものとする。

（略）

第２　河川排出等防除措置

１．各機関の役割

旧		新	
秋田海上保安部	**◆海上へ流入した場合◆** 1　防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 2　防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。 3　緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、独立行政法人海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、防災関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。 4　防除措置を講ずべき者、非常本部等及び防災関係機関等は、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。 5　危険物の排出があったときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置又は避難勧告を行う。 6　危険物の防除作業に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。 7　第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動及び自衛隊への災害派遣要請の上申	秋田海上保安部	◆海上へ流入した場合◆ 1　防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。 2　防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。 3　緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、独立行政法人海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、防災関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。 4　防除措置を講ずべき者、非常本部等及び防災関係機関等は、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。 5　危険物の排出があったときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置又は避難指示を行う。 6　危険物の防除作業に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。 7　第二管区海上保安本部に対する東北地方整備局の所属船による防除活動及び自衛隊への災害派遣要請の上申
東北地方整備局	1　関係先への事故情報の伝達 2　直轄担当区域における状況調査、油等の防除 3　備蓄資機材の提供	東北地方整備局	1 関係先への事故情報の伝達 2 直轄担当区域における状況調査、油等の防除 3 備蓄資機材の提供
秋田地方気象台	1　関係先への油防除に関する気象、海象予報の伝達	秋田地方気象台	1 関係先への油防除に関する気象、海象予報の伝達
秋田県	1　関係先への事故情報の伝達 2　沿岸市町への指導及び関係機関との連絡調整 3　自衛隊への災害派遣要請 4　ボランティア活動の受入れ及び支援活動 5　沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収	秋田県	1 関係先への事故情報の伝達 2 沿岸市町への指導及び関係機関との連絡調整 3 自衛隊への災害派遣要請 4 ボランティア活動の受入れ及び支援活動 5 沿岸における状況調査、浮流油・漂着油の回収
五城目町	1　関係機関への事故情報の伝達 2　関係機関に対し、災対法第 60 条に基づく避難の指示等の措置に関する助言 3　油防除活動に関する関係機関との調整 4　協定等に基づく協定先への援助要請	五城目町	1 関係機関への事故情報の伝達 2 関係機関に対し、災対法第 60 条に基づく避難の指示等の措置に関する助言 3 油防除活動に関する関係機関との調整 4 協定等に基づく協定先への援助要請

旧

五城目町 （消防本部）	1　関係先への事故情報の伝達 2　河川における状況調査、浮流油・漂着油の回収 3　備蓄資機材の提供 4　住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供 5　救助・救急活動 6　協定等に基づく近隣消防機関への援助要請
五城目警察署	1　関係先への事故情報の伝達 2　河川地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備 3　河川住民に対する避難等の措置 4　自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項
秋田県漁業共同組合	**◆海上へ流入した場合◆** 1　油を発見した場合の関係機関に対する情報提供 2　沿岸における漂着油の回収、漁船を活用しての防除活動 3　漁業施設等に関する自衛措置 4　排出油防除活動に関する関係漁協との調整
事業所等	1　浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 2　管理する施設等に関する自衛措置 3　防除活動等の実施
秋田県沿岸排出油等災害対策協議会	**◆海上へ流入した場合◆** 　秋田県沿岸排出油等災害対策協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号」第 43 条の 6 第 1 項に基づく協議会で、秋田県沿岸海域及び隣接する沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質の排出があった場合の防除に関し、必要な事項を協議する団体であり、秋田海上保安部に事務局を設置している。 ◎総合調整本部 　会長は、大量の油や有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、直ちに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

（略）

第３０節　航空機事故応急対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、まちづくり課・議会事務局、健康福祉課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、消防団、五城目警察署、医療機関、航空会社等
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

新

五城目町 （消防本部）	1 関係先への事故情報の伝達 2 河川における状況調査、浮流油・漂着油の回収 3 備蓄資機材の提供 4 住民に対する浮流油・漂着油・石油ガス等異臭に関する情報提供 5 救助・救急活動 6 協定等に基づく近隣消防機関への援助要請
五城目警察署	1 関係先への事故情報の伝達 2 河川地域における被害情報の収集、伝達及び警戒警備 3 河川住民に対する避難等の措置 4 自衛隊等災害派遣部隊、防災資機材運搬車両等の先導警戒に関する事項
秋田県漁業協同組合	◆海上へ流入した場合◆ 1 油を発見した場合の関係機関に対する情報提供 2 沿岸における漂着油の回収、漁船を活用しての防除活動 3 漁業施設等に関する自衛措置 4 排出油防除活動に関する関係漁協との調整
事業所等	1 浮流油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 2 管理する施設等に関する自衛措置 3 防除活動等の実施
秋田県沿岸排出油等災害対策協議会	◆海上へ流入した場合◆ 　秋田県沿岸排出油等災害対策協議会は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号」第 43 条の 6 第 1 項に基づく協議会で、秋田県沿岸海域及び隣接する沿岸海域において著しく大量の油又は有害液体物質の排出があった場合の防除に関し、必要な事項を協議する団体であり、秋田海上保安部に事務局を設置している。 ◎総合調整本部 　会長は、大量の油や有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、直ちに総合調整本部を設置し、防除活動の調整を行う。

（略）

第３０節　航空機事故応急対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、健康福祉課、建設課、消防本部
	防災関係機関等	県、自衛隊、消防団、五城目警察署、医療機関、航空会社等
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

旧

（略）

第７ 消防活動

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理事務所及び現地消防機関は、化学消防車等による消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、空港管理事務所、現地消防機関では対処が困難と予想される場合には、町、消防機関等の応援を求めるとともに、自衛隊の災害派遣を要請する。

（略）

第３１節　原子力施設災害対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、健康福祉課、農林振興課・農業委員会、建設課、学校教育課
	防災関係機関等	県、秋田中央保健所
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第４ 放射線に関する健康相談

町及び県は、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を通過した者に対して、秋田中央保健所の協力のもとで、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射性物質による表面汚染の検査を実施する。

（略）

第３３節　災害救助法の適用計画

（略）

第２ 適用基準

１ 災害救助法の適用基準

（略）

（1）適用の基準

（略）

イ 県全体の滅失世帯が 1,500 世帯以上に達した場合で、町の住家の滅失世帯が 20 世帯以上に達したとき（災害救助法施行令第１条 第１項 第２号）。いわゆる２号基準。

市町村人口	住家の滅失世帯数		該　当　市　町　村
	１号基準（上記アの適用基準）	２号基準（上記イの適用基準）	
5 千～1 万 5 千	40 以上	20 以上	小坂町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町

（略）

ウ 住家の滅失世帯数がア又はイの基準に該当しないが、被害が広範な地域にわたり、県全体の住家の滅失世帯が、7,000 世帯以上に達した場合で、町において多数の住家が滅失し、被害状況が

新

（略）

第７ 消防活動

航空機事故により火災が発生した場合、消防機関は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。また、災害の規模が大きく、対処が困難であることが予想される場合には、県、その他関係機関と緊密に連携協力して消防活動を実施する。

（略）

第３１節　原子力施設災害対策

実施機関	町の主な担当課	住民生活課、総務課、健康福祉課、農林振興課・農業委員会、建設課、学校教育課
	防災関係機関等	県、保健所
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

（略）

第４ 放射線に関する健康相談

町及び県は、原子力発電所周辺の避難・屋内退避圏内からの避難者や、避難・屋内退避圏を通過した者に対して、保健所の協力のもとで、健康相談を行うとともに、必要に応じて放射性物質による表面汚染の検査を実施する。

（略）

第３３節　災害救助法の適用計画

（略）

第２ 適用基準

１．災害が発生した場合

（略）

(1) 適用の基準

（略）

イ 県全体の滅失世帯が 1,000 世帯以上に達した場合で、町の住家の滅失世帯が 20 世帯以上に達したとき（災害救助法施行令第１条 第１項 第２号）。いわゆる２号基準。

市町村人口	住家の滅失世帯数		該　当　市　町　村
	１号基準（上記アの適用基準）	２号基準（上記イの適用基準）	
5 千～1 万 5 千	40 以上	20 以上	八峰町、五城目町、八郎潟町、羽後町

（略）

ウ 住家の滅失世帯数がア又はイの基準に該当しないが、被害が広範な地域にわたり、県全体の住家の滅失世帯が、5,000 世帯以上に達した場合で、町において多数の住家が滅失し、被害状況が

旧

特に援助を要する状態にあるとき（災害救助法施行令第１条 第１項 第３号）

（略）

第４ 災害救助法の適用手続

（略）

2 災害救助法適用の要請を受けた知事は、秋田県災害対策本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは直ちに法に基づく救助を実施するよう町長に指示するとともに、関係機関に通知し、又は報告し、一般に告示する。

3 知事は、災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣に情報提供するものとする。

（略）

第５ 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

1 法による救助の種類は次のとおりである。

（1）収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

（略）

第３４節　罹災証明書の発行

実施機関	町の主な担当課	税務課、消防本部
	防災関係機関等	
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第１ 基本的な考え方

災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、災害対策基本法第 90 条の２で市町村による罹災証明書の発行が義務化されている。

町は、災害発生後、被災者に対する支援措置を早期に実施するために、遅滞なく罹災証明書を交付する。

第２ 発行手続き

１ 被害調査の実施

町は、罹災証明書の発行に先立ち、必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とする時等においては、関係団体等の協力を得て行う。

また、被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、町が下表の１又は２のいずれかによって行う。

新

特に援助を要する状態にあるとき（災害救助法施行令第１条 第１項 第３号）

（略）

２．災害が発生するおそれがある場合

国が特定災害対策本部、非常対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に本県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

（略）

第４ 災害救助法の適用手続

（略）

2 災害救助法適用の要請を受けた知事は、適用の要否を判断し、必要があると認めたときは直ちに法に基づく救助を実施するよう町長に指示するとともに、関係機関に通知し、又は報告し、一般に告示する。当該救助を終了するときも、同様とする。

3 知事は、災害救助法を適用しようとするときは、事前に関係機関及び内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）に情報提供するものとする。

（略）

第５ 災害救助法による救助の種類と実施権限の委任

1 法による救助の種類は次のとおりである。

(1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与

（略）

第３４節　罹災証明書の発行

実施機関	町の主な担当課	税務会計課、消防本部
	防災関係機関等	
災害対策本部の主な実施担当 ※上記「町の主な担当課」を災害対策本部の部・班等で表示しています。		本部長、副本部長、事務局、総務部（庶務班、調査班、広報情報班、経理班）、民生部（住民班、医療班、福祉班）、産業部（農林班、商工班）、建設部（建設班、建築班、輸送班、給水班、下水道班）、文教部（学校教育班、社会教育班）、消防部（指揮班、調査班、防ぎょ班）

第１ 基本的な考え方

災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、災害対策基本法第 90 条の２で市町村による罹災証明書の発行が義務化されている。

町は、災害発生後、被災者に対する支援措置を早期に実施するために、災害による住家等の被害認定調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書を交付する。

第２ 発行手続き

１．被害調査の実施

町は、罹災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とする時等においては、関係団体等の協力を得て行う。

また、被害認定は、「災害の被害認定基準」等に基づき、町が下表の１又は２のいずれかによって行う。

旧

災害の被害認定基準

	全壊	半 壊	
		大規模半壊	半壊
１ 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 70%未満
２ 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 50%未満

２ 被災者台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、**被災者台帳**を作成する。

（略）

４ 事務分担

消防部調査班(消防本部)・総務部調査班(税務課)：火災・家屋の損壊等その他に関する罹災証明

第３ 証明の範囲

１ 罹災証明の証明項目

罹災証明書は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明する。

（1）家屋の損壊等に関する証明項目

ア 全壊、半壊、一部損壊

イ 流出、床上浸水、床下浸水

ウ その他

（2）家屋の火災に関する証明項目

ア 全焼、半焼、部分焼、ぼや

イ 全壊、半壊、一部損壊（爆発による損壊）

ウ その他

（略）

新

災害の被害認定基準

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部破損
1 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
2 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

２．被災者台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、被災者台帳を作成する。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術の活用を積極的に検討するものとする。

（略）

４．事務分担

総務部調査班（税務会計課）・消防部調査班（消防本部）：家屋・火災の損害等その他に関する罹災証明

なお、被害情報の調査や罹災証明書の発行については、被災者生活再建支援に向け、速やかに行う必要がある。町は、平時より、これら調査や発行の対応詳細を位置づけたマニュアルを作成する。

第３ 証明の範囲

罹災証明書は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明する。

(1) 世帯主住所

(2) 世帯主氏名

(3) 罹災原因

(4) 被災住家の所在地

(5) 住家の被害程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊））

（略）